



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における勤評闘争－教育行政・運動の矛盾の展開(一)
Author(s)	明神, 勲
Citation	北海道大學教育學部紀要, 18, 79-132
Issue Date	1971-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29058
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_P79-132.pdf



北海道における勤評闘争—教育行政・ 運動の矛盾の展開 (一)

The Struggle against Teacher merit System in Hokkaido—
The Evolution of Conflict between Educational
administration and Teacher's movement (1)

明 神 勲
Isao MYOZIN

目 次

- I 愛媛勤評から全国勤評へ
 - 1. 愛媛勤評から全国勤評へ
 - 2. 北海道における勤評問題
- II 運動方針の確立
 - 1. 全国的勤評情勢
 - 2. 北海道における運動方針の確立
 - 3. 勤評共闘組織の発足
- III 勤評反対世論の湧出と6月道議会
 - 1. 勤評反対世論の湧出
 - 2. 自民党の反対世論・運動への「批判」—6月海議会
- IV 北海道における道徳教育問題
- V 9・13 道教委回答と9・15 斗争
 - 1. 8・15 から9・15 へ
 - 2. 政府、自民党の道教委への攻撃
 - 3. 北教組第35回中央委員会
 - 4. 9・15 を前にして—全国情勢
 - (1) 政府、自民党 (2) 革新政党、労働組合
 - (3) PTA全国協議会 (4) 事態収拾の動き
 - 5. 9・15 を前にして—北海道 (1)
 - (1) 道教委、地方教委 (2) 職場の斗争体制
 - (3) 校長会 (4) PTA (5) 共斗体制
 - 6. 9・15 を前にして—北海道 (2)
 - (1) マスコミ論調 (2) 各地、各層の動き
 - 7. 9・13 道教委回答
 - 8. 9・15 戦術の転換
- VI 9・15 の総括をめぐって
 - 1. 北教組執行部の見解
 - 2. 中央委員会、定期大会における総括
 - (1) 道教委回答の評価
 - (2) 全国斗争と地方斗争の関係
 - (3) 斗争体制の確立をめぐって
 - (4) 「彼我の力関係」認識
- VII 10月道議会と勤評問題
 - 1. 10月道議会における自民党の反撃
- VIII 管理職手当問題

論 文 要 旨

戦後の教員組合運動は、1949年のレッド・ページ——「健全なる運動」路線を明確にした日教組「塩原大会」と1958年の勤評斗争の二つの大きな転換点をへて現在まで推移してきたと考えられる。

第一の転換点によって形成された特徴は、(1) 校長、教頭など学校内におけるヒエラルヒーの頂点に位置する層を幹部とした「職制」組合の組織、(2) 教育行政機構との「重層、協調、関係」、(3) 幹部斗争という斗争形態、(4) 下部における組合組織の未確立、(5) 社会党とのブロック。組合主義的政治斗争、(6) 地域、学校種別セクト主義的、等々いわゆる「民同」的路線の確立と概括できよう。

しかしながら、1950年代半ば以降独占資本を推進主体とする反動的教育政策の展開は、「民同」的運動の存立基盤そのものを揺がす性格をもつものであった。(例えば、幹部交渉では問題解決を可能とする生活・教育条件の悪化、教育統制の末端権力として校長を位置づけたこと…) 勤務評定とこれに対する斗争はこれを決定的なものとし、古い型の運動路線のいきづまり・分解・崩壊の始期となり、この中から新しい特徴をもった運動路線が生みだされ、拡大・強化される出発点を画するものとなった。教育行政機構と教員組合組織の関係でみると、1960年代前半までを一過程とする「重層、協調」状態から「分離、対立」状態への移行過程の明確な始期をここに求めることができる。

この一過程における古い運動の古い型のいきづまり・分解と新しい運動の型の確立を、教育行政との矛盾の展開の中でとらえる作業の一環として、それ以前の運動の特徴を鮮明にするためここでは1957年から58年にかけて斗かわれた勤評斗争を対象としている。教員組合、労働組合、政党、PTA、地方教育委員会、北海道教育委員会、等々の諸組織、諸機構の拮抗の中から、1958年9月に道教委が「愛媛勤評・全国教育長協議会試案反対、慎重検討継続」という全国的にまれなる態度決定にいたる過程を分析し、(のちの分解の原型となる)教員組合運動の諸特徴を考察する。

以上の仮説は、「革新王国」といわれ、社会党田中道政が戦後12年間にわたって続き、勤評斗争の翌年1959年に自民党町村道政に転換をとげた、という北海道の特殊な事例から予想されるものではあるが、幾多のズレを含みつつも全国的展開の典型現象として措定することが可能と考える。

かつて、堀江正規氏は近代学校の史的分析のあと、「学校を階級的に所有し、管理しているのは、支配階級としてのブルジョアジーである。だが、現代の学校にとっては、広範な勤労人民の『父母』と子どもたち、その大量な生徒の教育担当者である大衆的な教師集団、これが欠くことのできない構成要素である」とし「勤労者の『父母』」と「教師の集団化」を「現代の学校構成のなかにあらわれざるをえない民主主義的要素」⁽¹⁾とし民主主義的教育の発展を可能とする客観的条件を指摘した。この指摘は基本的には現在においても承認しうるし、民主教育の展望を二つの「民主主義的要素」夫々の成長、両者の結合の態様に求めることができよう。そして「成長」「結合の態様」の推移は実践・運動の基礎になっている認識・思想⁽²⁾とされそれを支えていく組織という二つの面においてみる事が必要と考える。

戦後日本における以上の事象の史的発展の分析を課題とした場合、まず教員組合運動の分析からとりかかることが必要と考えられる。⁽³⁾

戦後における教員組合運動は、レッド・ページ→「健全なる運動」路線へ転換した日教組塩原大会(1948年)という1950年を前後する時期と、勤評斗争が広範に斗かわれた1958年の二つに大きく時期区分が可能である。第一の転換点における特徴は、いわゆる「民同」的路線の確立であり、第二のそれは「民同」的路線の分解・いきづまりの進行と新しい型の運動論、組織論が生みだされ拡大、強化される出発点と位置づけることができる。無論、運動には不均等発展が不可避であるから各都道府県により、各支部により運動転換の時点や速さ、それがとらえる深さは一様ではありえないが、一定の偏差を含みつつも教員組合運動全体としての転換点をこのように

措定することが可能と考える。

ここでは北海道に限定してこのことを検討したいと考えているが、「革新王国」といわれ、社会党(田中道政)が戦後12年間にわたり自治体首長にぎっていたということ、そして勤評斗争の翌年1959年に町村自民党道政は転換をとげたという北海道の教員組合運動が展開される条件の特殊性は、古い「型」の崩壊と新しい「型」の誕生を典型的にあらわすと考えられる。運動の展開の仕方は、主体的条件を不可欠のものとし一定の独自の展開をするのではあるが、教育政策、教育行政という客観的条件と深くかかわり、これを規定するという側面ももちつつもより基本的にはこれに規定されつつ展開をみるからである。

北海道の教員組合運動史の時期区分を仮説的に以下のように考えている。

1. 1945年—1948年(組織拡大、運動の攻勢)

北教組の結成にいたる急速な組織化の進展、生活・権利の基礎的条件確立の斗争、教育条件整備の斗争、他労組との共闘、父母との協力関係。実力行使を基調に道教委交渉、運動の上昇、攻勢期。

2. 1948年—1958年(「民同」的路線の確立、展開)

産別、北労会議との絶縁と、レッド・ページ、合法路線(日教組塩原大会)への転換。高校組織の分裂、教研の開始、斗争形態の基調は知事、道教委交渉。教育行政との重層、協調相互浸透の期。組合幹部は校長、教務主事。

3. 1959年—1963年

教育行政と運動の「分離・対立」、校長組合からの脱皮、職場斗争の展開、地域共闘、民教運動など古い運動の型の崩壊が始まり新しい運動の諸特徴の萌芽が生れる時期。運動は防衛が基本。

4. 1964年——現在

町村道政による反動的教育行政の大格的な展開、政府・文部省と道教委間の矛盾の完全な清算。前期の萌芽の展開。

当面、第3期の1958年—1963年を対象にしたいと考えているが、ここでは北教組を中心とする勤評斗争の検討から始める。

I 愛媛勤評から全国勤評へ

1. 愛媛勤評から全国勤評へ

1956評愛媛県教委は財政赤字対策を理由に、教員の昇給を勤務評定の結果にもとづき7割に限定して実施することを決定した。これに端を発した愛媛の勤評斗争は、「教育と子どもを守るために多くの障害と困難を克服し、長期にわたって血のにじむような闘い」⁽⁴⁾にも拘らず、国家権力を総動員しての集中的な攻撃のまねにねじふせられる恰好で評定書が強奪され実施が確定された。「勤評を実施して昇給できる教員と落ちる教員を作れば、教組は必ず割れる。実施の責任者である校長はきつと組合の圧力にたえかねて教組を離脱するだろう。校長がいなくなった教組が弱体化するのは火をみるより明らかだ」⁽⁵⁾との白石自民党県連幹事長のもくろみは実現しつつあるかのようだった。その後愛媛には勤評の害悪が枚挙にいとまのないほどみられるようになった。⁽⁶⁾そしてこの諸結果は、権力の側には勤評の「効果」を確認させ全国実施の決意を固めさせたし、民主的教育を願う側には愛媛の教師のうめき、苦しみを通じて絶対阻止の決意と体制の確立を迫った。その意味では愛媛はどちらにとっても一つの小さな「実験場」であった。愛教組の闘いは不充分さを含みつつも全国に警鐘を乱打し闘いの基大的方向を示したという点では大きな意義をもち、1958年に展開される全国斗争の共通の出発点を確立したものであった。⁽⁷⁾

自民党はすでに党内の労働問題調査会と文教制度特別委員会の合同小委員会で日教組対策を検討していた。この中では「日教組の政治的偏向を是正するために組合を解散させるか、あるいはその運動を制限する立法措置を講ずるべきである」という強硬意見もでたが、結局現行法のワク内で文部省、教育委員会の管理権強化を通じて効果的な措置を行うこととなりそれを「日教組対策の具体的方針」(案)としてまとめた。⁽⁸⁾

▽文部省の措置すべき事項

一、日教組の性格を明確に認識して、これに対し、交

渉的態度で臨まない。

二、新教育委員会法に規定された文部大臣の「措置要求」を適正に実施し、文部省の指導性を高める。

三、都道府県教育長をよく握って各種の措置を通じて服務の厳正をはかり、状況によって文部大臣は教育長の進退について事実上の措置をとる。

四、文部省地方課を強化拡充し、教育委員会を握るとともに、教組運動を主管する機構を整備する。

五、視学官制度を拡充し、その態勢を整えて視学官の視察、服命を厳正にする。

六、教育研修会などの教育集会を文部省主催ないし、教育委員会との共催で活発に行う。

▽教育委員会の措置すべき事項

一、県教組とは勤務条件以外の事項について話し合いをせず、また事業の共催など行わない。

二、学校管理規則を速やかにかつ適確に制定し学校管理を厳正にする。

三、教職員の服務監督の強化をはかり勤務評定を励行する。

四、校長、教頭の管理的立場を明確にし、その給与体系とその他必要な措置を講ずる。

五、職員団体の専従職員を最少必要限度にとどめ、いわゆるヤミ専従をなくす。

六、いわゆる組合人事を排し、人事管理を適正化する。

1956年の教委法改正(『地方教育行政の組織及び運営に関する法律案』)は、教育行政機構から国民とのパイプをたちきり、〈文部省→都道府県教委→市町村教委→学校〉の官僚的中央集権的パイプに切りかえ完成させることをねらいとしたものであった。その後これを補完する形で出されてきたものが、学校管理規則、勤務評定、管理職手当支給でありこれにより学校における〈校長→教員〉のパイプが完成され、新教委法の一体系が完結する。⁽⁹⁾

7月12日衆議院文教委員会で辻原議員(社会党)の質問に対し内藤初中局長は「日公法ならびに新教委法で勤評はきめられているので評定はやらなければならない。できるだけ学校の実態に則したものにしたいと思っている。今年の秋ごろまでにはまとめたい」と答え全国的実施の意図を明言した。10月初旬の段階では勤評実施に対する各県教委の態度は大半消極的といわれていたが、文部省は10月14、15日の全国教育長協議会に地方課長を派遣し、22日以降連続して全国教育長会議、全国教育委員長会議、全国校長協議会に対し一貫した働きかけを行い前者二会議は「教職員のより公正な人事管理を行うことでいっそう教育効果の向上を期するものである」という申し合せを行った。この頃より都道府県教委の動きは激

しくなり相当数の県が実施の方針を明らかにしはじめた。勤評を検討していた全国教育長協議会第三部会での基準案はすでにこの頃完成していたとみられ、その公表は時間の問題とみなされていた。文部省は愛媛第二次勤評反対運動を終息させ各道府県教委の足並みを揃え全国一斉実施の体制を整えつつあった。12月20日、愛媛の斗いの終結を待っていたかのように全国教育長協議会の試案が発表された。

日教組は、第43回中央委員会(8月)で組織体制の強化、文部省交渉、都道府県教委交渉、ブロック共斗の強化と9・25、10・18の愛媛教組をつつむ全国統一行動を決定していたが、全国実施が決定的となった折の第16回臨時大会(12月22日)において「非常事態宣言」を発し組織をあげて勤評斗争にとりくむことを決定した。

2. 北海道における勤評問題

(1) 北教組、高教組

1949年北教組から高校組合員の脱退、分裂以降、中央レベルでの日教組、日高教の共斗、統一の動き⁽¹⁰⁾に呼応して、北海道においても北教組が中心となり共斗、統一の努力が続けられてきた。脱退、分裂の後に結成された道高教組は、給与問題⁽¹¹⁾、高校入試問題⁽¹²⁾等において北教組と真向から対立し、客観的には学校種別の特権意識を基礎に反動的教育行政のバックアップするという役割を、おうおうにして、演じてきた。道高教組の分裂は高校教員を北教組、高教組、未組織に分断し高校教育民主化の阻害要因となったのみならず、本道の教育民主化、教師の労働条件の改善を阻害してきた。分裂による事実の教訓と労働条件の悪化の進行、反動的教育統制の急速な展開は、互いに敵よばわりをし分裂の固定化と拡大を続けることを許さない客観的条件を形成していった。

北教組第28回大会(1957年5月)が「北教組、高教組が両組織間の間に介在する部分的な矛盾に目を奪われて、反動権力との対決という大きな目標を失ってはならない」としたのはこの間の情勢を反映したものである。この大会では「共同斗争を誠意をもってすすめ、教育労働戦線の統一のため組織をあげて努力する」ことを運動方針として決定し、これにもとづき、7月15日付で高教組に対し共斗推進のための次のような提案を行った「……きびしい情勢の中で民主教育を守り育てる事業をなしとげることは、全労働者の連帯行動、とくに教育労働戦線の強固な団結と統一なしには絶対成功するものではありません。われわれが貴教組との間に数年来存在したわだかまりを排除して、職場からの共同斗争に努力してきたことも、また貴組合の全道労協加盟を支持する態度を

表明したことも、このような事態を一刻も早く解決して、教育労働戦線を確立したいという念願にほかなりません。……貴組合に対して、次のことを申し入れます。一、道高教組、北教組本部間に共斗連絡会議を設置して、共同斗争を推進すること。二、下部組織間の共斗連絡会議の設置について適切な指導を行うこと。……」

この申し入れを高教組は8月8日の執行委員会で全員一致で受入れることを決定し、第一回共斗連絡会議がもたれることになった。ここでは、給与斗争、勤評斗争等の当面する諸斗争についての意見交換、共斗打合せを行い、分裂以来8年目にして統一への第一歩を踏みだした。中央では10月10日、日教組小林委員長、高教組軽石委員長の連名で勤評統一行動に対する共同通達が発令されて以来はじめて両教組組合員にだされた。

北教組の斗争課題に勤評斗争が登場するのは、1957年9月13日に開催された第32回中央委員会においてである。当初の執行部原案には含まれていなかったが、函館、小樽支部からの修正案により「権利を守る斗い」の中に「勤評阻止」を加えることを万場一致で決定し、9・30、10・18の日教組統一行動を組織していく。第2次愛媛勤評斗争が果敢に斗かわれ、勤評の焦点が愛媛から全国に拡大しようとしていた中で開かれた第29回定期大会(1957年11月)において「1…全国的斗争体制を更に強化し、勤評をあく迄阻止するために年末から春季の斗争の中で全体の斗争と深く結合させ斗いを組織し断固斗いぬく。2道教委の勤評の方針を放棄させるために審議段階に入った場合は徹頭徹尾大規模な大衆動員をくり返し、あく迄勤評粉碎のため闘う」という決議を採択した。この頃から機関紙「北教」において愛媛斗争の紹介がされはじめ勤評の実態、斗争の教訓が宣伝されている。

北教組は当時組合員30,200人(組合費納入人員)で校長を含め小中学校教員のほとんど高校教員、盲聾教員、小中高盲聾職員の一部を組合員に組織していた。⁽¹³⁾その組織は、本部の下に各支庁単位に「地区内の支部を統轄し、地区内共通の業務を行い本部、支部との連絡にあたる」(規約)任務をもつ16の地区協議会、この下に市町村を区域として組織される219支部、直接本部につながる17市支部によって構成され、本部には専門部として高等学校部、特殊学校部、婦人部、特別委員会として中央人事委員会を設置している。

高教組(組合員数1,958年3月現在、4,891名)は、12月の第17回代表委員会(17日—18日)において以下のような勤評斗争方針を確認し、17日には道高校長協会に対し勤評反対の態度表明を行うよう申し入れた。

「1 基本的態度……道教委、教育長に対し中央との緊

密な連けいのもとに反対、阻止斗争を強化する。2 具体的闘い方…… (1) 文部省基準、教育長協議会案の発表を要求し話し合いの場をつくり勤評を実施しない確約をとる。(2) 学校班における組合員の勤評反対の意志を更に強固にするために職場決議を行い特に勤評に反対である旨の意志表示をさせることによって斗争体勢を強化する。(3) 北教組との共闘、他労組、民主的諸団体との共闘を強化し宣伝を強め世論の喚起につとめる。特に宣伝活動の重点をPTAに置く。(4) 情勢の推移に対抗できる本部支部態勢を整備する」

高教組情報(10日刊)は9月21日に勤評討議資料を特集して以降毎回勤評に大きなスペースをさいている。

教育労働者の闘いの決意をうけて北海道の労働組合の集合体である全北海道労働組合協議会(全道労協)は、12月24日の第一回定期委員会で「勤評阻止に関する決議」を行ない労働者の立場から勤評斗争の推進を決定し、26日道教委交渉を行なった。

道内の大学教員は10月18日の北海道学芸大学札幌分校教員会議声明につづいて11月3日道内各大学から反対の声明を発表した。

(2) 校長会

全道小学校校長会、全道中学校校長会は一致していち早く勤評反対の決議、声明を発表し注目された。

まづ全道中学校校長会は11月15日の第一回評議会で以下の決議を行ない17日道教委に手交した。

「…あらゆる角度から検討の結果、(勤務評定の実施は)教育の実際運営に甚だ支害のあることを認めた。1. 教育の仕事は諸官庁、会社における事務的、技術的分野の外に児童生徒に対する感化の面があること。2. 客観的評定はほとんど実施不可能に近いこと。3. 北海道新聞社説にある如く、勤務評定問題が政争に利用されつつある現在、教育の中立堅持に対し甚だしい禍根を残すおそれあること。4. 其の他教育の場を不明朗にし教育環境を悪化すること。右決議する」⁽¹⁴⁾

つづいて11月30日、従来、市部、支庁の二つに分かれていた小学校校長会の一本化になった創立幹事会において、日高の井上理事から緊急動議で以下の声明が採択された。「現に愛媛県において強行されている勤務評定、ならびに伝えられる教育長協議会で作成されつつある勤務評定は、あらゆる角度から検討の結果、その実施により、教育運営に支障きわめて大なるものがあり、いたずらに現場の混乱を来すものと思料せられるので、われわれは全員一致これに反対するものである。右声明する」⁽¹⁵⁾

高校校長会はこの時点では態度表明を行っていないが、小中学校校長会がこぞって組織的に勤評反対の表明

をした事は注目される所であった。小中学校校長会のこの「戦闘性」の一因は、後述するように校長が組合員であるばかりでなくその指導部を多数占めていたという組織実態にあり、校長会と組合は組織的に重層化し(ちなみに小学校長会で勤評反対の提案を行った井上理事は浦河町支部の現支部長である)協力、友好の関係にあったというところに求められる。(高校長は非組合員)

(3) 北海道教育委員会

9月24日北教組との団交で「道教委は科学的客観的で公正な勤評は困難である。また条件や状態を考えないで機械的な評価はできない。従って勤評の実施については極めて困難であると考えている」とはじめて勤評に対する態度を明らかにした。また、12月13、14日の団交で、全国教育長協議会に出席する道教委の態度を東委員長は「やるにしてもやらないにしても、道は道でやるべきであり、協議会の決定に従うような態度はだめで、あく迄北海道でどうするかという事でぞむ。土地の実情に応じて都道府県が自主的に処理すべきものだと思える。…申合せにコウソクされる事なく、本道の委員会独自にやっていきたい」と言明した。この時点で、他の多くの都府県示教委が文部省の方針にしたがいそれぞれのブロック内で実施のために右往左往している動きの中で「例外中の例外」とも評価される独自の原則的な態度を道教委は堅持していた。

(4) 道議会

第4回定例道議会(12月)において、まず社会党の大石議員から勤評論議の口火が切られた。大石氏は、地方公務員法、人事院規則、学校教育法等の法律を利用し「一般職員に対する勤務評定すら困難であり、容易でない。まして、教職員に対しては、現段階においては、全く論外である」としたあと、(1)教育財政の貧困をおおうために勤評の結果を悪用する危険性がある。(2)全人教育をそこなう形式主義、詰めこみ主義の教育になる危険性がある。(3)校長対教員、教員対教員の人間関係がそこなわれ学校の民主化、明朗化が妨げられる。(4)教育条件の完備が先決条件である、などの諸点をあげ反対の態度表明を行った。

つづいて、自民党の福島議員がたち「…愛媛県の論争で、むしろ、必要以上に、本道は刺激されておるとさえ考えられるのでありますが。……わが党においては、少なくとも、本道の場合、政治上において刺激し、かかる混乱に導きたくないという理由から、勤務評定の質問のみは過般の政調会で保留したのであります。……しかしながら、あくまでも、教育の中立性と自主性をもって、本道の場合、これらの粉争をできるだけ避け、円満に実

施され、少くとも、愛媛県のごとき混乱の不祥事に持ちこみたくない前提条件のもとにこの問題をとり上げてみたい」と基本的姿勢をのべたのち「近代的な、科学的な、合理的な人事行政を行う上に、勤務評定を実施すべきことは、論を待たないところではありますが、その前に、まず、評定を実施すべき基盤を整備することを忘れてはならないと存じます」と「教育環境の整備」と抱合わせに「すみやかに適正なる勤務評定の実施」を要求した。(以上道議会本会議議事録より)

これは自民党としては類まれなる消極的態度表明であったが、北海道における政治的力関係の一定の反映をここにみる事ができよう。

(5) 教育委員会——北教組の関係

①道教育委—北教組

公選制教育委員会時代の道教育委員の構成は教組推薦候補が常に過半を占めていた。

1953年選挙…坂井一郎、鎌田理吉、本間喜八郎(以上4年委員) 佐藤貢、木呂子敏彦、三井武光(以上2年委員)

このうち4年委員の三人は北教組、全道労協推薦、木呂子は農民同盟推薦であったから労農団体の推薦候補が6人中4人を占めたことになる。

1950年選挙…水島ヒサ、木呂子敏彦、西野金助(これに1948年に4年委員の3人)

この時は水島、木呂子氏を北教組、全道労協推薦。西野氏は保守系、高教組がバック。

1952年選挙…本間喜八郎、坂井一郎、鎌田理吉

そして1956年任命制前の委員は、坂井一郎、本間喜八郎、鎌田理吉(以上北教組出身) 水島ヒサ(社会党) 木呂子敏彦(農民同盟) 斎藤正志(社会党)となっている。

自民党は「道教委は北教組のカイライである」との攻撃をかけ(特に北教組出身の三委員が旅費名義で北教組から手当を受けとっていたことが1953年3月の道議会で問題にされた) 教委の自主性を要求した。

新教委法の制定にともない任命制教委が1956年9月より発足することになった折、知事提案の候補者は革新色が強すぎるといふ反発を、自民党、協同クラブからうけ本会議で否決され各党派との調整により次の委員が承認され新しい教育委員会が構成された。

東 茂吉(前小学校校長会会長、1955年北教組監査委員、1959年北教組後志地区協議会会長)

安延三樹太(藤短大教授、元小学校長)

鈴木 ヨシ(教育庁指導主事)

安孫子孝次(北星学園理事)

辻村 朔郎(北海道銀行東京支店長)

その構成をみると公選制期より革新色は大巾に後退したが、社会党道政下において、対教組関係においてはそれ以前の継続という面が基本的であった。

道教委—北教組レベルでの交渉事項は、昇給、昇格、休暇等の生活、労働条件、権利問題、高校入試、君ヶ代問題等の教育問題、教育条件にかかわる予算問題その他人事の原則等全道共通の問題が中心となっている。ここでは1954年の昇給、昇格問題を例にとって問題の解決のされ方をみよう。

1954年以降地方財政の赤字から、昇給昇格の延期・停止、結核休職の期間削減、希望退職の名による退職強要等既得権剥奪が全国的に問題となっていたが、⁽¹⁶⁾ 1954年本道においては次のような展開をみている。

(1) 道教委は1954年1月1日該当の特号昇給者の昇給凍結を決定し、非公開での交渉を北教組に要請。数回の交渉の結果道教委は「一切の既得権を剥奪しない」ことを確認したが道教委事務局が昇給凍結の道の方針に従ったため昇給ストップのまま4月を迎えた。4月末の団交で道教委は、小学校のみ特号昇給1月1日該当者を3ヶ月遅らせ4月1日発令し3ヶ月分の差額未払いを提案したが、北教組の強い要求で①次期昇給の起算点を1月1日とする、②次期の昇給は3ヶ月操りあげる、という条件がかけられ確認書が取交わされた。

(2) 4月24日、道教委は北教組との団交で、①特号昇給者の昇給期間を1.5倍に延長(北教組反対)、②結核休職期間の削減。本道は24年の確認で4年とされているが教育公務員特別法の2年間プラス、予算の許す範囲内で1年以内、に短縮(北教組反対)、③赴任旅費2割削減(北教組—希望赴任のみ2割削減)の提案を行った。数度の交渉の結果道教委は、①は保留、②③は北教組要求どおり、④は夏季手当で税込み1ヶ月(北教組—税ぬき1ヶ月)の予算要求を知事に対し行った。その後舞台は北教組—知事交渉にうつり数度の交渉の結果7月15日に、①は4月1日該当者については昇給実施、7月1日該当者は継続協議、②③は継続協議、④は知事案の0.75ヶ月分と決定し、問題は9月議会にもちこされた。

この間、道教委—北教組交渉8回、北教組—知事交渉6回。全道から8回にわたり約260人の陳情入団来札。

陳情団内訳 組合員—23人(殆んど役員)、PTA関係13人(連P役員が多い)、他労組—8人、校長会—4人、地教委—4人、教育長(渡島)、地教委協議会長(渡島)、地教委連絡協議会副会長(檜山)、市教育委員長(夕張)、市議会議員—3人

(3) 10月議会に向けて9月1日から10月26日まで継続問題の団交がもたれ、①35,000円以上の高給者の昇給・

昇格を当分の間停止、10月以降年内の昇給・昇格は繰り延べて遡及発令、②結核休職期間3年、③旅費の一等旅費を廃止し二等旅費3割削減支給、④希望退職を条件付で承任、の内容で妥結した。この間、北教組—道教委団交7回、北教組—知事、副知事団交10回、陳情団7回にわたり約300人、各支部より道教委、知事に向けて文書戦術。

陳情団内訳 組合員—250人、PTA—26人、教育委員会—2人、校長—2人(北空知中学校長会会長、十勝校長会会長)、他労組—3人、市議会議員—3人、組合員家族、部落会—11人。

ここにみられるように、前半—対道教委交渉、後半—対知事交渉の二段階の交渉過程があり、道教委—北教組交渉では、基本的に北教組の線でまとまり、最終的解決は知事—北教組交渉にゆだねられここで相互の歩みにより妥結点が見出されるという過程をたどっている。予算関係の問題では知事が決定的な権限をもっており道教委は充分主体性を発揮していないので、前半はあくまでも前哨であり全ては知事交渉で決せられることになる。

北教組の斗争形態は、幹部団交を基本にし、支部では陳情オルグの派遣、文書戦術、署名活動でこれを援護し団交を有利に展開するというところに基本がおかれている。地方陳情オルグは、地方教育行政機構(地方教委、議会)、校長会、PTA、教育運動組織(労組、教組)が一体となって構成されていることが注目される。

中央レベルの道教委—北教組の関係は、様々な力関係のバラツキをもつ地方教委—支部の地方レベルの関係よりも安定しているため、北教組は道教委に対し地方教委への指導性を要求したり、本来地方教委レベルで解決すべき問題を道段階に持ちこみ解決するという戦術(例えば人事)問題をとったことがある。

ここでは1954年を例にとったが、この関係はそれ以後においてはほぼ完全にひきつがれている。

②市町村教委⁽¹⁷⁾——市町村教組支部

ここにおける中心問題は、①人事問題である。

人事問題については1949年、道教委と北教組の間で「人事に関する覚書」がかわされ、北教組の人事具申権と本人の承諾なしに人事移動を行なわない旨の確認がなされている。これは、1951年、54年に再度確認された。

北教組は1953年12月の中央人事委員会で人事の原則と対策を決定した。

▽人事の基本事項に関する件

- (1) 北教組の人事具申権に基いて、清新なる人事行政の実現を図る。

- (2) 教育委員会が人事移動を行う際には、必ず事前に北教組に内示し個々の人事についても協議させるよう闘う。

- (3)—(5) 略

- (6) 教育委員会事務局、地方事務局の人事を適正にし、教育の民主化を図る。

- (7) 如何なる人事異動に当ても、本人の承諾なき発令は行なわない。

- (8) 教育委員会の発令の結果については、民主的な手続による厳正な批判を行う。

- (9) 具申の内容を決定するには、全組合員の民主的な手続きによって行う。

- (10) ……特に封建的色彩濃厚なる学校長の降任を行う。

▽人事に関する今後の対策に関する件

- (1) 覚書の趣旨が市教育長、地方事務局長を通じて市町村教委に徹底されるように最善の努力をなし…

- (2) 各地区各支部の人事委員会の組織を確立し人事に関する強力な交渉を行い、人事具申権の確立をはかる。

- (イ) 人事の実質的な決定は、道教委、地方事務局長に持込んで闘う。

- (ロ) 町村立定時制の人事は、実質的に道教委に持込んで闘う。

- (3) 道教委並に地方事務局長の人事刷新を図る。その為各市地区人事委員会に、本部に定期的にその動向について資料を提出する(年3回)

北教組はこのような方針にもとづき人事斗争を行ってきた。人事問題は各地域における力関係に応じて広い振幅をもっており不当事の例もみられたが(例えば網走)組合の発言権は総じて大きく、採用、移動、校長推薦、地方事務局人事にかなりの権限をもっていたといえよう。その場合、組合の組織力という事と同時に地方教育行政機構の頂点或いはその一端を組合出身者が占めることにより行政機構への浸透を行っていたという事実も見逃すことのできない有利な条件である。

地方教育行政機構で実質的な権限をもっていたとみられる教育長の前歴をいくつかの地区においてたどると次のようになる。⁽¹⁸⁾

△空知

栗山 53年→54年 55年→58年
校長… 沢崎松四郎 小野三男
町長

三笠 53年→58年
校長… 浦島幸恵

教育学部紀要 第18号

由 仁 53年 → 58年
校長... 川村憲一

長 沼 53年 → 55年 56年 → 58年
白井茂男 〃 中川 清 〃

幌 向 53年 → 56年 57年 58年
校長... 末岡八郎 (一巳村支部長兼任) 〃 山下 神塾
教育委員... 治市 義学 〃
教育委員

栗 沢 53年 → 58年
校長... 光富春男

北 村 53年 → 55年 56年 57年 58年
教育主任... 白石外資 〃 長川谷 石沢 滝川
助役... (兼任) 博 一郎 静夫

月 形 53年 54年 → 55年 56年 57年 → 58年
校長... 古沢 有馬 〃 欠 吉川勇雄 〃
元赤平支部長, 校長... 信一 総務係長... 〃

奈 井 江 53年 → 56年 57年 → 58年
校長 長 勇人 (助役兼任) 東藤 英太郎
校長, 奈井江支部副支部長 校長... 〃

砂 川 53年 → 58年
校長... 森谷弥市

上 砂 川 53年 → 57年 58年
校長... 後藤甲太郎 校長... 沢井信雄

歌 志 内 53年 → 58年
校長... 佐藤倉雄

赤 平 53年 → 56年 57年 → 58年
校長 (元中空知地区協議会副委員) 田中吉人 〃 佐藤賢栄
(長, 赤平支部長, 吉川支部長) ... 〃

滝 川 53年 54年 → 58年
松木 豊田 〃
幸治 由太郎 校長... 〃

江 部 乙 53年 → 54年 55年 56年 → 58年
鞍田武夫 〃 欠 鞍田武夫 〃

浦 臼 53年 54年 → 55年 56年 57年 58年
教育主任... 谷尾 高砂 〃 大野 庄野 森川
校長(元浦臼支部長)... 政之 正清 (代理) 博 勇蔵
教育委員... (教育委員長兼任)

新十津川 53年 → 55年 56年 57年 → 58年
吉成 清 〃 坂井 中沢 〃
正二 長吉 (代理)

雨 竜 53年 → 56年 57年 → 58年
大垣清隆 〃 大西正友 〃

納 内 53年 → 55年 56年 57年 → 58年
寺崎利一 (事務取扱) 〃 西川 上野 〃
助役... 伊三男 外栄 (兼任) (代理)

一 巳 53年 → 54年 55年 56年 57年 58年
岩田 幸次郎 (事務取扱) 〃 欠 岩田 伊藤 五十嵐
助役... (兼任) (教育委員) 〃
校長兼任 教育委員

妹 背 牛 53年 54年 → 56年 57年 58年
欠員 森二郎 〃 欠員 有馬
校長... 校長 (元月形教育長) 〃
赤平支部長 信一

秩 父 別 53年 → 54年 55年 → 56年 57年 → 58年
佐々木 〃 藤原順一 〃 早川彰 〃
校長... 春吉 (事務) 〃
社会教育主事 (取扱)

北 竜 村 53年 → 56年 57年 → 58年
助役... 榎本和夫 (兼任) 〃 教育委員... 後藤 三男八
(教育委員長兼任)

沼 田 53年 → 58年
小川武熊 校長, 深川支部長

多 度 志 53年 → 54年 55年 56年 57年 → 58年
助役... 原田清一 (兼任) 〃 竹田 伊藤博 太田 〃
幸作 (助役) 松治 (兼任)

幌 加 内 53年 → 58年
教育主任... 太田三郎

岩 見 沢 53年 → 55年 56年 57年 → 58年
市文教係長 木村誠教 〃 増子 野崎 〃
社会教育課長... 雄一 幸夫 (教育研
(代理) 究所長
校長(元市支部長)... 兼任

夕 張 53年 → 58年
校長... 及川滋度

美 唄 53年 → 56年 57年 → 58年
市教育部長 牧野昌次 校長 (元美唄支部
監査委員長) 〃 武石敬治 〃

芦 別 53年 → 55年 56年 57年 → 58年
山中 駿 〃 伊藤涉 飯田 〃
教頭... 滝之助

これによると教育長の前歴は、校長からのコース(市町教委)と役場の主任, 助役, 教育委員からのコース(村教委)の二つに大別される。この比重は支庁によって異なるが、空知は前者の、石狩は後者のタイプの典型とみることができる。⁽¹⁰⁾ 1956年の新教委法以後、校長兼任が不可能となり校長からのコースの減少がみられるが(教育委員長, 助役兼任がふえる)なおかなりの数を占めている。校長会と組合が協力友好関係にあり、人的重層構造にあったので、〈教育長—校長会—組合〉というルートで校長会を媒介に組合の意向が一定程度反映される組織関係もまた存在していたのである。

自民党は後に勤評実施の一論拠として人事の科学化, 合理化を主張したが、その際変えられるべき現状として組合人事の弊害をあげている。例えば58年の第3回道

議会本会議では自民党の川口常一氏は次のように発言している。

「……ただいま人事の問題につきましては、道においては、決して教組の言う通りにはなっておらないということを申されました。しかしながら、市町村教委の方においては、これは、市町村教委同志で話しておるので、それはうまくいっておると思う、こういうお話でありました。そこで、私の方の空知の市町村の教育委員連絡協議会というところでこの人事をやっておりますが、私はかつてこの連絡協議会の会長でございましたし、全道の連絡協議会の会長でもありましたので、それを充分に承知いたしておりますが、われわれの方におきましては、こういうことになっております。なるほど、市町村の教委からいろいろ申し入れがございます。しかしながら…地方事務局長は、組合から人事の具申を受けておるわけでありまして。そうして、人事の具申を受けまして、原案を教育長の手によって作っておる次第であります。そこへ市町村の教委からあれやこれや申し入れがあるわけがございます。従って、市町村教委の希望も入れられることは、当然でございますが、…遺憾ながら、これは、市町村教委の教育長が最初にやるわけでありまして、この教育長はそのほとんどが北教組の出身でございます。（『その通り』『よいではないか』と叫ぶ者あり）従って、この北教組出身の諸君たちは、腕によりをかけて作った原案でございますから、こんなことは知らなくても、はっきりしておるわけです。…そこで、これは、地方教育長との間にいろいろ話し合いができて原案ができる。これを地方の教育委員長の連絡会議にかけて決定するというような方法をとっておるわけでありまして。……従って、この北教組の人事に対する介入といたしましては、依然として行なわれておるのであります」⁽²⁰⁾

組合の人事権は、その組織が民主主義を完全に保障されている場合は正しく機能するが、それが不十分な場合は組合自体が一つの小権力機関となり大きな弊害を伴うのも事実である。ある支庁では、教組の幹部が管内の人事権を事実上掌握し、その名をとって「……天皇」と呼ばれるような状態もあったと聞く。又、人事委員会のメンバーは圧倒的に校長が多数を占めていたので〈教育長—校長会—組合〉の関係では事実上の人事権は校長に左右される関係にあった、というのがより正確であろう。そしてこれに「学閥」がからむことによって民主的人事の遂行が大きな障害をうけていたことも無視できない。北海道には、古くから札幌師範、函館師範、旭川師範の三校が併存していたため学閥争いは特に激しく、組合運営の中にもそれは強く浸透し大きな障害となっていた。⁽²¹⁾

北教組は学閥意識の排除をこころうとすることによって呼びかけていたが、例えば1954年の第19回大会では「組合運営は組合及機関の相互の信頼の上に立たなければならない。かりに学閥的对立があるとすれば、この事が組合運営上重大な問題となり、不信をまねき、日常活動及び重大な斗争に際し致命的な欠陥をあらわす。組合員及び各級機関の役員は学閥意識を排除し友愛と信義に立って闘いを強める」としている。

以上、中央レベル、地方レベルで教委と教組の関係をみてきたが、1958年の勤評斗争はこのような関係を土台の上で展開をみるのである。

かつて道財政の悪化—昇給昇格延期停止が問題になった折、北教組との団交で水島道教育委員長は「私達は義務と責任を果すためにベストをつくすべきだと考える。…昇給昇格については、津軽の海を越えて、ストップの波がヒタヒタと迫っている。私達は教育の断崖に立っているが、皆崇高な防波堤になる意志を固めている。そして亦その覚悟である」⁽²²⁾とその決意を披瀝したが、その後予想をこえる教育反動の波が津軽海峡をこえおしよせてきた。しかし、これらの問題の解決は基本的には社会党与党の田中道政下において、道段階での道教委、知事—北教組本部の話し合いのルートの上で、相互の信頼感の上にたって平和的な形でおこなわれてきた。教組にとって教育委員会は、個々の部分的な問題で対立する事はあれ、最終的には共存可能なパートナーであり、少なくとも対立すべき権力機構の末端、尖兵等の認識は一部を除いて定着していない。事実道教委は、中央の反動的文教政策に対する「防波堤」或いはそれを反射、屈折、分散させる「プリズム」としての役割を演じてきた。現実の行政は中央の反動政策の強度、規模に応じ、時期をおくらせ或はその内容をうすめつつもジリジリと後退を続けるのではあるが、この過程においても中央に対する北海道の自主性が強調され、中央に対する教委、教組の一定の共存意識が10数年の慣行の中で形成されてきた。このような伝統の中で道教委はいち早く勤評に対し「例外中の例外」と評価される自主的かつ原則的な態度表明を行ったのである。

我々はこの期までの教育行政機構と教育運動組織の関係を「重層化・協調・相互浸透」と特徴づけることができる。

本来、矛盾・対立すべき、「権力によって支持された教育理念を各学校、教師にまで伝達するパイプの役割」⁽²³⁾をその本質的機能とする教育行政機構＝教育支配体系と「権力の支持する教育理念とは異なる教育理念を、民間の社会的な力が支持して、種々の手段でその実現をはか

る」⁽²⁴⁾ことを本質的機能とする教育運動組織＝抵抗・運動体系の「重層、相互浸透、という奇妙な現象は行政機構に「運動的要素」を運動組織に「行政的要素」をもたらし、それらの本質的機能の発現を稀薄化させる。このような現象は、戦後という歴史的舞台の上で、教育政策の強度、教員組合運動の水準、自治体権力等の諸条件を媒介に一時的に成立が可能とされたのであった。ここにおいては「組合からいえば、出先機関をある程度話し合いで動かすことができたし、行政の側からいえば、ある程度組合を話し合いで動かすことができた」。⁽²⁵⁾そして両者の接点に位置したのが校長であった。後に示すように、組合役員のうち支部長、副支部長の大半は「校長、教務主事(教頭)層」によってになわれるという組織実態があった。無論、この現象から無媒介的に、学校における校長と企業における職制の基本的性格の差異を無視して、労働組合運動一般のアナロジーで「職制組合」と規定することは正確さを欠くことになる。しかしながら、その労働諸条件において教職員の中で最上層にあり、職場におけるヒエラルヒーの頂点に位置し教育行政機構と最も近いところに立っていたという客観的条件からこの現象を考えるならば、組織における運動形態、規模、組織における民主主義、組織形態等を、いわゆる組織の体質にかかわる問題に対して大きな規定性をもっていたと考えられる。

一見強力にみえる組織も、下部にいくにしたがい組合意識、階級意識が低く、組織体制が実質的に存在しないというもろさも指摘される。北教組は日教組の中でも強力な組織の一つに挙げられ道内においても田中道政の有力な組織の一つであったが「多くの場合、緊迫した問題の解決が『道庁の二階、(知事室、教育委員会など)の幹部間の話し合いにゆだねられてきたのではなかったか。学校班一つ一つが教育破壊の権力と資本への憤りにたぎり、子どもと国民への責任に燃えあがるたたかいのルツボにたたきこまれる経験に乏しく、したがって組織をみたく闘争力は十分熱していないのではないか。多くの良識がこう危惧する」という「革新の温室にあって甘やかされがちである恵まれた弱点」⁽²⁷⁾も一方では指摘されていた。「校長組合」は、教育行政が正面からの組合との対決を避け、話し合いによって問題の解決や一定の要求が実現される位の教育政策の強度で、管理支配体制が現場(教師1人1人)レベルまで至っていない段階で成立をみる。したがって、弱点として指摘される斗争形態・方法は、この段階での教育行政―運動の関係を客観的条件とし、その影響として存在していたと考えられる。

独占の要求を推進力とする 1950年代半ば以降の教育

政策は、このような関係の権力の側からの清算を意味するものであった。それは対立、矛盾が鮮明でなかった都道府県教委―市町村教委―校長―教師を、上位から次々と権力の支配パイプにつなぎ、その都度下位との対立、矛盾を強めていく。そしてどの段階までパイプがおりるかによって教員組合運動の態機も変容を迫られるのである。1958年の勤評管理職手当制度はそれが学校現場段階にまで降りたことを示したものであり、校長が権力の末端機構に組み入れられることにより校長―教師の矛盾は鮮明にされ権力との対決の場が学校におろされた。ここにおいて従来の関係の解体と教育行政機構と運動組織の「分離・自立」と矛盾対立が具体化し「職場斗争、成立」の客観的条件が生みだされる。これは勤評斗争を契機に運動を通じて実現するのではあるが、この先導役は権力の政策の展開の中に求められる。

II 運動方針の確立

1. 全国的勤評情勢

試案発表以降、文部省は直接に、又全国教育長会議を通じて間接的に地方教委に対する「指導」を強めてきた。12月にはすでに1/3の県が実施を表明し、1月には従来から形式的に勤評が行なわれていた富山、愛知が焦点となったが2月6日、7日に全国に先がけ1958年の実施を決定し、2月中旬には試案には批判的で県独自のものをつくらうという意向を表明した県(長野、福島、長崎)、予算、管理規則問題が中心で、勤評には意志表示していない都府県(東京、京都、大阪、新潟)、教組を中心とした斗争で実施について白紙撤回を表明した県(和歌山)、いずれ実施はするが急ぐ必要はないとする県(大分、熊本、宮崎)など実施の時期、内容をめぐってかなりのちがいをもちながらもほとんどの県では説明会を開いて試案を下部におろしていた。

3月18日、全国教育長協議会は「4月以降実施規則を制定し9月評定書提出」という文部省の指導方針を確認し各都道府県教委の足並みはこの基準に合せられることになる。東京都の本島教育長は、3月14日都教組との団交で4月実施の決意を言明し勤評はいよいよ全国的に具体的問題となってきた。

日教組は第45回中央委員会(2月)において春斗の中での勤評斗争方針を決定し、東京、茨城、奈良、石川、福井、鹿児島において具体化が問題になった3月18日、19日全国代表者会議において当面のヤマとなる4月斗争の方針を決定した。

2. 北海道における勤評斗争の方針の確立

(1) 北教組33中委と春斗の中での勤評斗争

北教組 33 回中央委員会(2月7日)は春季斗争の目標を「子どもと教育を守る」「教育予算大巾増額獲得斗争」の二つに設定した。「子どもと教育を守る」は、「1. 権利を守る闘い, 2. 賃金引上げ, 完全昇給, 最賃制の確立, 教育費の大巾増額を含む予算獲得の闘い, 3. 道德教育特設に露骨にあらわれてきた反動文教政策打破」の三項からなり、「勤評絶対阻止の争いは三つの主要目標を結合して岸内閣の政策と対決する闘いであり, 春斗のあらゆる闘いはここに集約される」⁽²⁸⁾としている。「具体的な斗争の展開と戦術」については, 第三波統一行動とこの前段の行動として父母集会の実施を主要内容にしている。北海道の勤評情勢については「道教委の動向について一部には本道の政治情勢から安易な分析をしている面もあるが, 任命制教委になって以来ややもすれば本道の教育を守ることを忘却して反動諸政策に流れやすい内部情勢から一時的な安易感をすてて長期にわたり彼等の動きを十分看(ママ)視していく必要がある」(議案)としているが「緊迫した事態は認められない」(執行部答弁)と分析していた。組合の斗争体制について「地方オルグ, 北教, 情報」⁽²⁹⁾等を通じ啓蒙に努力してきたが3万組合員の阻止の体制は必ずしも完璧ではない(執行部答弁)と評価した。指令8号(1957年12月10日)による1957年12月31日期限の勤評反対職場決議は, 2月2日現在564職場(学校班)しか上っておらず渡島, 室蘭, 夕張, 岩見沢, 網走, 苫小牧, 稚内, 紋別はゼロ, 根室, 北見, 旭川は僅か1職場という状態であった。

この頃の市教委, PTA, 地区労の動きを2月8日の23市連絡協議会の支部報告からみよう。⁽³⁰⁾

小樽…。教委—教育長は如何なる形のものであっても反対の態度表明。教育委員の中には当初一部賛成の声もあったが次第に教育長の態度を支持する方向に向ってきた。連P—石橋連P会長は愛媛での体験から反対の態度表明, 理事会も漸次会長が言うなら間違いないだろうということで反対の意向が強くなっている。高教組—共斗会議を設置し連けい。

留萌…。教委検討していないことを理由に態度表明を避けているが教育長個人は反対。連P—話し合いをもっているが消極的態度。高教組—懇談会を通じ共斗は進んでいる。

釧路…。教委—研究不十分なので今後とも組合の話しを聞いて研究していくとの態度, 教育長個人は反対。連P—学校班を通じてPTA対策を進めているが

具体的成果はまだ上っていない。高教組—共斗, 統一行動を実施。

赤平…。教委—5人の委員のうち革新系の3人は反対, 会社側から出ている委員は賛成の態度。地区労—反対決議をあげ共斗体制確立。

岩見沢…。教委—教育長は絶対反対の態度。連P…成果をおさめていない。

名寄…。教委, 教育長共におおむね反対の態度。連P—不十分。

夕張…。教委—統一見解を発表していないが個人的には反対を表明し勤評反対の集会にも参加し反対のメッセージを送る。連P—幹部との話し合いをすすめているが連P会長は反対の態度表明。

北見…。教委—教育長は意志表示をさせているが試案には反対の意向。

帯広…。教委—教育長は絶対, 教委のうち3人が自民党であるが現在教育長が説得にあたっている。連P—研究するということで態度表明をしていないが反対の意向が強い。

旭川…。教委—教育長は絶対反対。旭川で勤評は実施しないから安心してほしいといっている。連P—参観日等で話し合っているが連Pとはまだ正式に話し合っていない。

室蘭…。教委—数年前勤評実施を企図し袋だたきにあった苦い経験にこりてか今はそっとしてほしいとの消極的態度。連P—態度表明はさせているが質的な動きはない。地区労—富士鉄争議の際勤評オルグ実施。地区労では勤評反対のチラシ2万枚を新聞折りこみ。

網走…。教委—教育長, 教育委員長ともに個人的に反対であるが委員会の態度表明はさせている。

函館…。教委—反対の態対を表明し, 勤評反対の集会には教育委員長が反対のメッセージを送っている。連P—態度表明をさせている。2月15日に父母集会予定。

苫小牧…。教委—教育長はおおむね反対であるが態度表明はしていない。連P—家庭訪問実施。連Pの幹部は王子の幹部が多いので賛成のもよう。地区労—地区労, 高教組と共に三者共斗結成。1月31日現在15,000人の署名集約。

札幌…。教委—教育委員長, 教長ともに反対の態度表明。連P—会長は勤評反対の集会で反対の挨拶。高校新設運動を通じてPTAとの協力関係は強まっている。地区労—地区別に教育問題懇談会を開催, 3月中に終了予定。地区労, 社会党札幌支部と共に

勤評反対委員会結成。

この段階で大部分の市教育長、が個人的に反対を表明していることが特徴的であり、PTAは教組の働きかけもまだなく静観しているものが多いことが知れる。

3月8日は全国一斉に勤評阻止を中心とする「教育危機突破大会」(第3波統一行動)がもたれ、総評、官公労の共斗のもとに東京での中央集会5万人、全国65万人(日教組発表)がこれに参加した。これは教育問題が日本の労働者の共通の斗争課題にすえられ勤評問題の世論をもちあげる初の統一行動であった。北海道では春斗方針のもとで全道労協、地区労との共斗支援、高教組との共斗により全道199ヶ所2,726名(北海道労働部調べ)参加のもとに全道一斉に集会がもたれた。⁽³¹⁾4月2日には春斗の一環として、勤評反対、最賃制確立、ILO批准をスローガンに全道各地で職場大会、札幌では「北海道総躍起大会」が1,000名の参加をもってもたれている。この成果として、勤評は全農村、国鉄、全調達、私鉄等他産業労働者の中にも人事考課、差別昇給などの形であらわれていることが明らかにされ「政府、資本家の意図する労務管理を春斗を通じて葬れという固い団結と統一が、この集会を通じて更に強められた」⁽³²⁾ことだとしている。

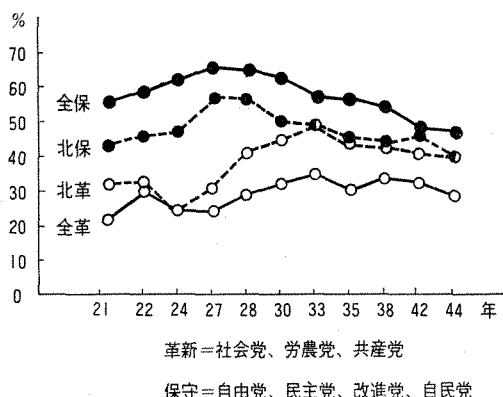
東京都における勤評の強行と全国各地の具体化の動きは「中央の一角東京都は遂に実施を決定した。勤評は我が校門にひしひしと押し寄せている」⁽³³⁾と感じさせる状態が北海道にもようやく生まれはじめてきた。しかしながら、春斗の中での数次の統一行動はあったが、各支部における斗争体制の確立は渋滞を続けていた。

「組織内での斗争は本部指令に基き形式的ではあったが実施し成果は挙がったと確信している。然し組合員個々の斗争意識は必ずしも盛り上り足並みが揃っているとは言えない。心の中に強く思っても如何に行動化するかに問問点があったと思われる」(芽室支部、1958・5・3)「日教組、北教組、そして帯広支部、否全労働者に加えられている重圧を自分に加えられての重圧として意識しているだろうが―。案外安易な『個人まかせ主義』や『事なかれ主義』によって自分だけの小さな世界にとじこもっていないだろうか―。或はまた、自分が組織している組合が何か『申し分けない事をやっている』と言うように感じている人達が多いのではないか。…『私が学校へ帰って班会議の席上いろいろ説明しても、聞いてくれる人達は40何人かの中本当の2、3人で、あとの人は相変らず点数つけをやっているか、他の仕事に熱中している。聞いていた二、三人の人達はわかったとしても、他の人は何も知らないし、知ろうとはしていないのです。私は

淋しくなりいやになってきました』とある人は卒直に言う。この1人の人が言っている学校班の実態が本当であったとするならば、我々は決して強力な斗争も組めないし民主教育を守る事も不可能だろう」(帯広支部)等々の総括にみられるように組織内においては指令、指示を形式的に水割してこなすという傾向がうかがえる。最低の活動といえる指令8号による学校班決議は4ヶ月経た4月2日現在で1,062職場で全体の1/3の状態にあった。⁽³⁴⁾3日以降全くあがっていないところは宗谷、留萌、札幌、旭川、小樽、室蘭、釧路、帯広、北見、網走、美唄の11で地区、市支部、夕張、渡島は一職場のみであった。又父母への働きかけということでは「吾々の斗争は組織内での斗争であった。…啓蒙による世論、教師と父母、民主団体との結びつきが積極的になされなかった事を大いに反省」(芽室支部本部)するという限界と父母に訴えた場合でも「もっとも強力に推進した標茶小学校班は父母大衆啓蒙活動において真険にとりくむ程、政治的な面において父母大衆自身が相反する立場に立って論争する結果を招来し学校運営上相当の影響をうけるようなこともできた」(標茶支部大会)というように2月段階からの進展がみられない。北教組第34回中央委員会(4月10日)は「権力支配をねらう勤務評定反対が果して全組合員のものとなってきているかどうか十分自己批判しなければならぬ」とこれまでの斗争を反省しているが、これは北海道における政治情勢の特殊性―特に道教委の勤評方針からくるものである。全国各地で具体化しつつある段階においても北海道では非常事態とし危機感をもってうけとることを困難にしていた。³⁵⁾日本教育列島北海道共和国、⁽³⁵⁾の幻想が深く組織内を浸していた。

永井道雄は4月下旬から1週間北海道を勤評講演で廻った印象として「津軽海峡がへだてているのは、北海道と本州との自然的な環境だけではないらしい。日本の政治も教育も、この海峡でブツンと切れているといった感じなのだ。……自民党が府県与党の位置にある社会から北海道にきた者が、実感としてうけとめるのは、北海道には二つの政府とその与党があるという事実である。北海道も日本であるかぎり、岸政権と自民党の支配下にあるが、もっと身近に感じられるのは、戦後ひきつづいて政権についている社会党の北海道政府である。まるでアメリカの州政府のように、国家全体から半独立の感じを与えられるのは日本では北海道だけだろう」⁽³⁶⁾とのべている。ここには可成りの誇張があるが、多くの人が「革新王国」「革新の牙城」なる名称によって呼ぶのは、戦後3期12年にわたり社会党が自治体首長を掌握し、道議会では1955年以降、社会党が第1党を占め、多くの

地方自治体⁽³⁷⁾ 議員を擁し、その首長も市においては23市のうち16市を社会党又は社会党推薦の革新候補で占める等々の事実を指してであろう。5月に行われた衆院選挙は永井氏の印象を再び事実で証明したかのようである。⁽³⁸⁾戦後北海道における保守、革新の得票率の推移(衆議院選挙)は全国との対比においてある特徴を示すものであった。(全保=全国保守, 全革=全国革新, 北保=北海道保守, 北革=北海道革新)



全国との比較では、保守は約10%低く、革新は10%高い(1949年のおちこみを例外として)得票率の差をもって基本的に同じカーブを描いて変化していく。保守の低さ、革新の高さとのなっていること、この要因は産業構造、北海道と独占資本の関係、官僚機構、民主的諸組織、等々いくつかの側面が厳密に分析されねばならないが、選挙結果だけから判断するなら北海道はまさに「革新の牙城」であり、そのことが「日本教育列島北海道共和国」という幻想をうみだす条件になっていたといえよう。

稲垣道教育長は、第1回定例道議会(2月)における自民党林謙二議員の質問に対し「勤評は専門的技術的に検討している」と答弁し北教組との団交で(2月21日、3月12日)は、「愛媛県のような勤評については反対で実施する考えはない。…試案の内容を検討するとともに実施可能なものかどうか、仮に実施するにしても教育という特殊性から効果があるものなのかどうか、又諸外国の状況、従来他の職種について実施されてきた様子等について検討を進めている。試案そのものを北海道に適用することは困難である」ことを表明した。市教委の態度は先述したとおりである。北教組は「他府県にみられるように4月実施ということは考えていない。然し4月から5月にかけて全国的に相当数の府県が実施に踏み切ってくるであろうから、適当な時期まで『検討している』という態度を持続して行く。今後あらゆる面で文部省から圧

力がかかってくるので適当な時期をねらって勤評問題について、何等かの結論を出したい。その内容は必ずしも全国教育長協議会試案にとらわれないというように、一応予想される」と分析している。

(2) 勤評斗争方針の確立——北教組第34回中央委員会

東京をはじめ全国で緊張した闘いが本格化しようとしてきた中で、北教組は第34回中央委員会(4月10日)を開催した。従来の方針は日教組の指令の「トンネル通達」であったが、この中央委員会においてはじめて北海道における斗争方針を確立することになった。

中央委員会では、勤評の本質を「教師を直接的に権力の下におき民主教育を破壊し、教師の思想を抑圧し教育の国家統制を助長するものである」とし「全労働者の闘い、とくに権利を守る闘いと結合させ、最低賃金制の確立、賃上げ要求との関連をもたせる。全道労協の支持体制、地公労の共闘を強化する中で争う。…可能なかぎり勤評反対を目標とする共闘会議を設置する」「さらに教育を理解した父兄の支持のもとに闘わなければならない。父兄と話し合う機会を積極的にもち理解を深めさせる」「日教組との連絡を密にし斗争指令は北教組、日教組両委員長の名をもって行う。統一行動、斗争の取捨等も日教組の規制において行う。北海道、東北ブロックの間に共闘委員会をもち情報、戦術の交流を行ない統一行動も最大の効果をあげるよう決定していく」という運動論、組織論を提示した。斗争のスケジュールについては、勤評実施の段階を「第1期—教委事務局で勤評について検討する段階、第2期—事務局で道案を作成し地教委、その他関係機関の意見を聞く段階、第3期—事務局が成案をえて教育委員会に提案し態度決定と規則制定を行う段階、第4期—道教委が教委規則を地教委におろし実施する段階」の4期に分け、第3期がきた場合最高の戦術=第1波3割、第2波3割、第3波4割の休暇斗争で対決すること、当面の運動の力点を第1期において「勤評は実施しない」との確約を得ることとした。このため5月上旬までに地教委に反対決議を可決させる重点支部30を設定した。

札幌、豊平、函館、長万部、江差、小樽、倶知安、室蘭、幌別、平取、夕張、美唄、三笠、赤平、深川、旭川、士別、留萌、羽幌、浜頓別、稚内、網走、北見、遠軽、根室、釧路、阿寒、帯広、池田、紋別

「勤評を阻止する決定的な手段はいうまでもなく政治的な彼我の力関係を逆転させることである。勤評が本質的に民主教育を破壊しわが国の民主主義そのものを崩壊させることをねらいとしている限り、日本の教師の責任

として不退転の決意でねばり強く抵抗組織を拡大し、斗争を彼我の力関係を逆転させるまで発展させる」という展望の指摘は斗争の進展にとって決定的な意味をもつものであった。しかしここでの「彼我の力関係の逆転」が何を意味するのか、それが方針にどのように具体化しているかについてはこの段階では明確になっていない。

34中委以後、4月から5月初旬にかけ、各支部は一斉に年次大会をもち総括、方針、役員入選の決定を行った。その中からいくつかの特徴点を列記する。

▽組合の役員構成

斗争態勢の確立は共通した課題であり、班長会議、学校班会議の定期化、学習活動の強化等の方針とならんで「役員選出の輪番制」と「校長が組合役員である実態」がいくつかの支部で問題にされている。指導部の確立は組織の強弱の指標の一つであり運動における指導の決定的な役割りを考えた場合、選出方法における「輪番制」と役員構成における「校長組合」という組織実態は大きな問題をもっていたといえよう。一方「反動の雨が頭上にふりかかり」（北村支部）「動評の波が校門まで押しよせてきた」（芽室）時点でそのような実態への反省が部分的にはあれ意識されてきた。「新教委法の制定後校長の権限が強化されつつあり、権力末端機構に組み入れられていくという立場に立たされている。このような情勢にある時、学校班の活動が学校長に支えられているというような組織運営に蔽につつし、われわれが校長をたすけ、先頭に立って闘うべきである。そのために学校長の班長兼任を改め、民主的な方法で学校班長を選任し、その指導性を強化して進まなければならない」（釧路市支部）という指摘は当時の問題点を端的に示すものであった。

1958年度、北海道の支部役員の構成は次のようになっている。

(1) 全道合計

（「教育主事」は「教頭」にあたる。教諭の右の数字は俸給の等級を示す。号は全て2号俸）

	校長	教務主事	教諭	25級以上	24級20級	19級15級	14級10級	9級以下	高校
支部長	125人 52.9%	66人 28.0%	45人 19.1%	7人 3.0%	14人 5.9%	13人 5.5%	8人 3.4%	3人 1.3%	0人 0.0%
副支部長	87人 31.2%	82人 29.4%	110人 39.4%	7人 2.5%	22人 7.9%	24人 8.6%	35人 12.5%	19人 6.8%	3人 1.1%
書記長	1人 0.4%	66人 28.0%	169人 71.6%	4人 1.7%	9人 3.8%	31人 13.1%	79人 33.5%	43人 18.2%	3人 1.3%
書記次長	0人 0.0%	8人 4.3%	177人 95.7%	2人 1.1%	2人 1.1%	13人 7.0%	64人 34.6%	94人 40.8%	2人 1.1%

(2) 地区協議会、市支部別

	校長	教務主事	教諭	25級以上	24級20級	19級15級	14級10級	9級以下	高校
地区協議会	支部長 121人 55.2%	61人 27.9%	37人 16.9%	4人 1.8%	10人 4.6%	12人 5.5%	8人 3.6%	3人 1.4%	0人 0.0%
	副支部長 85人 34.1%	76人 30.5%	88人 35.4%	4人 1.6%	10人 4.0%	21人 8.5%	34人 13.7%	18人 7.2%	1人 0.4%
	書記長 1人 0.4%	65人 29.7%	153人 69.9%	3人 1.4%	7人 3.2%	25人 11.4%	72人 32.9%	43人 19.6%	3人 1.4%
	書記次長 0人 0.0%	8人 4.9%	156人 95.1%	2人 1.2%	2人 3.7%	6人 34.1%	56人 53.7%	88人 1.2%	2人 1.2%
市支部	支部長 4人 23.5%	5人 29.4%	8人 47.1%	3人 17.7%	4人 23.5%	1人 5.9%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
	副支部長 2人 6.7%	6人 20.0%	22人 73.3%	3人 10.0%	12人 40.0%	3人 10.0%	1人 3.3%	1人 3.3%	2人 6.7%
	書記長 0人 0.0%	1人 5.9%	16人 94.1%	1人 5.9%	2人 11.7%	6人 35.3%	7人 41.2%	0人 0.0%	0人 0.0%
	書記次長 0人 0.0%	0人 0.0%	21人 100.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	7人 33.3%	8人 38.1%	6人 28.6%	0人 0.0%

役員構成における特徴を列記すると以下の諸点をあげることができる。

(1) 地区協議会（主として町村支部）においては、支部長の83%、副支部長の65%が校長、教務主事（教頭）によってなわれている。（北空知、上川、渡島、中空知はこれに妥当しない）。市支部においては校長の比率は少ないが、20等級以上の層がこれを代位している。これらの層は町村では校長、教務主事に相当する。

(2) 書記長は、全体としては「10級—14級」（30歳前後）および「教務主事」によってなわれている。

(3) 支部長、副支部長は大規模学校の校長、教務主事から選出され、書記長は支部長と同一学校の「10級—14級」層から選出される場合が多いという事実は注目される。

(4) 概括的には組合幹部は「校長、教務主事」層と「10級—14級」層教諭によってなわれ「職制」組合的傾向を示している。

▽運動の展望について

各支部の方針は「基本方針：一、子供の幸福を守ると共に教育研究活動を強化する。二、組織体制の確立をはかる。三、生活と権利を守る闘いを強力に展開する。具体的目標：一、教育研究活動の強化推進。二、親睦を計り健康生活の強化。三、父母大衆と連繫を密にし民主的教育環境を作る。四、日常活動を活発にし職場の民主化

を図る。五、生活と権利を守るために闘う」(上川地区占冠支部)というように抽象的であったり「生活と権利を守る、子どもと教育を守る、民主政治を確立する」等の項目にいくつかの課題を列記したものが大部分で、地域の諸条件の分析の上になつて運動の重点、波、構造を明らかにしたもののは数える程しかない。

また上川地区協議会の運動方針は〈むすび〉で「勤評阻止を中心とするあらゆる闘いの決定的な解決手段は最終的に政治的な彼我の力関係を逆転させる」ことに一切かかっており、その意味においても今年から来春にかけて実施される各級選挙は特に重視すべきであろう」とのべているがこれは日教組第16回臨時大会の「彼我の力関係」認識と同一である。「我々は勤務評定を実施しようとするのが政治的な企図によるものであることを確認すると共に、民主教育の基盤を確立し、国民生活の向上をはかることを目的とした民主政治をつくりあげるため、憲法に保障された一票の行使を重視しなければならない」(石狩地区協議会)というように〈彼我の力関係＝民主政治の確立＝選挙〉という認識が、「地域労働戦線の統一」(苫小牧支部)「地区労の中心となり農民の組織」(帯広支部)「父母大衆、他単産に呼びかけ地域共闘」(赤平)などの方向と併存しつつ、支配的であったようである。

しかし勤評斗争という現実には、強制される形ではあれ、父母の啓蒙、他単産、民主団体との共闘を共通して掲げていることは1958年度の運動方針の積極的な前進面と評価できる。

高教組は、4月18—19日に行われた第106回執行委員会において次の方針を決定した。

〈当面の斗争目標〉(1)4月下旬を当面の最高の斗争の山として勤評を実施しない確認を道教委、市町村教委からとる。(2)国会における公務員法改正の審議を促進し、4月下旬の各県各ブロックの闘いを激励し4月22日の全国統一行動を実施する。(3)勤評阻止の闘いに地域の人々の積極的な協力を求め、宣伝を強化し、メーデーをめざして組織労働者との共闘を前進させる。

〈具体的斗争の方法〉(1)斗争体制を確立する。(2)宣伝を強化し大衆世論をもちあげる。(3)知事、道教委に文書戦、集団陳情、団体交渉を強化する。(4)最終段階における戦術として実力行使をもって対決する。実力行使の実施は大会において決定する。(5)斗争を効果的にし、北教組との共闘をすすめるため、各支部の拠点として次の地区を設定する。札幌、小樽、函館、長万部、室蘭、夕張、美唄、旭川、留萌、稚内、遠軽、釧路、北見、帯広、名寄、芦別。(6)校長協会、各校長へ働きかける。

(7)各支部に連絡責任者をおく。(8)ポスターを各学校班に送付する。(9)地区における各種団体と勤評問題について懇談会をもつ。

(3) 勤評共闘組織の発足と問題点

北海道段階における勤評斗争の共闘組織(北海道勤評反対連絡会議)が社会党道連、⁽⁴⁰⁾全道労協、⁽⁴¹⁾農民同盟、⁽⁴²⁾漁民同盟、⁽⁴²⁾北教組、高教組の6組織を構成団体として4月11日に結成された。「北海道勤評反対連絡会議」は4月25日の第2回会合において次のような基本方針を決定した。「(1)北教組30の重点地区に連絡会議の下部組織として地区連絡会議を設置し、PTA、婦人団体、市町村議会、青年団体、町内会等に働きかけて与論の統一をはかり勤評反対の決定的な体制を固める。またこの連絡会議は日本の民主教育を守りぬく広い運動母胎として「教育と子どもを守る会」を組織する。(2)連絡会議が中心になってオルグ宣伝活動を行ない4月下旬より文化人、有名人による『教育と子どもを守る講演会』を行ない地区連絡会議、教育と子どもを守る会結成の呼び水とする。(3)PTA対策として、従来労農組織の組合員は出席しない傾向があるがこの闘いを契機にして、PTAに積極的に出席し勤評反対を持ちこむようにする。(4)議会、教育委員会対策としては、(A)道議会に対しては反対決議による意見書を提出させるように、社会党議員を中心に行動してもらう。(B)道教委に対しても、委員個人々人に対して、また連絡会議が道教委に圧力をかける等で未然に勤評実施を粉碎する。(C)地教委に対してもこれと同様に地区連絡会議が中心になって議員も動員して積極的に交渉する。(D)また地方議会にあつては、革新議員が中心となって勤評反対の意見書を議決させるようにする。(E)革新市長には可能な限り、勤評反対の意志表示を議会でさせるようにする」⁽⁴⁴⁾

北教組は4月30日重点支部代表者会議を開催し連絡会議の方針遂行のため具体的な戦術を決定した。

労農団体の共闘組織を中核にし、父母との提携、啓蒙という正しい組織方針がここでは提起されているが、具体的な活動の中では連絡会議が「運運体」としてよりも議会、教委に対する「圧力団体」の域を超えるえとができず、方針上、組織上の統一性を欠いたカンパニア組織に終始する、という問題点も指摘される。

連絡会議を構成した社会党、地区労、農民同盟の支庁毎に組織数は以下のとおりであった。(1958年12月1日現在)

地 区	全 体	社会党支部	地 区 労	農民同盟	三者のな い市町村
道 南	1市 29町村	13	17	13	12
後 志	1市 19町村	10	15	6	0
石 狩	3市 9町村	8	6	5	1
上 川	3市 26町村	15	13	24	3
胆 振	2市 13町村	7	7	8	4
日 高	0市 9町村	2	9	0	0
十 勝	1市 19町村	8	13	20	0
釧 路	1市 9町村	4	3	2	5
根 室	1市 5町村	3	2	0	2
網 走	3市 23町村	14	23	17	1
宗 谷	1市 9町村	3	3	6	3
留 萌	1市 9町村	2	9	0	1
空 知	9市 23町村	18	23	28	1
	27市202町村	97	140	124	22

III 勤評反対世論の湧出

1. 道 P 連決議と地方教委・議会決議

北教組は道教委が「検討中」という態度を変えない中で、34回中央委員会の決定にもとづき校長会、PTA、地教委、地方議会への働きかけを行ない、これからの諸組織、諸機構が教組と共に四方から道教委を包囲し「不実施」を表明させることに重点をおいて運動を進めてきた。

(1) 校 長 会

全道小中学校校長会は、昨年いち早く決議、声明をもって反対の態度を明らかにした。続いて、2月10日、11日静内での日高管内校長研修会では、各分科会からは非勤評に反対すべきだとの意見が出て、全体討議では期せずして校長の立場から主体的に万場一致で反対声明を採択した。同時に管理職手当の問題についても討議され結論として、校長会理事会と組合に支給使途一切を一任することを決定した。声明の中で「教育活動の本質からみて教師の人間性を無視し教育及び教師の自主権を失わせ職場の官僚主義化を企てようとする勤評等の制度と意識に対しては根本的に疑いをもたざるを得ないものである。我々は外から附与されるこのような権力に対しては反対の立場を明らかにし、管理職としての校長でなくあくまで民主主義をおしすすめる校長として生きていくことを声明する」⁽⁴⁶⁾と民主教育をになう決意を高らかに宣言した。

全道小学校校長会は、3月28日の第2回理事会で勤評阻止の対策委員会を本部および支庁別に設置することを決定し、4月25日には第1回勤評阻止対策委員会において「複雑な教職員の勤務内容を科学的に分析総合して把握することは極めて困難である上に、その勤務成績の評

定に客観的妥当性のある基準を設定することは現段階においてはほとんど不可能である。……しかもその実施に伴う教育上の効果は全く期待し得る何物もないばかりでなく、民主教育を破壊に導き、いたずらに教育現場の不満を助長し混乱を招来するにすぎない」⁽⁴⁶⁾と前声明を1歩すすめた再声明を行い、各市町村校長会は市町村教委へ、本部、常任委員、勤評対策委員は道教委に働きかけ、更に全国小学校長会において全面阻止の態度を表明することの申し入れを決定した。

全道中学校校長会は、2月4日の第2回評議会で決議(1957年11月15日)の再確認を行った。

またこれから少しおくれた5月17日には空知校長会が「道徳教育については現在行われている指導であまりないことを確認する」と並んで「民主教育を守り教育の適正な運営を堅持するため、勤務評定に絶対反対する」⁽⁴⁷⁾という決議を行なった。

6月6日から全国連合小学校校長連合会が開催され、北海道小学校長会は決定に従がい緊急動議として勤評問題を提案した。北海道が絶対反対を主張したのに対し青森は1年延期を主張し、結局継続審議という形で終わった。

北海道の小中学校校長会は全国の長校会の中でも勤評に対し最も戦斗的で原則的な姿勢を堅持していた校長会の一つであった。

(2) 道連 P の「冷却期間」声明

世論の動向という点で道 P 連(「北海道父母と先生の会連合会」)がどのような態度を表明するかは注目されるところであったが、北教組は1957年10月愛媛で勤評問題が再燃して以来話し合いをもち、58年2月勤評斗争への支援、協力を要請していた。道連 P と北教組はこれまで敗戦直後の教師の生活、労働条件の斗争、教育二法、新教委法反対斗争などの諸問題において支援、協力の友好的な関係を保ってきた。

会長の石橋猛雄氏(小樽連 P 会長)は小樽の医者で「自民党系」と評されるが教育問題に対しては自由主義的で健全な良識の持主であり、全道の P T A の代表者としての任にふさわしい人と評価できる。石橋氏は1957年11月、全国 P T A 松山大会に出席した感想として「今日の愛媛県における勤評問題がそのような事態(自民党の介入、警察、消防団の動員等を指す)になった事は極めて遺憾である。速やかに白紙にかえて改めて検討すべきだと思う」⁽⁴⁸⁾と個人談話の形で事務局に伝えていた。石橋氏の愛媛での事態認識は道連 P の態度決定に大きく作用したと考えられる。愛媛斗争の成果はこのような形でも北海道の斗争条件を支えていた。

4月21日、道連 P 事務局長会議は勤評に対する態度を

確認し、次のような要望書を道教委に送ることを決議した。

要 望 書

……昨年度愛媛県下に於て実施をみた勤務評定については、その目的、内容、方法、結果処理等につき、現地でその実情を見、甚だ疑問の点多く、強く反対の意見を表明してきたところであります。しかも、今日までの経緯をみますと、あまりにも政治的に取扱われてきた事実是否定し得ないところであり、本道に於ても貴委員会が、その態度を曖昧にしているため、深刻な事態を招来しつつありますことは、まことに憂慮にたえないところであります。従って、このことについて貴委員会は、今日の教育現場における不安と動揺を速やかに除かれるため、次のような措置をとられるよう、全道PTAを代表して、ここに要請します。

記

- 一、現在までの事態の推移から考え、本問題については、相当長期にわたる冷却期間（少なくとも3年位）を置くよう措置されたい。
- 二、そのために現在行っている本問題の調査、研究等については、こうしたことに着手されている以上、到底不安、動揺は免れないので、この作業を中止するよう措置されたい。
- 三、その後における教職員の勤務評定の問題は、あくまで純教育的立場に立って、果して必要なものであるかどうかから検討されたい。⁽⁴⁹⁾

続いて4月23日には「北海道都市教育長会議」「北海道町村教育委員長連絡会議」「北海道都市教育委員長連絡会議」の三つの全道の地方教育行政機構の連絡会議に対し、道連Pの「要請書」を支持し道教委その他の関係機関に働きかけることを要望書によって申し入れた。この中で愛媛勤評を「動機や目的が極めて理解され難った上に、その方法や結果の処理も妥当を欠き、政治的に押し進められたために一層激烈な反対に直面せざるを得なかった事は当然のこと」であって「教育の改善と向上に何等貢献しなかったばかりでなく、寧ろ拭うべからざる禍根を将来に残すに至」り、これが導因となって「全国教職員の不安と動揺を増大し」「政争の愚を果ねて遂に日本教職員組合をして教育の非常事態を宣言させるに至りました」と鋭く批判した。全国教育長協議会議案に対しても「政治的背景の存在を疑われるばかりで、問題を益々複雑化し解決の方途さえ失わしめる結果となり、……紛争を全国的に波及させる事態を招来するに役立ったばかりでありました」とその「政治性」を強く批判している。そして「このような情勢においては内容の是非に

拘らず、如何なる議案も動揺と混乱を惹起するばかりであると考え、`現段階は勤評実施の極めて適切ならざる時期。`であり本道においても「道教育行政の直接責任者たる道並に市町村教育委員会が、従以(来)のように、調査検討中、若しくは研究継続中との態度を以って経過いたしますならば、全道教職員に与える不安ははかり知れないものがあり、ひいては教育現場の動揺と混乱を増大するであろうことは火を見るより明らかであります。既に北海道教職員組合は、非常なる決意を示し、勤評問題と対決するの態度を表明しましたが、本道の教育を最悪の事態に導かず、混乱を未然に回避して教育を守るべきである」⁽⁵⁰⁾と指摘している。

道連Pの立場は、「絶対反対」を主張する組合とそれとは真正面からの対決は避けつつ「研究、検討中」の態度を変えない道教委との中間的立場というより、より組合の立場に接近したものであり政府文部省に対する痛烈な批判を基礎にしている。全国的には都道府県レベルの連Pが勤評賛成の立場で権力の政策の一端をになわされるか、静観、またせいぜいいっても教組には分の悪い「調停者」としての役割を果すものが圧倒的である事を考えると、道連Pの立場は他に例をみないものでありPTAとして最善のギリギリの態度の表明であった。

道連Pの「冷却期間設置」はその後の北海道の世論の最大公約数的な存在となり、4月まで公式には沈黙を続けてきた地方教委、議会の態度決定に大きく影響し、道教委包囲の重要な役割を果していく。この「要請書」「要望書」は6月21日の「全道小中高連合PTA」総会で確認された。

後に全国PTA大会で示されるように道連Pは、全国のPTAの中で北海道の校長会が占めたと同じ位置にあったといえよう。

(3) 地方数委の態度表明

4月23日、24日に小樽で全道都市教育長会議と全道都市教育委員会協議会総会が開催された。教育長会議では勤評についての結論がはださなかったが「勤評は好ましくない、というのが都市教育長会の全般的な空気で文部省の試案はそのままではとるべきではないという意見が強かった」⁽⁵¹⁾と中島会長はその雰囲気語っていた。教育委員会連絡会議では「道教委の実施方法もまだはっきりしていないので会で決定線を出すべきでない」という意見(函館、稚内)と「混乱を防ぐため現在行われている勤評の計画を中止すべきだ」という意見(赤平)が対立しまとまりがつかず、ここでも結論をださずに終わった。この両会議とも愛媛勤評や全国教育長協議会試案には批判的であるが、`道教委の方針待ち。`ということが特徴

的である。しかし中には赤平のように北教組を中心とする共斗組織の働きかけにより反対の立場を表明する地方教委もあらわれた。

北教組、勤評連絡会議の方針にもとづく地方教委、地方議会交渉の進展の中で、4月25日の三和村教委の態度表明につづき続々と態度表明を行い一大世論をつくる段階に入った。⁽⁵²⁾

4月25日 三和村教委 「現段階においては勤評は絶対反対である」

4月28日 赤平市教委 4月16日北教組赤平支部から態度表明を要求され4月27日から28日にかけて徹夜で審議の結果28日午前5時「民主教育を破壊する如き勤評に絶対反対である」の態度を全会一致で決定

4月28日 夕張市教委 第6回委員会で6時間論議の末「…教育の正常な発達を阻止するものと考えこれに強く反対する」の決定を全会一致で行い5月2日全教育委員が道教委への伝達

4月30日 歌志内町教委 (全国試案反対)

4月30日 芦別市教委 (全国試案反対)

5月2日 岩見沢市教委 「…他府県にみられるような現場の混乱を招来する勤評の実施については慎重なる考慮を払うよう強く要望する」

5月7日 上砂川町教委 (全国試案反対)

5月7日 美瑛市教委 「…全国教育長協議会試案に反対するとの結論に達した。尚現状に於ては如何なる形の勤評についても教育現場混乱におとし入れると思われる。よって相当の冷却期間をおき民主的な研究を積み上げる必要ありと思料される」

5月17日 倶知安町教委 (勤評反対)

5月18日 幌向村教委 (慎重要望)

5月19日 三笠市教委 (慎重要望)

5月26日 幌別町教委

5月30日 砂川市市教委 (慎重要望)

5月30日 石狩管内(1市10ヶ町村)教育長連絡会議で5月13日反対声明文案を起草し5月30日教育委員長、教育長及び校長代表を含めたを含めた合同連絡会議で以下の決議。「北海道教育委員会が勤評について慎重な(調査中)と発表されているが、教育の本来のすがたや勤務条件の複雑な教育現場の実情から文部省が意図する勤評の実施については賛成されない」

6月3日 阿寒町教委 (慎重要望)

6月6日 千歳市教委

6月10日 留萌市教委 (慎重要望)

6月10日 虻田町教委 (慎重要望)

6月12日 網走市教委⁽⁵³⁾ 「当市の場合に於いては…従

来の実績から現段階に於いては勤務評定の実施を必要とする理由は認められない」

6月19日 遠軽町教委 (勤評反対)

6月21日 当別町教委

以下7月以降態度表明を行った教委。

函館市教委、由仁町教委、帯広市教委、北見市教委、豊平町教委、広島村教委、江別市教委、新篠津村教委、恵庭町教委

このように6月段階で10市8町2村教委が9月初旬までには14市11町4村教委が態度表明を行ったがその内容では「慎重要望」が最も多く「道連P声明」の影響がうかがえる。

(4) 地方議会決議

地方議会での態度表明はまず空知から始められた。

4月28日赤平の臨時市議会において北教組組合員の見守の中で、実施延期の決議案が革新系議員団より提案され保守系議員団は決議でなくて要望書をとという主張を行ったが、話し合いの結果万場一致で決議採択した。続いて4月30日歌志内村議会、芦別市議会が満場一致で、夕張市議会は多数で決議を行った。決議を行った地方議会は以下の通りである。

4月28日 赤平市議会 (慎重要望)

4月30日 歌志内町議会 (反対)

4月30日 芦別市議会 (全国試案反対)

5月15日 美瑛市議会 (慎重要望)

5月30日 奈井江町議会 (慎重要望)

5月31日 室蘭市議会 (反対)

6月1日 幌別村議会 (反対)

6月10日 三笠市議会 (慎重要望)

6月20日 遠軽町議会 (慎重要望)

以下7月以降決議を行った地方議会は、三和村議会(反対)、紋別市議会(慎重要望)、深川町議会(慎重要望)、北村議会(慎重要望)、赤井川村議会(慎重要望)、と地方議会の態度表明は8市6町4村議会にのぼった。

地方教委、議会決議がまず空知からあがり、その割合において大半を占めていることが注目される。後述するように炭労という日本労働組合運動の強力な組織が控えた空知は勤評斗争において常に全道の機関車的役割を果たしていくのである。

2. 6月道議会⁽⁵⁴⁾と勤評問題

他府県において権力を動員してまで次々と実施決定を強行する中で、道教委は依然として「慎重に検討中」の態度を堅持していた。その間に前述のように教育関係諸団体が続々と態度表明を行ない道民の関心もかつてない

ほど勤評問題、教育問題に向けられていた。運動、反対世論の連鎖反応的拡大は道議会で少数党の自民党⁽⁵⁵⁾を焦らせるに充分であった。6月道議会において自民党はこれらの世論、運動に敵意ある批判を浴びせている。まず教職員組合は「…全く教育の場を闘争の場と考えた圧力団体であるといわざるを得ない。…大体、教職員団体というものは、給与、勤務時間、その他勤務条件のみに関し交渉を認められている職員団体であって、教育行政について介入することは越権行為であり、教育の中立性を脅かし、教育行政の秩序を乱す以外の何ものでもないのであります」⁽⁵⁶⁾と批判し、地方議会、地方教委決議に対しては「遺憾なことに、最近、道内において、ごく少数ではありますが、市町村議会並びに北方教育委員会において勤務評定反対決議をいたした所があるのであります。…これは、北教組 34 回中央委員会で決めた斗争方針に基いて、……4月下旬からあらゆる巧妙な手段を使ってなされたものと考えられるのであります…手段、方法、目的には批判の余地が十分ありますが、その根強さには全く敬服のほかないので、この情熱を子供の教育に振る向けていただければ、その先生方は勤務評定満点で、教育行政上まことに喜ばしいことと考え、返す返すも残念でいたし方ないのであります。…そこでこれらの勤務評定反対理由を分析いたしますと…勤務評定のそのものの内容反対という市町村は、これらの反対市町村のごく少数の割合でしかなく…底を流れる大勢は、勤務評定そのものに反対しているのではないと考えられるのであります。なお、勤務評定反対決議をしている一部市町村は、北海道の 229 市町村のうちわずか 10 ケ所ぐらいのものであり…新聞に大きく報道されておりますから注目されておりますが、本道全体からみれば、ごく少数の反対の表明であります」と世論の反映を無視し「道教育委員会が計画立案しないうちに、市町村教育委員会が、一方的に態度を表明したり、否決することは違法ではないか」⁽⁵⁷⁾と地教委に対する脅迫まがいの発言もある。

そしてこれらすべては「道教育委員会が、目下検討中であるとか、慎重に考慮中であるとかの逃口上で、あいまいなるひより見主義的な態度をもって今日までまいったことに基因するものであって、この際きぜんとした態度で道教育委員会が地方教育委員会に臨む最も大切な時期に到りましたと思うのであります。…今や、全国都道府県のうち、勤務評定を実施しない所は余すところ 10 ケ所ぐらいのものとなり、続々と全国的に実施に踏み切っている所以であります。この際、本道教育 100 年の大計を考え、一部の圧力に属することなく、きぜんとした態度で、法に定められた勤務評定の実施を明示すべきであ

り、またその時期が到来したと思う」⁽⁵⁸⁾と道教委にいらだちをぶっつけ実施の決断を迫るのであった。

次に自民党の勤評実施の論理を具体的に分析するが、それは「教育の改善、人事管理の科学化、合理化論」と「法規定—法治国家論」の二つを軸にするものであった。

まず西野議員は勤評の必要性を説くため勤評反対論を論破しようとする。

「教職員に勤評を行うとなれば、教職員は絶えず圧迫感を受けて、教育に対する情熱を失ない、教育水準が低下すると申ししていますが、まじめに教育に全身をうちこんでいる先生は、圧迫感などを何ら感ぜず、圧迫感を受ける者はふまじめな先生だからであります。…だから、なおまじめなよい先生をつくるには勤評が必要なのであります。なお、個々の先生の勤務状況や能力に相違があるにも拘らず、年数がくれば、機械的に平等に昇給するということでは、まじめな先生や能力ある先生も次第に情熱を失い、かえって教育界の無気力化、沈滞という状態になることになり、むしろ勤評を実施することによって、先生たちも励みがつき、教育界の刷新も期せられるのであります。…また校長が勤評を行うのであるから、教職員間に競争が起り、校長に追従する者もできて、職場の空気が暗くなり、人間的な関係がそこなわれるのではないかということで反対している人もおられますが、先生とて神や仏でなく人間であります。人間社会はよくならうと競争することによって進歩発展するのである。…また、校長に追従するものができるから反対であるということは、先生や校長を侮辱する言葉だと思わざるを得ないのであります。…かりそめにも追従するというような言葉自体慎まなければならないと思うのであります。また何十年もの努力で校長になった人は、人格識見とも立派な人であります。先生方が校長に追従しなければ、勤評によく採点してくれないなどということはそれ自体校長の人格を冒瀆するものでありまして…。…また教職員の勤務の特殊性から考えて、実施が非常に困難だという見方がありますが、教職員の勤務内容の特殊なことから、教職員も神や仏でなく、社会生活を営んでいる一個の人間であり、人事管理の立場から、評定が難しいという技術的な問題だけで、勤評を根本的に否定することはできないと思うのであります。…さらに勤評反対の理由として、教育は政治の干渉を受けずに、伸び伸びと行わなければならない…と申されますが…先生方が上司の校長に評定されることが、直ちに今はやりの政治の干渉などと飛躍した言葉で申されることは、現実と遊離した考え方であり…」⁽⁵⁹⁾

こうして反対の論点すべてを批判した後、「…人間共

同社会においては、職業のいかんを問わず、勤評を根本から否定することはできないのであり…(勤評は)人間社会生活のきびしき現実であり、おきてであり、また、特権でもあるのであります」⁽⁶⁰⁾と人間社会に必要なもので例外対象はありえないことを主張した。後に立った深山議員は、従来の人事管理が身上調書によって行なわれていた事実を道教委に答弁させた後、現行の不充分さを指摘しこの不備を「合理的、科学的」におこなおうとするのが勤評であるという点から追求を行った。彼が現行の人事管理の不備としてあげたのは「校長先生の情実がそこに入ってくる、校長に干渉されているという気分を教員がもつため職場が暗くなる。教員自体が明朗性を失う」⁽⁶¹⁾などであったが、これは勤評反対論が勤評批判であげている諸点であり、同党の西野議員が勤評反対論批判のため「先生や校長を侮辱する」「かりそめにも慎まなければならない言葉」とした当のものであった。また西野議員は勤評実施の論理の前提として「教師も神や仏でない一般の人間」と「教職聖職論」を部分的に否定するが、同党の他の議員が教員組合運動を批判する時は「教職聖職論」を前提にするという御都合主義がそこにはあった。

このような「教育の改善、科学化・合理化論」と並んで『地方公務員法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に教育委員会が責任をもって、公正な勤評を行うよう定められているのでありまして、従って、教職員の勤評は法に基づいて当然行なわなければならないのであります」⁽⁶²⁾という法規定論である。

この二つを前提にして実施をさせるために10数項目の質問を行うがそれを整理すると次の三点しぼられる。

▽検討の立場について

「勤評について教育委員会がしばしば研究中であると、また目下検討中であるというようなお言葉で表現されておりますが、…勤評を実施するという前提のもとにいかなる方法で実施するかという方法手段を研究しているというふうに解釈するのでありますが、そのように解釈していいかということであります」⁽⁶³⁾

西野議員の質問の中心論題はここにあり、「実施は法にあるのだから法治国であるが国では前提であり教育委員会は実施の方法を検討する」の言質をとることに全ての質問は集中される。不安になるのか「勤評が法に定められておるので、道の教育委員会としては法を無視して実施しないとい切ことはもちろんできないとは万々承知であります、…検討した結果、実施しないというような結論にはなりえないことはわかっておりますが、一応念のためにそれを確認したいのであります」⁽⁶⁴⁾と追

いうちをかけている。「合理化、科学化論」と「法規定論」は単独では攻撃に十分効果をあじることができず相補い合って攻撃の武器となるのであるが、教育行政の一機関たる道教委を攻撃するには後者がより前面に出されており、攻撃の最強部分となっている。

▽実施の時期について

「…全国の都府県で…ほとんど実施に踏み切っておる今日に、そういう今しばらくということではいろいろと不安を助長するような気運になりかねないので、この際、実施する時期をお知らせいただきたい」⁽⁶⁵⁾

自治体権力を握っておらず、教育統制機構も中立化し、官僚的ルートと利益諸団体、PTA、町内会、部落会等の本来の自民党の基盤の掌握の弱い北海道の自民党は、「全国46都道府県のうち余すところ…」という全国の大勢の動向を武器に「特殊例外的北海道」を攻撃した。そして理想案はすぐには不可能であるから暫定的なものでも実施する目的を明示せよと迫った。

△地方教委の態度表明について

「地方教育委員会が…一方的に反対の意志表示をしたことについて、道教育委員会としての見解並びに今後における地方教育委員会への態度を明示していただきたいのであります」⁽⁶⁶⁾

本会議の質問の最後に西野議員は「きょうこの道議会でのあなたの御答弁は、議会における私への答弁だけでなく、新聞、ラジオ、テレビで480道民ひとしく注目しておるのであります。…本道教育100年の大計のもとに、一部の圧力に属することなく…今こそ全生涯を青少年教育にささげられた憂国の教育者安延道教育委員長のきざんたる態度で、本道教育界のために、明確に勤評の実施に踏み切られんことを切に要望する次第です」⁽⁶⁷⁾と発言を結んだ。

しかしながら安延委員長の答弁は自民党の期待に答えものではなかった。

①検討の態度についての答弁

「ご説のとおり、法に決っておることでございますから、法的に申しましたから実施しないということは申しません。…道の教育委員会といたしましては、この教育の本質と本道の特殊性とを考えまして、本道の教育を推進することになるような内容をもたなければならないということで検討中でございます…」⁽⁶⁸⁾「法にはこう決っておる、しかし、教育的信念と、その法の内容とが万一どうしてもそれが調知しにくい、こういう場面にぶつかった時」⁽⁶⁹⁾「私の信念は、たとい法にありましても教育的な私の信念に合わないばあいには実施しないことがあります。これは今の勤評だけについていっているんでな

い。一般論としてそういうふうに考えております。そのときには、しかし、本道の教育行政の責任者としての態度を決めなければならぬと思います」(70)

「実施の決意かということでございます。これは…内容、方法の検討をいたしまして、そのあと確信をえなければ実施の決意はいたさないであります」(71)「他府県の例をみますと、まず実施するという規則を決めまして、内容をあとに決めるというふうに現れているところが大部分でございますが、…これは本当でないと思います。…内容があとで決ったものならこれは本来転倒だと、どこまでも、私はその信念を変えないつもりであります」(72)「この点は5人の委員まったく意見が一致しているんです」(73)

③実施時期についての答弁

「…これをただやたらにいつまでも延ばすということは毛頭考えておりませんけれども、この問題について…確信をもちたいと思っておりますので、いましばらくご猶予願いたいと思います。今の段階では、いつ実施するということは申し上げられる段階になっておりません」(74)「1日を争って実施するというよりも、まず充分な案を得ること、その案について市町村教育委員会とも充分に話し合いをいたしまして、理解と協力のもとに相剋摩擦を避けて、本道の教育界を混乱に陥れることのないようにしたい」(75)

④地方教委の態度表明についての答弁

「市町村議会の決議につきましては、それぞれ自治法の規定に従ってなされたと思いますし、また市町村教育委員会における決議といたしましても、それぞれの地方における世論の表われたものと考えられますので、もちろんこれに耳を傾けるべきだと考えられます。しかしながら…意見を表明する時期としては、現在が適当であるかどうかということにつきましてはいろいろの判断があると存じます」(76)

以上のように安延委員長は従来の原則を譲らぬのみならず、自らの責任をかけた非常の決意をもって、「法よりも教育上の効果、教育上の信念を優先させる」という自民党のイデオロギー的攻撃の最強部に真向うから応えた。これは教育的に純粋に問題をつきつめるという立場からの最上の姿勢であり、また道教育行政の最高機関として示しうる極限であったといえよう。道教委の中では安延氏の果す役割は大きかったと考えられるが、氏自身は、自ら自民党に対して「志しを同じくする者」(77)といい自民党からは「今日までのご経歴、古武土的な一つの風格で決して一部圧力者に屈」(78)しないと「敬意」を表されていた人物であり、教育委員会内では「保守の安延、

革新の東」(道新)と評されていた。しかしながら教育に対しては可成りの自由主義的な見識をもち自らの教育経験を通じて教職員に対しては一定の理解をもっていたし、教育行政担当者として北海道の教育に責任をもつという姿勢を頑固な信念としていることを答弁の端々から読みとることができる。

道連Pの石橋氏といい、道教委の安延氏といい保守系に属すると自他共に認める自由主義者の姿勢が権力の政策と真向からの対決に結果するという事態が北海道では生まれていたが、これは権力が如何に深く教育の近代的原則—教育基本法をじゅうりんしつつあったかを示す証左であり、また北海道において自由主義的思想の力が存分に発揮できその最上の開花をみることを可能にする条件が形成されていたことを示すものであった。

自民党は道教委から何の言質をとることもできずその攻撃は功を奏さなかったが、この直後から道教委に対し文部省の直接的攻撃がかけられることになる。

IV 北海道における道徳教育問題

道徳教育時間特設問題は、1958年3月18日文部省が「小学校、中学校における『道徳』の実施要領について」にもとづき4月1日から実施することを通達したことによって、都道府県段階でも問題化するに至った。日教組は、45回中央委員会(1958年2月25日—26日)において「政府自民党の企図する修身科復活を前提とした道徳教育時間特設に反対するとともに、今までの教育実践にもとづき、自主的教育計画をさらに推進し、現場の実践活動をたしかなものにして、大しい道徳教育を推進する」ことを決定した。各都道府県教組はこの方針にもとづき教委との団交を行い通達実質化阻止の闘いをすすめてきた。

北教組は4月8日以降この問題をめぐって道教委と再三の団交を行い、6月25日に確認書を取り交わし1958年における本道の道徳教育特設問題に終止符とうった。

4月8日の国交で道教委は、(1)文部省案は内容として無理なものではないし必要性も分る(教育長)(2)通達は法律ではない。文部省案どうり実施するつもりはないが時間特設を要望したい。(3)4月17日、18日の指導主事会議で内容説明を行い協議する、と基本的に賛成を表明し、4月14日の団交でも東委員長は「道徳教育を充実させるため時間の特設は必要と考える。その具体的方法及び細部の取扱いについては、現場の教員並びに各方面の意見を尊重したい」とこれを繰返した。しかしながら4月17日—18日の全道指導主事会議においては「安易な気持ちで時間特設を決定したことは残念だ。今迄不十分だ

ったというならば、その不十分な所をつくべきだ。特設する前に研究の段階を置けないか」「内容、方法は後にして時間特設を決めたことは納得できない」「現場の計画を変えよというのは現場を侮辱するものだ」「教育の全分野で強化するのが第一であり時間の特設はもっとあとだ」「時間特設と早い時期に実施について賛成の声は一つもなかった。文部省に通じてもらいたい」等々の強い批判が次々とだされ説明にあたった松本指導主事はたじたじの状態であった。

4月28日の団交で、東委員長は「(前回回答は)要綱を形式的に考えて1週1時間にこだわった意味で出したのではない。…前に言明した時間特設の内容、方法は、1.時間特設を必要と認めるものは、特設してやってもらってよい。2.従来、道德教育につきカリキュラムを組み、生活指導を徹底してやってきたものはそれでいい。3.生活指導が計画的、意識的に行なわれず不十分な扱いをしてきたものについては、要綱以前の問題としてもっと徹底して効果をあげてもらいたい。この時要綱は他のものと同様参考として扱うものとなるのである。……これらを含めて現場教師と相談したいというのが前回の言明なのである」⁽⁷⁹⁾と説明したが、これは時間特設を前提にした前回回答の事実上の修正であった。ところがその後、学校教育課は、5月7日に「現場教師の意見を聞く」と称して一方的に札幌の教員8名を集め意見を求め、翌8日の全道教育長会議の昼休みを利用して行った緊急教育委員会において、学校教育課の時間特設を含む通達原案を承認するという電光石火の決定を行った。これは「もし一方的に通達を強行して起る一切の紛争や混乱の責任は全て教育委員会側にある。……最近学校教育課のやり方はことごとくに一方的非民主的であるが、このようなことを強行する学校教育課であれば、われわれは不信認の態度を明確に打ち出して斗わざるを得ない」と北教組の強い噴激を招き、同日決定後の団交で「北教組との話し合いがつかないうちは市町村に通達を出さない」という確認を行った。

北教組は5月19日、各支部に対する指示23号で、職場決議を行い地教委と話し合いをもつこと、地域父母への説得と併せて、「教科だけでは不十分である」という文部省の論理をくずすために各地区、市支部で教育課程研究会等を組織し文部省のいうところの道德教育はすでに全課程の中で行われているという内容の摘出を行い、時間特設に具体的に反論していくことを指示した。また第30回年次大会(1958年5月28日—29日)では「教育課程の改悪反対斗争をすすめるとともに自主編成の研究運動を強化する」の頃で日教組45中委の方針を確認して

いる。

通達をめぐる最後の団交が6月24日から25日にかけてもたれた。道教委の「週1時間特設」を内容とする原案は8回の修正を経て「計画的でまとまった道德指導ができるようにすること。……かつての修身科の復活にならないようにすること」と変えられ「現在各学校において各教科並に特別教育活動が、生活指導を通じて道德教育が行われているが、各学校における過去の経験、実態等の基盤に立った教育活動の自主的計画を尊重しつつ、この通達は実施されるものである」という覚え書きを取り交わして、通達が確認された。⁽⁸⁰⁾これは、力関係に応じて相当に振幅をもつものであったが、文部省通達を実施する立場で具体化される危険を多分に含んだ妥協的なものであった。

道教委は「修身科復活反対」という条件をつけつつ「道德教育は必要である」という立場から基本的に文部省通達の実施を方針としたが、教組の追求により譲歩妥協し動揺的な態度を示した。勤評政策に対する批判的認識と道德教育政策に対する肯定的認識という一見矛盾した態度を切り離し難く結ばれている二つの教育政策に対し道教委は示したが、これはどのように説明されるであろうか。運動の対応、世論の動向がまず勘案されるであろう。教組の運動は、勤評斗争と結合して闘うという点においても、「修身科復活」ととらえる本質認識においても不十分なものであった。(このような本質認識にもとづく運動の無力さ、誤りは、道教委の方針自体が示している)また、「道德教育は全教科の中で行なわれている」という反論も、新教育に不満をもち仮象であれ道德教育を要求している父母を納得させるものではなかった。道教委の一見矛盾した施策は、運動の弱点、世論の動向の反映と見ることができる。また、道教委の教育認識というところに限定すれば、教師の思想の自由の保障、修身科復活反対等の戦前教育政策に対する一定の批判的認識は堅持していたが、それは不徹底なもので(例えば学問、思想の自由と教育の自由の分離、後者の否定)あり、非政治性を装った政策に対しては抵抗力が極めて弱かったことが指摘される。

道教委の一見矛盾とみられる施策はこの二つの要素のからまり合いによって説明することが可能であろう。

V 9・13 道教委回答と9・15 斗争

1. 9・15 斗争へ

東京での実施決定を突破口に各県教委は次々と規則、内容の決定を強行した。4月までに21都県、5月には¹⁴

県、6月には和歌山、高知、千葉、山梨で実施決定がなされ残るは7道府県となった。日教組は数回の統一行動でこれに対抗し、4月東京の10割休戦闘争を皮切りに、5月福岡、6月には和歌山、高知において激しくねばり強い闘争を展開した。しかし、大半の都県で実施が決定されるという中で、総括を通じて運動の展望を明確にし態勢を立て直すことが緊要の課題となった。これに応えるべく日教組第16回大会が6月6日から山形県上の山市で開催されることになった。しかしながら、この大会は役員選挙方法の問題を契機に混乱に陥り遂に休会となった。⁽⁸¹⁾何よりも強固な組織的団結と方針が要求されている時に、大会はこれを大きく裏切り運動の発展に打撃を与えるものであった。

再開大会は7月27日にもたれ新しい指導部を選出し、続いて2月28日第18回臨時大会は争いの総括と方針を討議した。和歌山、高知の共闘、統一戦線を基礎とした闘いの経験が大会を主導し方針に具体化された。この経験と教訓は闘いの基本路線＝「彼我の力関係の逆転」の認識を進展させその後の運動論、組織論、展望を示したという点で画期的なものであった。この時点では実施決定は6道府県のみとなり評定書提出が9月から、11月に集中する時期を前に闘争は新しい段階を迎えようとしていた。岩手の代議員が12回大会で「休みが明けると、天下分け目の9月を迎える」と発言したが、大会は8月15日和歌山で「勤評反対、民主教育を守る国民集会」を行い9月中旬に正午授業打ち切りを最低規制とする全国統一行動の実施を決定した。この方針は8月23日—24日の全国委員長、書記長会議で具体化され統一行動は9月15日と決定した。

社会党は、これまで勤評闘争に関する十分な方針をもたず、日教組出身議員の活動に委せていたが、7日8日の中央執行委員会で特別国会後の日常闘争の重点を勤評闘争におくことを決定し、次のような「勤評反対闘争を進める党の態度」を各都道府県連に指示した。

一、「勤評」実施は全通、全可法に対する不当弾圧と同様、独占資本に奉仕し、国民の民主的諸権利を奪おうとする岸内閣の陰謀の一つである。したがって、この闘争は全国民の権利を守る闘い、自由と民主主義、独立と平和を守る抵抗の一つとして取り上げるべきものであり、このような見方から長期のねばり強い闘争に発展させることができる。

一、これまでの勤評反対闘争は教師の立場と、日教組の組織防衛を重点としていたが、さらに「子供の教育を守る」という父母の立場を全面的に推し進める必要があり、すし詰め教室の解消、父母の教育費負担の軽減、旧

修身科の復活反対、青少年教育のための社会環境の改善などの要求と結びついた広範囲の大衆活動が必要である。

一、このような闘いを推進するためにはPTA、労働者、主婦などの住民を結集した地域共闘態勢を組織すべきである。地区労はその拠点となるので、組織のない所では党が率先して組織をつくり、校区ごとに「主婦の会」子どもを守る会をつくって全県的な実力行使ができるように組織活動を強化しなくてはならない。

一、党の中央、県連の各級機関はそれぞれ、総評、全労、新産別、中立系各労組、全日農をはじめあらゆる民主団体に共闘への参加を呼びかけ、国民の権利を守る闘いを積極的に進めなくてはならない。

一、勤評反対の闘争に対して警察権力の不当介入がはげしくなっているが、これを排除するために活動することは党の任務である。

一、岸内閣は地方権力と一体となって勤評を強行し、校長に管理職手当を支給しようとしているが、われわれは岸内閣と対決すると同時に、地方権力を奪取するため、来春の地方選挙に勝つための態勢をこの闘争を通じて固めなくてはならない。⁽⁸²⁾

共産党は、7月21日より11年ぶりに第7回党大会を開催した。同大会では内外情勢の分析、第6大会以降の諸問題の解明、綱領と規約を討議し行動綱領の決定、新規約の採択を行った。

教育問題については、軍国主義復活阻止の重要な一環として「現在、教育問題のもつ特別の意義を重視しなければならない」と注意を喚起し、当面する勤務評定について「それは直接的には、日教組の統一と団結を破壊し、教育労働者を労働者階級との連帯から切りはなそうとしているものである。それは教師に対する抑圧であるばかりでなく、勤労人民大衆に対する独占資本の攻撃である。それは、教師が青少年に真実を教育する自由を奪い教師を支配権力のいいなりに動く道具に変えようというものである。それは、教師をして青少年たちを、独占資本の搾取と抑圧と戦争政策にあまんじる労働力に仕立てさせようとしているものにほかならない」とその本質を分析している。運動の基本的位置づけについて次のように指摘している。「教育の領域での闘争は急速にそのきびしさをましつつある。この闘争に勝利するためには、子どもと青少年を愛するすべての民主勢力を結集することが根本である。それはわが国の将来がかけられている闘争である。わが党は全力をあげてこの民主教育擁護のための闘争の先頭に立たなければならない」⁽⁸³⁾

大会では、日教組の教師に対する『勤評反対』激励決

議」,国民に向けて「子どもと教師と教育を守りましょう」のアピールが採択された。

第2回中央委員会総会(8月18日—20日)で、この大会決定を当面の大象斗争の中で実践するための具体的な行動方針を討議、決定し、これを書記局通達として各都道府県に指示した。

一方、自民党は、7月10日、川島幹事長、倉石労相、福永組織委員長、各都道府県代議士が会合をもち勤評斗争に対する自民党の対策を協議した。ここでは提出期の下半期に斗争が高まるとみて党活動の重点を「日教組の教育支配阻止」におき、各都道府県に「勤評実施協議会」の設置と次のような「勤評対策要綱」とを決定した。

「1. 趣旨 教育の中立性を守り地方の実情に則し公正かつ円満な評定の実施を期す。

2. 政府は校長の管理体制を強化し違法行為を断固取締る。党は関係団体との共同体体制を緊密化し、広報活動を徹底的に行う。

3. 地方対策 自民党各都道府県連の中と文教対策委員会をおきこれにPTA、実業団体、文化団体を含めて広く世論が勤評実施に協力するよう指導する」⁽⁸⁴⁾

7月26日から全国PTA大会が開催されたが、この前日灘尾文相は「勤評規則は未制定のところは北海道など16都道府県だが速やかに決定されるよう希望してやまない。……政府は筋道の立たない無法な反対斗争に対しては、それがどんなに強いものであっても断固としてこれを排撃し勤評実施を推進する」と政府、文部省の決意を披瀝し「国民の皆さんが勤評の趣旨を正しく理解されとともに日教評のいきすぎた行為に思いをいたされ、皆さんの理解と協力で適切な勤評が実施され教育効果をあげることを心から期待している」という異例の談話を発表し大会に高見政務次官、福田社会教育局長を派遣した。

この頃から政府、自民党は「法律に定められた勤評実施は当然」「日教組の違法、無法行為による教育の混乱」という形で勤評の必要性、本質を背景に退ぞけ「合法性」「教育の混乱＝中立性の破壊」を前面におしだし世論誘導を行ない、9・15統一行動の分断、切りくずしを計り、未決定の6道府県に対する実施督促、指導強化を積極化していく。

2. 政府、自民党の道教委への圧力

自民党道連は7月25日地方ブロック会議をもち勤評対策を検討した。これには党本部から政調会文教対策委員長や組織委員会副委員長を招き、林道連幹事長、中山政調会長、福島文教対策委員長、作々木道議会対策委員

長、支部代表らが出席し、北海道における勤評問題の動向、勤評斗争対策、地域組織の整備強化などを協議し、PTAをはじめとするあらゆる会合を通じて勤評実施の必要性を説き、市町村議会に働きかけることを決議した。

8月2日には勤評の立役者といわれる文部省の内藤初中局長が全国高校家庭クラブ研究会への出席という名目で来道した。内藤氏の来道が勤評実施督励にあったことは当時の情勢の中では明らかであった。内藤氏は2日の記者会見で「北海道では勤評実施に冷却期間をおいて欲しいという意志表示がなされていると聞くが、そのような冷却期間をおく必要はまったくない。校長会などで実施反対の決議をしているというのが事実とすれば適格性を疑わざるを得ない」と北海道の民主的世論を真向から非難し「道教育委員会と道教育長に会い北海道の実情を聞いた上勤評を1日も早く実施するよう強く要請する」とのべ「万一実施しなかったり遅れたりした場合は措置要求をするつもりである。これは法治国家として当然のことである」⁽⁸⁵⁾との強硬態度をもって道教委に早期実施決定を要求した。内藤氏の来道は「勤評反対、冷却期設置、世論が4月以降連鎖反応的に波及し道教委を包囲する中でこれをまきかえす政府のデモンストレーションとしての目的をもったものであった。

8月5日の道高教組との団交で教育庁の小林総務課長は「道教委としてはそのことによって(内藤談話)検討の作業を早めたり考えが変わることもない」と答え従来の方針を堅持することを明らかにした。しかし、8月16日の北教組との団交で安延委員長は「結論はまだでいてなが教育を守っていくのに役立つような勤評というものが可能であるかどうかを検討している。……やるか、やらないか道民は心配している。やるとすれば全国試案をするのだろうかと不安動揺している。だからこの不安動揺をなくするためにはっきりさせたい。……9月議会にはどんなことがあってもなんとかいわねばならない」と初めて態度決定の時期を明示した。また「万一措置要求があれば従わざるを得ないという考え方はあるのか」という質問に対し小林総務課長は「まだ委員会で論議していないが私個人の考え方としては従うべきものだと考える」と答え、安延委員長は「もし検討の結果、実施できない場合どうするかということは根本的に対立するものに対し措置要求があった場合は教育委員会の責任であり進退上の問題だと考えている」⁽⁸⁶⁾と答えた。

灘尾文相は8月23日「勤評実施のおくれている6都道府県に早く実施できるよう指導を強化する」という趣旨の談話を発表した。

3. 北教組第53回中央委員会 ——9・15 斗争方針の決定

全国的に操出期にあたる9月に斗争の重点が設定されていたが、道教委回答により北海道においても9月に最大の焦点があてられることになった。

北教組35回中央委員会(8月28日)は9・15を中心とする斗争方針を討議した。斗争の主要目標には以下の7項目が掲げられた。

一勤務評定絶対阻止の闘い、二管理職手当の撤廃、校長組合員化に反対する闘い、三弾圧を排除し労働基本権を奪還する闘い、四反動文教政策を粉碎し自主的教育活動を推進する、五賃上げ、最低賃金制獲得を中心とする生活水準向上の闘い、六教育予算大巾獲得の闘い、七平和運動を推進する。

勤評阻止の方針を要約すると以下になる。

・9月15日正午授業打ち切りの日教組統一行動に参加する。打ち切り後地区労、民主的諸団体、父母の参加を求め市町村単位的全組合員参加の集会を行う。

・道教委、地教委に対しては、9月13日までの期限付回答をめ交渉を強化する。道教委に対して9月8日より父母、反対決議をあげた市町村の教育委員、議員の参加を求め集国陳情行動を実施する。

・9月1日より1ヶ月間「勤評阻止、弾圧反対」のリボン運動を実施する。

・9月第二週を全道一斉家庭訪問週間とし、勤評反対を父母の中にもちこみ反対協力者を拡大し、各校区毎に父母労働者を中心とする地域の「教育懇談会」を開催する。

・労働組合、学生、その他民主団体との強い結合のもとに幅広い共斗組織を拡大する。地区労を中心とした地域共斗体制の確立、「勤評反対連絡会議」「教育と子どもを守る会」の組織化。

・高教組との共斗。地区、支部に共斗会議を設置する。

・総評が登校拒否戦術を実施する場合は組合員の子弟は完全に登校を拒否する。

論議は、(1) 闘いの山を13日(道教委最終回答発表日)におくか、15日(全国統一行動日)におくか、(2) 児童の登校拒否について、(3) 道学連との共斗問題、(4) 日教組17回大会における北教組代議員の問題、の4点を中心に行われた。斗争の山をいつにおくかは時間的には僅か2日の相違ではあるが、全国統一行動と地方斗争の関係、勤評斗争の基本方針の認識に対する相違の反映であった。室蘭、釧路、日高等の支部は13日を主張し、小樽、函館は北海道の条件如何にかかわらず15日に焦点をお

くことを主張した。登校拒否については、胆振、旭川から「斗争に子供をまきこむことになる」という点から反対意見がだされた。執行部は、13日の道教委回答が「実施中止以外の場合は15日の正午授業打ち切りの方針は変えない」ことを明らかにし、万場一致で執行部提案を可決した。こうして北教組各支部は未曾有の困難な斗争の準備を始めることになった。

9月2日、全道労協単産代表者会議は勤評斗争の共斗体制を討論した。「政政自民党は時の権力をふりかざして最後の牙城である北海海に攻撃を集中してきている。……勤評はいかなる形においても実施させない」という意志統一を行ない9月15日の全道統一行動、9月27日の「勤評に反対し民主教育を守る道民大会」の開催を決定した。9月15日の統一行動は「各単産は(勤評反対、民主教育擁護、文部省、教育庁主催による各種研究集会反対)(王子、日産化学、小西六斗争支援)(最低賃金制確立、大巾賃上げ)(ILO条約批准促進、公務員法改悪反対)…」の指標をかがけ休憩時間中30分を最低とする職場大会を開き、北教組、高教組の集会に出来るかぎり参加する」という内容のもので、この準備として教組より各単産にオルグの派遣、啓蒙資料の配布、PTA対策として「各組合員は自己の所属するPTA会長に対し、口頭または葉書を以って10日迄にPTA総会を開催するよう申し入れると共に北教組、高教組の学校班はPT総会の開催を決議し会議を開催させる。各組合員は全員総会に出席し反対決議をあげるよう努力する。…9月15日の北教組、高教組の実力行使支援の態度決定を行う」としている。問題となっていた登校拒否については「本道では道教委がまだ勤評を実施するかどうか決定していない現状であり、勤評反対斗争についての情宣活動も十分行われていないので、ただちに子弟の登校拒否を行うことは戦術的に不利である」として不実施を決定した。

4. 9・15を前にして——全国

(1) 政府、文部省

政府は8月29日の閣議で、日教組の休暇斗争は地方公務員法に違反し、父兄が児童、生徒を登校させない行為は学校教育法に違反するという愛知法務大臣の報告を確認した。文部省は9月4日「学校の正常な運営の確保について」という次官通達をもって、9・15は「許し難い行為」であるから各都道府県教委が「学校の正常な運営」が阻害されることのないよう管下市町村教育委員会を指導することを要求した。さらに9月12日灘尾文相は、勤評は法の定めにより教職員の正しい人事配置を行う教育行政の問題であるのに、総評、日教組は政治問題だとし

て教壇の放棄を迫り子弟に欠席まで強いて紛争の渦中に加えるという法の秩序を無視した手段を選ばない斗争を行っている、と非難し「教職員諸君は、その職責の重大さに深く思いをいたし、良識をもってことに臨み、いやくも誤った指導に同調し、国民の信頼を裏切るときに行動に走ることはないよう……また国民の皆さんが、日教組の行き過ぎた言動にまどわされることなく……子弟を紛争の渦中に巻きこむことはないよう御協力を切に願うものであります。教育委員会はもとより、教職員および国民各位の御協力と、教職員の自重および教育委員会当局のき然たる態度によって、学校の正常な運営が保たれ、わが国教育の歩みに汚点を残すことのないよう念願いたすものであります」という文部大臣声明を発表し、続いて9月13日岸首相は同趣旨の総理大臣談話を発表した。

(2) 革新政党、労働組合

先に総評は8月7日の幹事会で「勤評反対斗争の強化対策」を決定したが、8月19日、20日の中央討論会でこれを確認し、8月27日、(1)各単産は9月15日全国一斉に休憩時間中30分を最低とする職場大会を実施する、(2)組合員子弟を朝から登校させない、旨の指示を各単産、地評に下した。9月1日の共闘委員会で再び8月27日の指示を確認し、翌2日には文部省主催の道徳教育講習会のボイコット、ピケによる受講者の参加阻止を決定し同日灘尾文相と会見し勤評の中止、教育課程改悪反対を申し入れた。

全日本労働組合会議(全労会議)は9月2日「勤務評定に関する声明」を発表した。「一、日教組の一斉授業放棄とこれに呼応する組合員子弟全員の登校拒否戦術に反対する。事の如何を問わず、生徒児童を紛争の道具に供する非常識な手段は許せない。……二、勤務評定実施内容には、数々の問題点があることを否定できない。政府および教委は原案通り強行する方針を中止すべきである。三、勤務評定については、斗争ならびに政治的圧力のない状態の中で、公正な第三者機関を設け関係当事者の代表者も加え、無理のない措置の審議を直ちに始めるのが、事態解決に対する当面最善の方法である。四、全労会議は、社会党が事態の重大性を認識し、以上の方向にそって事態解決に仲介の労をとることを期待する」⁽⁸⁷⁾

3日、全労会議代表は灘尾文相と会談し「日教組と総評が勤評実施の基本線を認め、9月15日に予定される斗争態勢を解き、それによって教育界が平穏な状態に戻った場合には、文相も改めて勤評実施について当事者間の話し合いを行って欲しい」と要望したのに対し文相は「そのような場合には話合ってもよい」と答えた。4日

に全労会議代表は社会党の鈴木委員長、浅沼書記長と会見し全労の見解を説明し事態解決に仲介の労をとるよう要請した。全労会議が果そうとした役割は明なかである。運動を抑えつけ、「審議機関」での話し合いにわい少化し、社会党を斗争の調停者、仲介者にひきこむこと——すなわち勤評斗争の「武装解除」がそれである。このもくろみは完全には成功しなかったにしろ運動に一定の動揺を与える「功」のあったのは事実である。

全国産業別労働組合連合(新産別)は8月27日の第3回中央委員会で勤評問題に対する態度を決定した。

「……(1)われわれは反動文教政策のテコである勤評問題に対し、広く労働運動の立場から教職員組合のこの斗いに協力していく。われわれの協力は次の点に重きをおく。④…休戦斗争に対しては、単独にあるいは地方共闘の中で応援する。但し総評及び日教組が要請する統一行動に全面的に参加するのではない。われわれの自主的な判断において友好的に共闘を發展させる。⑤そのための方法としては、地方共闘の中において署名、陳情、抗議、集会等の諸活動に参加する。……(2)総評の秋季年末斗争方針にあり、かつ過日総評幹事会で決定した如く『日教組の組合員に最大の激励をするため全労働者は子弟の登校を拒否する』ことは反対である。このような斗争戦術は、勤評反対斗争の国民斗争への発展を自から破壊するのみでなく、労働組合の社会的存立の基礎を自ら危くするものである。国民を舞台とした斗争である限り、児童を戦術上の手段とすることは、致命的な誤りであると断ずる。この点を強く指摘し、全組織労働者に訴える」⁽⁸⁸⁾

社会党は9月4日、委員長、局長会議を開き勤評斗争に対する党の基本的態度を確認した。

「一、7月8日の中央委員会の決定(子どもの教育を守る立場に立って日教組を孤立させない地域共闘体制の確立)を再確認する。一、9月15日の勤評反対の統一行動を、党は全面的に支持する。このため政府のあらゆる弾圧を排除するため徹底的に闘う。一、…日教組の統一行動にしたがって一斉休校を行う。各府県教組に対し各県評、地区労態勢を強化して混乱を未然に防止する。正午まで授業を行う各府県教組については午前中の授業をうけて、受持ち教師の指示にしたがって下校するようにする。一、政党としての立場から事態収拾についてできるかぎりの努力を払う」⁽⁸⁹⁾

同日鈴木委員長は岸首相と会見し「一勤務評定の強行実施を即時中止すること、一学識経験者、教育の第一線現場にある教員代表を入れた公正な審議会をつくること、一審議会は政府の勤務評定並に教育委員会制度の在

り方について議論を加え……勤評問題の抜本的解決のための具体案を作成すること。一右の措置につき協議するため政府は直ちに日教組と団体交渉を持つこと」を申入れたが、岸首相は「社会党から申入れの各条項並びに立場は理解できる。しかし勤評に対して最初から絶対反対という立場をとっているのでは話にならない。まず勤評を認め、その内容とか項目についての話し合いなら応ずる」とこれを一蹴した。

社会党は一方では「勤評阻止」を主張しながら他方ではあっせん、仲介的役割を演ずるという「二重人格的態度」をとった。これは社会党の体質から発するものであったが、全労会議の主張と軌を一にした「現実即応した方針」を主張する党内右派(西尾末広氏を中心)の存在も無視することができない。社会党はこのような党内矛盾をかかえた上「勤評問題は党の力が強ければ政治的に解決できるのだが残念乍ら現在の社会党の力のために労組に心配をかけて申し訳ない」という鈴木委員長の発言からもうかがえるように組織的にも弱体であり、運動を指導するというより運動の跡を逐うのがやっとという状態にあった。北海道新聞は「15日の日教組統一行動をめぐる当面の斗争は、無策の策、で臨む以外に打つべき手はないようである。去る6日下部に対して指令した『第1号斗争指示、も弾圧対策としては弁護団を結成して闘うことを明らかにしているだけで、15日の行動については『先生の指示で登校拒否もやれば打ち切りもやる』というだけで党としての自主的行動は一つもない有様……党内では慎重論と強硬論の板ばさみに合い、党外では『児童を政治斗争に巻きこむ斗争に反対、の強い世論の壁にぶちあたっている。社会党は、いまやニッチもサッチも身動きのとれないままで、15日の事態を迎える破目になっている』⁽⁹⁰⁾と評している。

共産党は、9月6日付「アカハタ」主張「勤評阻止斗争の新しい発展をむかえて」において「きたる9月15日の日教組の休戦斗争とこれに呼応する総評各組合の職場内抗議集会とその子弟の登校拒否を、現在の局面における勤評阻止斗争の重大な発展として、この全国統一行動を全面的に支持し、その成功のために闘う」⁽⁹¹⁾という態度を表明した。勤評の本質、勤評斗争の意義にふれ、日教組の斗争を評価したあと、「今後の発展と勝利の方向」として次の三点をあげている。

「第一に、勤評阻止の斗争は長期にわたるねばり強い統一斗争として発展し、発展させなければならない性質をもったたたかいである……勤評粉碎のためには、岸内閣の政策に対する労働者階級と勤労人民のあらゆる要求と斗争を統一的に発展させるなかでかれらを政治的に包囲し、孤立化して、その実施を阻止しなければならない。

……したがって9月15日の統一行動は、この日をもって勤評阻止の斗争が終るのではなく、新しい統一斗争発展の出発の日としてたたかわれることに重大な意義をみななければならない。……全民主勢力のかたい統一と団結を、地域的全国的にうちたてるために、労働者階級が統一行動の指導性を発揮することが大切である。……第二は、勤評の本質的なバックロと、民主勢力の積極的な方向とを結合して、広範な父兄や母親の説得活動をさらに精力的に強めることである。……いまだ多くの父兄や母親は、勤評の本質を十分に理解しているとはいえない。それは、系統的な宣伝活動の不足と、勤評斗争のわくのせまさにほかならない。国民の民主的要求に奉仕する教育政策と、教育を国民の手にしっかりとにぎる斗争とが正しく統一されていない。このために、教師の生活と権利をまもるだけの斗争という印象を多くの父兄からぬぐいされないでいる。……第三に、労働者階級が生産点において、断固たる連帯のための統一斗争をつよめることが重要である。……真に強力な支援のためには、自分自身の問題として、生産点における実力行動を発揮できるようさらに階級的、政治的前進をめざさなければならない。……それこそ労働者階級がこの斗争を通じて正に自覚すべき行動の方向である」

(3) PTA 全国協議会

全国PTA協議会は7月26日より小樽で大会を開催し、勤評問題については大混乱の後、理事会に一任を決定したが、8月29日の年次総会で勤評賛成の決議をし更に「一、教育は特定の主義主張によって侵されることなく、あくまで中正を堅持すべきである。一、反対斗争の手段として、教壇放棄、登校拒否などにより児童生徒を犠牲にする行為は断固として排撃する」という声明を発表した。これに対し総評は翌30日「政府自民党はPTAを政治的に従属させ、教育の自民党支配を図っている」という声明を発表すると共に対応策として「PTAに対する働きかけの強化について」という指示を発した。

9月12日、安倍能成、岩田宙造、尾崎士郎、松下正寿を発起人に「授業放棄、登校拒否反対国民大会」がもたれたが、この大会決議は、灘尾文相談話と全く同趣旨のものであった。

(4) 事態収拾への動き

15日が近づくにつれ事態収拾、斡旋の動きがいくつかのグループからおこなわれた。9月13日、蠟山政道、下中弥三郎、矢内原忠雄、大浜信泉らの学長グループは斡旋の方法について協議した結果「一、9月15日の混乱を避けるため、勤務評定の実施は、現在の段階において進行をとめる。二、審議会を設け内容方法について検討する。期間は1年位が適当である。三、このため小林日教

組委員長と学長グループを交えて文部大臣が会見する」ことを申し合せ、瀬尾文相と会見した。文相は「一、勤務評定実施の基本線及び現在進行中のものを日教組が認めること。二、日教組が斗争体制を全国的に解除し、教育の場を平常に復すること。三、以上のことが事実によって明らかにされた後においては何ら日教組との会見を拒むものではない」と強硬な態度を示し事実上斡旋を拒否した。同日、日教組中央委員会は「一、現在実施中の勤務評を白紙にかえす。二、審議機関を設置し、勤務の可否を含めて審議する。三、以上を政府の責任において全国一斉に措置するの三点を認めない以上統一行動を実施する」という声明を発表した。14日学長グループは日教組小林委員長と会見したあと再び文相と会見したが文部大臣は「既定方針をもって臨」むと斡旋を再び拒否した。こうして実力行使を回避したいという国民の世論を反映した学長グループの斡旋は不調に終り、日教組、日高教は「既定方針通りに断固闘う」という共同声明を発表した。

5. 91・5を前にして——北海道(一)

(1) 職場の斗争体制

9・15に向けての職場の斗争体制はどのように準備されていたのだろうか。これを「9・15斗争組織実態調査」を中心に考察する。

指令の「正午授業打切」の体制確立が確認されている支部は全支部236中125支部で他に「祭典等で特に問題とならなかった」3支部を合すると、128支部が突入体制にあったと考えられる。これは報告支部161の79.5%に相当する。未報告支部は、斗争体制未確立が多いと推定されるから全支部中での割合はもっと下であろうが未報告の75支部全てを「未確立」と仮定しても54.2%となるからおおよそ60%弱の支部が突入体制を確立していたと考えられる。特に空知は29支部中24支部(82.7%)と圧倒的な強さを示している。

9・15斗争突入体制確立状況

(「9・15斗争組織実態調査」より作成)

地区協、市支部	支部数	報告支部	体制確立支部
網走	23	17	13
胆振	13	11	11
石狩	11	8	6
渡島	19	10	4
上川	27	13	8
後志	9	7	5
釧路	22	18	13
後志	12	8	8
空知	11	9	8
空知	10	9	9
空知	10	7	7
空知	6	3	3
空知	9	6	6
空知	10	3	0
空知	10	6	2
空知	19	13	10
空知	17	13	12
支 計	236	161	125

従来、知事、道教委——北教組本部の交渉を基軸に運動をすすめてきた北教組が、正午授業打切り、全員参加というかつてない大規模の斗争を準備する過程を北教組は「……9・15斗争を成功させるため地域の封建性、通俗的ないわゆる常識、政治的歴史的不感症、また組織内部では利己心、敗北感、日和見主義、財政難、へき地、離島等々あらゆる主体的客体的困難な条件を克服すべく血みどろの努力をかさねてきた。この努力は北教組結成以来、かつてないほど大衆行動を通じて労働者として、民主教育のにない手としての教師として大きな成果をもたらした」と総括している。支部報告からもこのことはうかがわれる。

「9・15斗争を前後して組合員は勤務反対の重要性を認識し父母大衆と共に闘うという啓蒙運動にのりだし、今までにない強いもり上り」(上川)「9・15斗争を前後して支部内の組織に自信をもったことは今まで前例のない」(上川)「8月中旬より学校班長会議を開催、勤務に対する徹底的な研修会、9月に入ってから2日間支部を三ブロックに分け全組合員出席の研修会、続いて中央より講師を招へいし斗争意欲をもりあげる」(宗谷)「数回に及んで代表者会議を開催し、勤務の学習と組織の団結を計画したので今までにない強力な団結ができた」(檜山)

「9・15斗争を中心に今までにないもり上りをみせ各学校班とも積極的に家庭訪問、地区集会に出かけ非常に高い意識と斗争意欲を固めた」⁽⁹¹⁾ (10市支部)

一方、渡島、上川、留萌、檜山に突入体制未確立が多いことからうかがわれるように豊漁村においては可成りの困難があったことを多くの支部が報告している。これらの支部は、(1)教師は実力行使や授業放棄をすべきでないという教師、父母の意識、(2)校下父母の「封建性」、ボスの圧力、(3)組合員の勤務に対する意識の低さ、を困難としてあげている。特に、「校下父母の動向」が大きく、まず校長がこれに動揺し校長の意向が分会、支部に影響を与えるというのが実情であった。15日直前まで態度決定ができず脱着寸前のところを支部のオルグを入れて直したり(胆振)若干の脱落も覚悟で突入を決定したり、執行委員会で「授業打切り返上」決定を行い(8:7)これを不満とする執行委員7人が辞表を提出し決定再検討と執行委員長不信決議の臨時大会開催を要求し突入を決定する(稚内)などの混乱も少なからずみられた。

(2) 道教委、市町村教委

道教委萩原教職員課長は8月30日全道市町村教育委員長研修会で「教職員は校長の許可をえて組合活動に専念することができる」という条文が道条例にあるが、地方公務員法では争議行為は禁止されているから法が優先し

て実力行使は違法になる」と発言したが、9月5日北教組との団交では小林総務課長は「校長の時期変更権の発動がなくて休暇假が認められた場合は違法でない」とこれを訂正し、時期変更権の発動があった場合については態度を保留した。一方9月4日には「正常な学校の運営の保持と教職員の服務について」という通達を各道立学校長あてに発した。その内容は次のようなものであった。

「伝えられるところによれば、教職員の組合においては、勤務評定反対斗争の一環として、きたる9月15日勤務評定反対のための措置要求大会を開くため、全道的に、正午から教職員の一斉休暇等を実施するとのことである。

学校は、あくまで教育的見地に立って正常に運営さるべきものであり、いやくも児童生徒に対する教育上の配慮に基くことなく、みだりに授業を休止し、あるいは変更すべきものでないことはいうまでもない。それらのことは、正常な学校運営を阻害しないことを前提として、所定の措置をへた後なさるべきである。

また一斉休暇等に関連し、教職員が勤務を欠く場合においては、その手続きを誤るときは、種々問題を生ずるおそれもあるので、措置を誤ることのないよう慎重を期すべきことはいうまでもない。

ことに勤務評定問題については、当委員会において、いまだ慎重に研究検討中であり、かかる事態の発生をみることとは、教育上まことに遺憾である。

校長は、学校運営の責任者として、また所属職員を監督する立場から、正常な学校運営の保持に努めるとともに、所属職員が服務上の義務に違背し、教育者に対する社会の信頼を裏切ることのないよう、適切な措置を講ぜられたい」

この通達は、後に12月道議会で自民党から「斗争の煽動文書」として攻撃されるのであったが、「これらの行為は（一斉休暇または授業打切）絶対許されない旨を警告し、勤務すべき旨の職務命令を発することはいうまでもなく、いやくも、休暇を承認し、あるいは臨時休校の措置をとるなどのことは、厳に戒められたいこと」という文部省通達（「学校の正常な運営の確保について」、9月4日）とは明らかに矛盾する内容のものであった。道教委通達の本旨は12月道議会で明らかにされるのであるが、それによると、休暇承認の権限は校長に属するのであるから、たとえ勤評反対統一行動に参加する場合でも校長が学校の正常な運営を妨げないと判断し承認したなら違法でない、というものであった。

安延委員長は団交終了後「私どものおねがいですが、実施すると、しないともなるともまだ言っていないのですから、北海道の教育のために、ぜひ一つ15日の

行動には慎重期していただきたいことをくれぐれもおねがいます」と教組に要請している。

市町村教委は既に8月までに29が反対、要請決議を行ったことは先にもふれたが、9・15に向けて一斉交渉がもたれた結果更にいくつかの教委が反対の意志表示、道教委への要請書を出している。保守性が指摘される広大な農山漁村をかかえているにも拘らず市町村教委の多くは「慎重審議」を望んでいた。勤評に積極的に賛成の意向を示す教委は少なく「勤評実施」の決定を行った市町村教委が皆無であったことは本道の市町村教委の大きな特徴であった。これは教組、共斗会議等の働きかけということが直接の契機であったし北海道の自民党の末端支配基盤の弱さにも起因するのではあったにしろ、道教委が「試案反対、慎重検討中」という中立的態度を堅持し他府県にみられたように市町村教委に対し実施の圧力や指導を行わなかったということが重要な条件としてあげられる。従ってそれには地教委の自主性においてなされたというよりは道教委の決定をみて態度を決めるという消極的、受動的姿勢の中から生みだされたものが多く、一定のもろさをも内包するものであった。

9・15斗争に対しては「^①授業カット回避、黄色いリボンとりはずせ、の親展文書を校長に出す」(網走1)「道教委の動向を待ちながら^②授業の混乱には慎重に、の通達」(胆振6)「組合への要請或いは反対決議」(上川2、後志1)「9月9日教育長名で^③9・15斗争に備えて万全な処理をとるようみだりに職場放棄をせぬよう良識ある態度をとられたい、の文書」(宗谷1)「校長説得にのりだす」(宗谷1)など若干の干渉例が報告されており中には「敬老会開催」(静内、寿都、網走)「教員の研修会の形で休校」(栗山、由仁、士別)などで混乱を回避しようとする動きもみられた。しかし大勢は具体的な動きをみせず話合ひの中で回避を要望するというものであった。

8月30日の全道市町村教育委員長研修会(札幌など16市をのぞく)では「^④完全に政争の具にされている現段階では絶対に実施すべきでない、^⑤法に定められてあるのだから広く意見を求め時期をみて立派な勤評を行え、の二つに要約されたが^⑥しばらく冷却期間において組合とよく話合え、という気構えが強く全般を支配」⁽⁹⁸⁾という雰囲気であった。都市教委連絡計議会(札幌など16市で構成)の越崎会長ら代表は4日道教委に対して「勤評は今後なお時間をかけて地教委や関係方面と慎重に協議の、15日に予想される授業打切りの事態を極力回避するよう措置してほしい」という申入れを行った。

(3) 校長会

北教組が9・15斗争の方針を決定して以降、各校長会

は夫々理事会、評議会をもちこれに対する対処を検討した。8月28日に中学校校長会理事会は正式に勤評対策委員会を発足させ、9・15に対する態度を検討している。8月30日には小学校校長会の理事18人が7月29日の総会決議にもとづき安延委員長に対し「勤評は本道の教育上少しもプラスにならないので実施しないで欲しい」と陳情し合せて「校長は職務上管理の部門にあるが純然たる管理職ではないので管理職手当を支給しないよう」要請した。9月4日に両校長会は合同で勤評問題対策委員会をもち夫々の勤評反対決議を行った経過を報告し次いで15日の授業カットについて話合ったが結論がでずに終わった。この会議には北教組から森田書記次長が出席し北教組の勤評斗争方針の説明を行っている。各校長会が正式の態度表明を行ったのは9月9日札幌で一斉に行われた理事会、評議会、総会に於てであった。全道小学校長会は豊水小で理事会、中学校長会は北辰中で評議員会を夫々開きこの後共同で次のような基本態度を確認した。それは、①基本的態度として子供に迷惑をかけないよう極力努める。②15日にいたるまで当面の事態が収拾できるよう道P連、道教委、北教組、道議会など関係方面に強力に働きかける。③15日最悪の事態になった場合校長は平穩に誤りなきよう措置する(この第三項目については、小学校長会は外部に発表しないことを申合せ)、の三項目であった。この確認は曖昧でとらえどころのないものであったが、それは校長会が具体的な内容を発表すると窮地におちいるような性質——つまり休暇を承認する内容のものであったからと推察される。山本中学校長会会長は合同会議後「全体としては組合の出す『有給休暇願』を認めるという線で統一されることになるだろう。……われわれは処罰は覚悟しているし恐れもしない。しかし校長が組合との間にミゾを作ることだけは何としても避けたい。15日の問題に対しても校長会会員の大部分の考えはこの点にしばられている」⁽⁹⁴⁾とその決意を語っていた。

次に各市町村における校長会、校長の動向をみよう。

(()内は校長会数)

網走……校長会として特に問題点なく突入。(12)

支部役員の中に校長がいることは非常に校長を苦しめた。(1)

村内校長会協議会を開催し大会出席を不可能にした。(1)

村内校長会が職場大会にすべきだとの結論を支部に要請した。(1)

組合活動も校長の組合意識の高い低いによって左右される。(1)

胆振……校長も組合員で組合と一体で問題なし。(5)

結果的には組合と同一歩調となったが地域の父兄大衆が児童をこの問題に巻きこみたくないという意向が強いので校長会としてふみきれず困難であった。(1)

措置要求大会の参加者を全員出張ということにとりきめた。(1)

校長会で賛否相半ばした情報から校長会に支部役員が出席して突入体制を確立した。(1)

石狩……校長も組合員であるとの立場から問題点はなく地教委交渉、父兄への説得に積極的であった。

渡島……突入体制確立に支障なし。(3)

学校行事に切りかえた。(1)

15日の斗争に参加しないことを14日の午前緊急校長会で決定。(1)

勤評反対に異論はないが戦術的に納得できないとの態度を組合に申入れ。(2)

授業カット回避を再三支部に申入れ。(2)

上川……完全に突入体制。(6)

地域や地教委をおもんばかって一部には振替授業を希望する校長がいた。(1)

小中学校校長会、教育長、組合の三者会議で参加態勢を確立。

釧路……管内の校長会で勤評反対の線を打出しているので問題がない。

村内校長会で組合員として行動を共にしているので村教委交渉にも積極的。

父兄とのマサツを考慮して回避の要望を組合に出したため説得し同一歩調をとった。(1)

後志……突入体制確立。(11)

全道小中学校校長会指示と称して回避のため町教委主催の研究会を決定。(1)

宗谷……突入体制確立。(6)

地教委の圧力により村内校長会が休暇を認めれないという態度。(1)

戦術に反対の意向が強い。

南空知……問題点なし。(7)

地域の啓蒙に組合と同一歩調をとると共に校長会名で勤評反対の印刷物を家庭に配布。(1)

強力に積極的に議会、地教委、PTAに対してPR。(6)

中空知……問題点なし。

北空知……全面的に同一歩調をとり連P、地教委等の交渉に努力。(6)

戦術には賛成しない向き。(1)

根室……支部長が村内小中学校長会長なので議会、地

教委接衝に校長会があたった。(1)

他の行事とからみ合せ授業カットを回避する態度。(1)

日高……勤評絶対反対の決議のもとに組合と表裏一体。(6)

留萌……9月9日村内小中学校校長会議が村教委主催で招集され「9・15当日は完全授業を行うよう」通達され2名の校長が統一行動不参加を表明したが、支部、校長会が地教委交渉の結果撤回させ校長会も参加確認。

檜山……組合員の立場から陳頭にたって積極的に活動。

3回に亘って会議をもち斗争に参加するが大会には出席せず日直をするという態度決定。

校長会として独自の動きが強く組合からの積極的対策はとれない。

十勝……同歩調で問題点なし。(13)

市支部…極めて積極的で完全に意志統一。(7)

過程において若干の問題を生じたが最終的には突入体制。(5)

振替授業。(1)

校長会として9・15突入体制にあった数は、この報告から推定すると106となる。これは突入体制にあったと考えられる組合支部125にほぼ匹敵し、各地区協議会、市支部毎においてもこの対応関係がみられる。しかし、地教委の圧力、父母の動向にもっとも動揺し、行動に消極性を示していた事が同時にこの報告からうかがうことができるし、不参加表明、休職不承認を行ない統一行動にブレーキをかける校長会も相当数存在した。

校長会全体としてみると、統一行動に反対し妨害する一部と統一行動に積極的な可成りの層、そして動揺的、日和見的な大部分の層に分かれ、最終的には動揺的、日和見的な層の大部分が消極的に統一行動参加層に合流するという動きを示した。空知、日高、十勝、市支部の校長会はその積極性を如実に示している。

高等学校校長臨時総会(9月9日)は「勤評全国試案」反対を決議し勤評に対する態度をはじめて表明した。その理由として「1.この試案は評定要素がきわめて複雑で教育の現場に適合しないものも多い。したがって実施が不可能である。2.相対評価の方法を混入していることは賛成できない。3.勤評の結果を給与に結びつけて使うことも問題がある。4.教師の人間の内的特性に深く入りすぎるきらいがある」の四点があげられている。これによって北海道の校長会全てが「試案」反対の立場を表明したことになる。総会後代表は北教組、高教組に極力回避

の努力をするよう要望し道教委に事態回避の措置を講ずる事を要望した。

(4) P T A

道連Pは、9月8日の理事会で9・15斗争に対する態度を検討した。この理事会では「いまの段階では勤評は実施方法の問題ではない。いかなる形の勤評もやらせない—という約束を道教委から得なければ「授業カット」は防げない」(釧路代表)「あとの問題はともかくとして、15日の不幸事態の阻止を短期目標にして道教委と北教組に毎日陳情を続けよう。地方からは電報で陳情の波状攻撃をかけよう」(夕張代表)「政府も組合も手前勝手なことばかりいつているから地方の父兄は勤評の本質については何も知らない。しかし授業カットだけはマッピラだとみないつている。道教委からこれを阻止するための声明を出させよう」(紋別代表)「授業カットが決行されれば必ず校長の処罰問題がおこる。これはPTAのTの問題ともなるので避けなければならぬ」(旭川、釧路代表)「授業カットは、先生たちが生活権をかけた「闘い」のため「これだけはやらせてくれ、といっているものだ。PとTの連合であるPTAがT側のこの悲痛な頼みを簡単に退けてよいのだろうか」(網走代表)「将来の教育のことを考えてやる最後の切札なんだからやれとはいえないがやるなということは無理じゃないか」⁽⁹⁵⁾(函館代表)など熱っぽい論議が交された。結論として「教育を極力混乱から守らねばならぬ」という点で一致し、会議終了後、北教組、高教組、道教委に陳情をおこなった。なおこの理事会でPTA全国協議会が「道P連の見解を無視して一方的に勤評賛成決議をしたことは遺憾である。授業打ち切り排撃声明は一方的なもので支持できない」という意志表明を行なった。また9月11日理事会決定に基づき「長期の冷却期間をおくことを前提に、そののち各方面の衆知を集め話し合いによる努力を傾けるよう関係方面に強く要請する」旨の声明を発表した。

道高校PTA連合会は6日の常任評議会で「15日の授業打ち切りは合法非合法を問わず絶対反対であを。8日から15日まで各校PTAを通じて教員に直接説得する」という態度を決定し、13日には「①児生徒に影響する行動をしないほしい。②本道の地域実態に側した行動をとってほしい。③全国統一行動に参加したということではなく自主的判断に基づき教育的中立的立場を堅持してほしい」の三点を北教組、高教組に申入れることを決定した。

下部の連Pでは既に千歳、手稲、岩見沢、網走、三笠、由仁の市町村連Pが「試案反対、冷却期間設置」の意志表示を行っていたが9・15斗争に向けての組織の積極的

な働きかけで可成りのPTAが意志表明を行った。

「村連Pとして9・15斗争支持の意志表示」(網走)「9・15斗争を中心に 勤評反対の主旨を理解し 勤評反対の意志表示。しかし授業カットは回避すべきという意見」(網走5)「役員会を数回開き学校側が説明啓蒙にあたった結果反対の主旨を理解。授業カットは支持、静観、やむえないの意向」(胆振3)「連Pとして勤評対策特別委員会を設置し積極的な対策」(石狩)「父兄会、参観日、家庭訪問等をくりかえしくりかえし実施して勤評斗争の理解にこぎつけた」(石狩)「9・15前後はPTA対策に重点をおいて全組合員が努力した結果反対運動の理解を深めさせるのに成功」(上川)「町連Pとして『教育長協議会試案には反対である。今後事態を円滑に解決するよう各関係機関に要請する』の決議」(釧路)「町連Pで3ヶ年の冷却最間設置の決議」(釧路)「2単Pで反対決議」(釧路)「村連Pで反対決議」(後志)「PTA会長主催名で勤評問題懇談会をもち市街地では『9・15には先生がたがどんな行動をとろうとも解観しよう』の結論」(宗谷)「8単P中7つが勤評反対決議」(南空知)「道P連の線で決議あるいは態度表明」(中空知3)「単Pの半数が反対決議をあげる」(中空知)「各単Pが反対決議をあげ連P名で道教委に要請」(北空知)「3年以上の冷却期間をもってよく研究すべき、の結論」(中空知3)「勤評反対に理解をもって冷却期間をおき充分研究を要する問題だと結論」(留萌)「保守の温床ともいわれる地域ではあるが母と女教師の集いをもったり全道庁家庭組合、全日通母の会など各単産支部の人たちと話し合いなどをもって積極的に父母との提携にのりだした女教師」(檜山)「十勝連Pが決議」(十勝)「非常に深い理解と協力的態度をもち殆ど単位PTAが反対決議をあげ教委、議会に積極的に陳情要請」(市支部)「市内23の単Pが反対決議をあげ市教委に陳情」(市支部)「9月15日までの間にPTA総会、役員会、父母会等が一斉に開催され勤評の本質と15日の統一行動について理解啓蒙活動が徹底して行なわれた」(市支部)「全般的に道P連の線を支持する傾向が強いが単P毎に決議をあげるにいたっていない」(市支部)

これらの報告は、9・15に向けての斗争準備の過程で、PTA、父母の可成りの層が教組の積極的な活動にゆすぶられ、その一部が斗争過程に合流したことを示している。市支部、空知はPTAにおいても他をぬきんでおり、またどの地区協議会にも積極的な連P、単Pが生れてきている。

しかしながら農漁村をかかえた地域においては「無関心、傍観」(上川、日高等)「理解させるに至らない」(胆振、十勝等)という状態が多くPTA、父母の多くは勤

評斗争過程のワク外にあった。後志は報告支部18中12支部が「積極的対策がないと思われる」としており渡島は10支部中5支部は「父母大衆への働きかけが徹底しなかった。PTAに対する働きかけは全然と言える位していなかった」と報告している。

また全体として勤評反対にまではこぎつけても授業カットには殆ど疑問をもった状態で9・15を迎えており権力の攻撃もこの点に集中された。可成りの支部は授業カット回避の申入れをうけ説得できなかったといっており、農漁村をかかえた檜山では「一部父兄間で授業カットを行う場合父兄が代って授業をする。また今後学校に対して絶対協力しないと申入れられた」(1)「PTA一部役員によって9・15斗争に突入した場合PTAは解散又は総辞職を公表」(3単P)「9・15突入の場合午前中より学校に役員がきて生徒を下校しないように教職員大会に対抗して村民大会を開催すると会長が発言」など部落有力者による策動が集中的にあらわれているがこれは上川にもみられる。

自民党は先の地方ブロック会議で、PTAへの働きかけを方針として決定したが、農村連盟、菊旗同志会などがこの尖兵となって勤評賛成、授業カット排撃をかかげてPTAに意識的に働きかけている。農村連盟、菊旗同志会は、労働運動と勤評斗争の本道にかけの拠点である空知に結成されここを拠点に日高、上川等にも足をのばし街頭宣伝、演説会、ビラ、ポスターによる宣伝、PTAへの工作を行なっていた。彼らの動きが最も激しかったのは芦別市であった。

4月30日 市教委、市議会勤評決議。

7月6日 市内三PTA会長名の勤評賛成のパンフレット。

7月20日 勤評賛成、実施促進のパンフレット。

7月24日 菊旗同志会勤評賛成パンフレット。

7月27日 芦別地区労働評反対パンフレット。

8月24日 菊旗同志会、新日本同志会の勤評賛成演説会。

8月28日 父母有志の勤評研究会の夕べ。

8月28日 新日本協議会、教団連の勤評賛成演説会。

8月29日 菊旗同志会「教育刷新」講演会に1,500人参加。講演会終了後「教育防衛市民大会」に初替え「一勤評の即時実施、二市内各学校で勤評反対運動の先頭にたつ教員とくに芦別小学校校長ら数人の教員の反省を促す。三9・15に予定されている勤評反対のリボン斗争、一斉休眠などいかなる斗争にも絶対反対」を決議し市長、市教委に要請。

8月30日 地区労働臨時大会。

9月8日 地区労働評反対演説会。

9月9日 同

9月12日 同

9月13日 芦別小学校PTA会長油谷良夫氏（青果商）
授業カット反対のハンスト。

9月15日 町内会回覧板を利用したの切りくづし。

(5) 共斗体制

北教組 34 回中央委員会は斗争体制について「全道労働協、地区労との連絡、提携をより強化し、可能な限り勤評反対を目標とする共斗会議を設置する。地公労は共同行動まで高めるよう努力する」とし道段階では4月11日「北海道勤評反対連絡会議」が設置された。この下に30重点地区に下部組織として地区連絡会議を設けこれがPTA、婦人団体、地方議会、青年団体、町内会に働きかけ、民主教育全般を守る組織として「教育と子どもを守る会」を組織する基本方針を確認した。ここでは共斗組織は「勤評反対地区連絡会議」と「教育と子供を守る会」の二つのルートで構想され、前者が勤評反対を目標とし、労農団体による可成り狭い中核的性格をもつものに対し後者は勤評反対だけでなく民主教育を守る市広い運動母胎としての性格をもった恒常的な組織として位置づけられていた。（後の指令で前者から後者への移行が指示されている）

しかしながら下部組織として地区連絡会議が組織されたのは南空知、北空知、後志、市支部の一部に限られたため「北海道勤評反対連絡会議」は実体をもたない頭だけの組織の観があり北海道全体の斗争を推進する共斗組織としての任を果すことができなかった。それは構成団体である農民同盟、漁民同盟の組織が限られた範囲に少数あるにすぎず、また道段階の幹部は革新的な者が多数を占めていたが下部にいくほどそれが稀薄になり「農民同盟の幹部は理解するが末端の農民大衆は幹部に無条件に同調しない」（十勝）という状態が大部分で下部の幹部が勤評運動のオルガナイザーになることは少なかったという組織の性格の一つは規制されるものであった。

共斗の実態は、地区労内に勤評共斗委員会等の組織を正式に組織したもの（網走2、虻田1、渡島2、上川2、後志2、宗谷1、南空知3、中空知6、北空知3、十勝1、函館市1、小樽市1）と地区労、単産の支援、協力に留まったものに大別できる。共斗体制の進んでいた地域は炭労の一大拠点をもつ空知であり、労働組織運動の伝統をもつ函館、小樽、そして激しい王子斗争を闘った苫小牧である。教育労働者が勤評、教育課程斗争を闘っている時、他産業労働者は資本の合理化攻勢に直面していた。それは中小企業、臨時工にとどまらず繊維では鐘紡、肥

料では日産化学、石炭産業では三井鉱山、製紙では王子製紙と大手筋の本格的な合理化攻勢という規模のものであった。北海道では炭労が、春斗後も闘いを継続し3月21日重点無期限スト突入以来6月18日まで実に90日の「超長期スト」で闘い、苫小牧王子労組は労働協約改悪に対し7月18日以降、炭労を中心とする労働者の連帯に包まれて無期限全面ストで闘っていた。炭労の合理化反対賃上げ斗争、王子労組の権利斗争、北教組、高教組の勤評斗争は1958年の北海道労働組合運動の頂点をなすものであり、相互に結合することが可能であった。しかし農漁村、避地では地区労が未結成であったり、教組が未加入であるというところがあり組織的な共斗は困難をきわめた。これらの地域には全通、国労、日通等の組合があったがその多くは村出身者であるため組合活動に難かしさがあると報告されている。また勤評斗争の過程で北教組が中心に地区労を結成したところもある。

共斗で支配的だったのは先に分類した後者＝地区労、単産の支持、協力という形態であった。しかも幹部段階の共斗にとどまり、勤評が各単産下の組合員にまで浸透しないうらみがあつた。ここでは共斗＝地区労のイメージをこえず当初方針とした広範な層を結集した組織は数える程しかなかったといえよう。しかし炭労と共斗した空知、王子斗争と結合した苫小牧の共斗⁽⁹⁾は水準の高いものであり、その後北海道の教組運動の転換の一つの契機をなしたと評価されるものであった。

6. 9・15を前にして——北海道（二）

(1) 新聞論調

日教組が9・15斗争決定後各紙は勤評問題に多くのスペースをさき次のような社説をかかげた。

朝日 「総評の方針と教育の立場」（8月22日）

「勤評は常識の線から出直せ」（8月30日）

「PTA活動と勤評問題」（9月2日）

「両党とも今こそ良識を」（9月6日）

「勤評は『父母の願い』を聞け」（9月12日）

道新 「総評の勤評反対斗争は正しいか」（8月26日）

「勤評問題をどう解決するか」（9月5日）

「児童生徒への影響を恐れよ」（9月14日）

タイムス 「政府斗争を避ける道をさがせ」（9月5日）

「傾聴すべき道PTAの見解」（9月10日）

「授業打ちりの回避をよろこぶ」（9月15日）

全国教育長協議会試案に対して、朝日は「問題がある」、道新は「基本的に反対」、タイムスは態度を明らかにしていなかったが、これらの社説では共通して「授業打ちり」「登校拒否」に対し「父母の声」「児童を斗争に巻き

こむ」「教育の混乱、中立性の破壊」として強く批判し回避を前面にかかげているのが特徴である。勤評問題がこのような泥沼斗争におちいった責任の一端は「総評系高野派の闘将平垣書記長一派の理論にひきずられすぎ」(道新)「特攻精神の自爆主義とあまり遠くはなれない精神状態」(朝日)にあると高知、和歌山の斗争とその指導方針を激しく非難し、泥沼斗争から抜け出すには「常識の線」(朝日)「教育の立場」(道新)「斗争の論理でなく調整の論理」(タイムス)が必要であるとしている。しかし「…たとえ法律が眠っていたとはいえ、ときの政府が、それを行使するというならば、どんな内容で、どんな方法で実施するかを問題にしなければならないのである。……その意味からも日教組の非常事態宣言や絶対反対の旗印は……社会的常識から認められるものではない」と基本原則において文部省に身をよせ、「社会的に常識的に比較的無理が少ないところで」の歩みより(即ち勤評を認めその具体化を協議するという文部省の論理)を主張する朝日と、「法に違反しないようにと呼びかけるのはよいとして、それだけでは、勤評問題のように教組が教育のため組織の命運をかけて争っている問題の解決にならない」として「文部省を鉄カブトで護衛」する態度を批判することを基本においた道新とではその意図や帰結は異なることはいうまでもない。タイムスは従来ほぼ朝日に近い立場をとってきたが、この時点で「斗争の論理から調整の論理」への突破口として「白紙に冷却期間設置」の道P連の立場を「文部省、教員組合、道教委ともども検討してみる価値がある」として支持し、道新も「勤評実施をめぐる文部省の措置要求にも、法的疑義は大ありである。……道教委は自主的態度を堅持するにたる法的うらづけにもっと自信をもってもらいたい。勤評実施をタナ上げできる自信があるなら、それに越したことはないだろう」と基本的にこれを支持し「しかし四囲の政治的圧力のため、次善の策を追求する以外道がないなら」官僚統制や教育阻害に通じない「無難な評定内容」にすることを提起している。朝日の立場は先述したが(鈴木委員長が岸首相との会議において)『勤評の即時中止』を迫るというのでは常識的にいって、あっせんの態度ではなかった。…社会党には対立打開の今一段の努力を、自民党には今一度の反省を望みたい。両党ともにいまこそ『良識ある政治』を国民の前に示すべき時でないか」としたが、これは社会党を「二大政党論」にとりこめ、幹旋者、調停者に仕立てあげることによって「常識の線」に運動を従属させようとするものであった。

朝日に代表される中央紙の論調と異って、道新、タイムスは道P連の路線を支持するという独自の主張を行っ

た。この点から道教委に対し実施延期を要求すると同時に教組に対しては道教委が実施の態度を明らかにしていないのであるから「いかに日教組の統一行動とは、道内の教職員が15日の授業打切りを強行する意味はないのではあるまいか」(道新)と授業カット回避を北海道の勤評情勢の特殊性から強調した。続けて「不幸にも全国的に一斉休暇が実行されるなら、その場合でも、校長はできる限りの合法的処置を講じたり、無用な抗争を助長するだけの懲罰問題を食い止めるべく、地教委、府県教委も適宜の処置を怠ってはならない」と異例の指摘をしている。

(2) 各地各層の動き

9月1日から13日までの勤評をめぐる動きを列記すると次のようになる。

- 1日 北教組一道教委団交。北教組リボン斗争開始。
- 2日 北教組一高教組勤評斗争で協議。
- 4日 都市教委、道教委への要望。全道労協指令。道教委通達。
- 5日 北教組一道教委団交。
- 6日 文部省通達を市町村教委へ。
道高教組代表委員会、9・15斗争に3割休暇決定。
- 8日 道P連理事会、道学連第13回臨時大会(勤評阻止で25日にゼネスト)。道高校PTA連常任評議会。道教委に全道から30人の陳情団(議会、教委、PTA)——18日まで連日。
- 9日 小学校校長会理事会。中学校長会評議会。高校校長協議会臨時総会。
- 11日 北大、学大教官志声明(勤評の再検討要望)。道P連声明。
- 12日 北教組一道教委団交(道教委第一次回答)。学大札幌分校学生大会(15日に同盟休校決定)。道学連勤評中止要求。農民同盟三役会議「道教委に対して道P連の決議を尊重して冷却期間をおき慎重に検討し北教組と十分話し合いをすること」を申入れ、北教組に「授業カットが児童父兄におよぼす影響、教育行政上憂慮すべき問題なので慎重な態度でのぞみ一般父兄の理解をえられるよう処置せよ」の申入れ)
- 13日 高校P連常任評議会。北教組一道教委団交(第2次回答)。自民党林幹事長、川口議員会長が道教委に対し「9・15教育ゼネストに対する公的見解」をだすよう要求。

次に札幌市における動きをみよう。

- 5日 札幌市小中高合同校長会(冷却期間をおき実力行使回避)

- 6日 桑園小PTAの「勤評討議会」(PTA文化部が主催。同校父母はもちろん全市からPTAの役員が集まり、賛成、中立、反対の見解発表を聞き他の行事にみられない盛り)
- 9日 札幌地区労が市教委へ申入(宇野委員長は「道教委には長期の研究期間、審議機関を設けることを強く要望しても、北教組には無用の干渉、説得は一切避けている」と答える)。幌西小PTA副会長が中島市教育長に「15日の実力行使回避のため民主的機関で研究し急いで実施しないことを道教委に働きかけること」を要請。
- 10日 小中高合同校長会秘密会で9・15に対する態度統一。琴似中PTA会長他6人、緑ヶ丘小の母親8人が市教委に「話し合いによる努力で実力行使回避」を要請。

- 13日 幌西小PTA会員約50人が北教組、市教委、道教委に実力行使の回避、そのために道教委、北教組と第三者を入れた懇談会をもつことを提唱。

8月31日の道新「週間の動き」は、本道の勤評情勢もギリギリまでおしつまり「本道も爆発寸前」と報じた。各団体、組織の動きはめまぐるしく勤評は道内においても社会問題の焦点におしあげられた。

北教組の正午授業カットを内容とする決定は、教組への批判を招いたと同時に、強引に強行をはかる文部省のやり方への疑問、道教委に独自の立場にたった「冷却期間設置」を要求する世論を、勤評の賛否をこえて急速に顕在化させ強める方向に作用した。「勤評賛成、日教組糾弾」を正面から掲げた動きは一部地域を除いてみられなかったし全道的レベルでそのような団体はついに組織されなかった。他府県においては、運動に対し抑圧、分裂、破壊に働らく自民党、議会、教育委員会、PTA、町内会等が、北海道においては強力でなく、逆に教育委員会、PTA、議会が教組の運動に対し全体としては「静観、或いは「好意的中立、の立場をとった。そして教組、民主団体を先頭に校長会、PTA、市町村教委、市町村議会が「全国試案、愛媛勤評反対、冷却期間設置、の線で共同し道教委を厚く包囲するという特異な状態の中で北海道は9月15日を迎えようとしていた。

9月14日付の道新は「教育ストあすに迫る道内の表情」として各地の動きを紹介している。やや長くなるがこれを引用しよう。

。「勤評団交」のオヒザも札幌は12、13の両日、さすがに緊迫した空気に満ちあふれた。最初「実力行使尚早論」を打出しつつには北教組指令に従うことに決まった札幌支部。最後のドタン場で実力行使が回避できるので

は一と希望をつなぐ市教委。またあくまで斗争には静観をきめこむ市PTA連と三者三様の構えだが「なんとか実力行使は避けたい、という点では完全に一致している。なかでもこの斗争のシワを一身に寄せられた小中学校の校長の立場は深刻そのもの。すでに校長会で…授業打ちりのハネツカえりを最小限に食い止めようと授業参観やPTA会合の名目で父兄を集めやむを得ない事情、の説明にやっきになっている。しかし勤評実施については父兄の賛否は相半ばしているのが実情…。こうした当事者の悩みをよそに15日は情勢いかにらず同盟休校だといいきく道学連。また地方首長の選挙を明春にひかえ実力行使の反応を心配して走りまわる道市議会議員。逆に好材料をあさるものなど嵐の前の重苦しい雲行に包まれている。

。正午打ちりの体制で足並が1番よくそろっているのは革新勢力が強い炭鉱地帯。……赤平では市民の7割が炭労に入っているだけに実力行使に反対の声も出ず、三笠、奈井江、歌志内、上砂川などいずれも授業カット完全実施の構え。……さらに三笠では9月から勤評反対の街頭署名運動を先生たちが総出でしたり、地区労広報車で市民をPR、奈井江では15日地区労内父兄による自転車デモ、砂川歌志内上砂川では黄色いリボンをつける運動。……こうしたなかでも美唄では授業カットに対するPTAの風当りはかなり強く授業打ちり問題から砂川ではPTAを解散して親だけの父兄会にすべきだの論ももち上がっている。ともあれ大半は実力行使に賛成かやむえずとする見方……

。農漁村では秋祭りその他の行事にひっかけて全日または半日休校としなごやかな1日を過そうというところがかなり多く一般的に平静だ。…伊達、倶知安、長沼、浦河、幌泉、三石、岩見沢、静内などいずれも氏神さまのお祭りでほとんどが休校……このほか農繁休校(倶知安町の山ろく地帯や寿都、北見など)や敬老会(静内、寿都)または修学旅行、市民運動会、学校祭、映画会など当りさわりのない催しでなんとかうまく15日の切抜けるところが目立っている。……

。これらのほか羽幌地方のように、教育研究発表大会を開いて斗争を肩すかしのカタチにしたところ、町教委主催、組合後援の教育研究会を開く岩内、また旭川市では午前中小中学校長会の申合せで研究会、運動会、文化祭などを開いて正午で授業を終了するなど、教委や校長会、組合支部などの話し合いにより責任問題が起きないように便法を講じているところもある。反面江別などのように実力行使に踏切るべきかどうかの問題で大ゆれにゆれている市町村も出ているなど、15日を迎える道内の表情は

さまざまだ。

7. 道教委回答

9月12日、午後11時より北教組一道教委の団交が行われ、安延委員長より次のような道教委回答が発表された。

『勤評反対回答に関する要求書』に対する回答

…勤評が職員間の明朗な気風を損い、身分給与の不安を醸成し、学校運営に暗影を投ずることのないように配慮されなければならないことは勿論、更にはこれにより教師としての日常の教育活動の意欲を高め、教育を前進せしめるに役立つようなものを、との観点に立ち、かかる案を見出すことが可能であるかどうかを本道の特殊性をも考慮しつつ期間を惜しまず検討を続けてきたのであるが今後は更に市町村教育委員会、関係諸団体とも十分な話し合いを重ねることは勿論、学識経験者等ひろく各方面の意見を聞き、結論に到達すべきものと考えている次第であって、これが結論に達するにはなお時日を要する現状であるという事情御了承を得たく、右回答する……」⁽⁹⁷⁾

北教組は「不実施」を表明することを要求し団交は翌13日の午前11時まで続けられた結果、道教委は「(今後更に)混乱を避け民主的に対処するため期間をかけて検討せよとの世論等をも尊重し(市町村教育委員会、関係諸団体)」を挿入し12項の確認事項を認めた。

①勤評は現在まで検討を進めてきたが困難な問題を含んでいる。

②関係諸団体とは校長会、PTA、両組合である。更に母親代表も考えている。

③各団体代表の構成は固定していない。公聴会を開催したり更にまた個人的にも聞くことがある。

④各代表からの意見を聞くために、審議会を設ける意志はない。あくまで諮問的性格をもったものである。

⑤代表に諮問する場合道教委として提出する資料は、他府県実施規則であるが、更に学校数、教員数等の客観的材料も考えている。但し相手の考えを左右する様な資料は出さない。何も示さないで勤評の根本理念について諮問する場合もある。

⑥各代表に意見を聞く態度としては「実施するか、しらないか、更に延期して検討するか」の態度を道教委として決定するためにきくものである。したがって、道教委としては勿論白紙の態度で臨む。

⑦5つの柱は例としてあげたのであって、これにこだわらない。しいていえば、5つの柱は勤評を困難ならしめる要素である。

⑧関係諸団体及び学識経験者等の意見は、それぞれ1回や2回でつくされるものでないので相当長い時日(期間)になる。

⑨各代表とはお互いに誠意をもって充分話合うということであって、一方的に打切るといような考えは少しもない。

⑩道議会に資料提出を求められた場合は、他府県の実施規則を考えている。

⑪期日をかけて検討せよとの表現は世論の内容であって、この中には連合PTAの3年間その他1年間ということも含まれている。

⑫勤評についての本質認識は組合と同一である。

安延委員長は最後のお願として「勤評の本質認識は組合と同一である。ただ行政の立場にある者として異なることがある。しかし必ず近い将来に於いて手をにぎって教育のために努力できると思う。9月15日授業カット回避のために決断と英智を以て対処していただきたい」と発言した。

8. 9・15戦術の転換

北教組は13日から14日にかけて中央執行委員会を開催し道教委回答について検討し次のような評価を下した。

「全国統一行動(正午授業切り)を先頭とした今次勤評阻止斗争において、われわれは、道教委に対して期限付要求書を提出して斗いを展開してきたが最終期限である13日までに「勤評は実施しない」という回答を獲得することはできなかった。しかしながら、われわれは次の諸点から従来勤評問題について堅持してきた道教委の態度を部分的に変えさせることに成功したと判断する。

①…内部において道案作成の中間的議案寸前という極めて危険な状態におかれていたが勤評の最終結論は、今後相当長い時日を要することになり、危険な状態を長期間排除することができた。②道教委は従来「教育にプラスになる勤評」「教育の思想の自由を守り、生活権をおびやかさない勤評」をさがし求めていたが、強力なわれわれの勤評反対の主張の前に、勤評は現時点において困難な問題を含んでいることを道教委自体認めざるを得なくなった。③しかも今後は白紙の立場で勤評の根本理念を含め……われわれとの間に充分意見をきき一方的打ち切りをしないことの確約を行った。④意志を求める団体は最終的に固定したものになっていないが、少なくとも現在出されている……メンバーを考えた場合、緊密な連絡、共闘を通じて少なくとも従来道教委が考えていた方向とは逆な方向にもっていくことが出来る可能性を見出すことができた⑤今次斗争を通じて、勤評のもつ本質を完全な

形でないにしても、理解されることが出来た」

このような分析の上に 15 日の行動は正午授業打ち切りを中止し、3 時からの集会に戦術転換をはかることを多数で決定した。ひきつづき全道各地区支部代表者会をもち執行部提案が多数で承認されここに正式に戦術転換が決定されたのである。

この決定は「良識の勝利」として各方面から賞讃をもって迎えられたかのようである。

「『本当によかった』。こう決意すると思っていました。が本当に最悪の事態をさけることができた」(安延委員長談)

「大きなピンチを切り抜けることができてほんとうによかった。北教組の人達は上と下からの圧力があつたにもかかわらず良く踏切った。道教委の人達もよい考えを持っており実に立派だった。これは文部省や日教組の幹部に反映させてあげたい……私はこの 3 年位夢をみたことはなかったが、勤評問題にぶつかって子供に困まれて小刀が胸に突き刺した夢をみた。問題はまだ残っているが最大の危機が回避されたわけでしょうはゆっくり眠れる」(石橋道 P 連会長)

「とにかくよかった。北教組、道教委ともつねに良識ある態度でのぞみ最後まで『話し合いによる解決』ののぞみを捨てなかったのは立派だった。これで本道の子もたちの教育は斗争のウズから守られたわけで教育者の一人として実にうれしい」⁽⁹⁸⁾ (中島全道 P 長会長)

9. 9・15 全国統一行動

9・15 斗争は日教組史上最大規模の統一斗争をもって政府、自民党を全国的に包囲しその組織された数をもって全国的段階での力関係の転換をはかりその後の各都道府県での闘いを優位にすすめる、という位置づけを与えられたものであった。またこれは、教育斗争の領域にとどまらず軍国主義復活阻止の全国民的斗争、「長期抵抗路線」を余儀なくされていた労働組合運動の前進と高揚に大きな影響を与えるものであった。そうであったからこそ政府、自民党は教育委員会、警察、町内会、PTA、マスコミを動員し直接あるいは間接に強圧と懐柔をもってこれに対処し切りくずしにやっきとなったのである。

9 月 15 日、日教組組合員は 16 府県で指令通り正午より、9 県が指令を下廻る休戦斗争に参加しその数は 44 万人に達した。⁽⁹⁹⁾ また全国 2,500 ケ所で 50 万人以上の組織労働者、父母が地域毎の集会に参加し総評指令にもとづき全国で約 200 万の労働者が黄色いリボンをつけ職場で抗議集会をもって支援した。山口県宇部炭鉱では組合員子弟の 97% が同盟休校に入り、和歌山、京都では部落

解散同盟の子弟の登校拒否、一斉早退が行なわれた。学生は 53 校 84 自治会 20 万人がストライキ抗議集会にたち上った。

日教組は、この斗争の成果として勤評を教師の問題から労働者階級、国民の問題として広げ闘いの戦線を大きく拡大し、県、支部、分会組織の強化、これらを通じて政府、自民党に一定の打撃を与えた、ことをあげている。日教組、高教組は、この過程における権力との斗争、父母、国民からの批判、要求を通じて、現在の教育主体(独占資本—政府、自民党)と民主教育の主体を認識させられ、本格的な労働組合として成長し、闘いの基本路線を確立する経験を蓄積した。

確かに、マスコミや政府関係者が「足並み乱る」「低調に終る」と一斉に宣伝したように、統一行動の指令から半数以上の道県が脱落したという弱点も指摘される。それは「権力の攻撃」にだけ帰することのできない問題(勤評認識、統一行動の認識、都道府県の組織実態、指導の問題)をも含むものであった。日教組臨時大会(10 月)は、この総括にあたり、決定過程における民主主義的討議の必要を指摘したあと「一旦決定したものをそれぞれの段階で変更して行くということは斗争力を減退させ、組織の権威を著しく失墜させる結果になる。いやしくも統一行動として闘いが組織されている場合、たとえその指令実施にあたって傾斜が予想される場合でも指令そのものが変更されるということは、組織運営から排除されなければならない」⁽¹⁰⁰⁾として 10 点にわたり傾斜の生じた原因を分析している。9・15 の総括をめぐり日教組内では激論が交されたが、9・15 斗争の傾斜はその後全国統一行動を組織していく上で大きなブレーキになった。日教組はこの後警職法反対斗争、安保斗争と結合して勤評を闘うが、有効な統一行動が組織できず各県分断の状態で勤評体制がしかれていく。

北海道では、各市町村毎に北教組、高教組共催で午後 3 時より一斉に集会がもたれた。炭労、日通、機労、電通等の組合が職場集会でこれを支援した。この日、道 P 連石橋会長、道中学校校長会高橋会長、道高校長協議会泉谷理事長が道教委、北教組を訪れ「子供を救ってくれたのは本当にうれしい」とお礼参りを行った。

VI 斗争の総括をめぐって

1. 北教組執行部の総括

北教組執行部は、「9・15 斗争の成果と反省」という総括文書の中で、成果を次のように指摘している。

「……本道においていままでもかってない程全道民の関心をよびおこし、今回ほど道民全体が、教育のことに関心を示したことはなく、政府の勤評強行の方針に対する非難が集中し、道教委に対しても批判が高まり、従来、勤評問題について堅持してきた道教委の態度をかなり変えさせることに成功した。9・15の全国統一行動は……政府自民党の政策転換を求めるまで強力に闘いをすすめなければならないことは論を俟たないが、全国斗争の中に含めて展開されてきた都道府県教委に対する闘いで『勤評を実施しない』という確約を得ないにしても、少なくとも政府自民党の勤評即時実施強行なる線を大巾に転換した事態がそれぞれの地域において発生した場合、今次斗争を通じて得た地方斗争の成果とみななければならない。このような観点に立った場合(9・13)回答を獲得したことは、北海道においてすでに、政府の方針がくずれはじめていることを立証している。従って「正午授業打ち切り」という全国統一行動から、三時措置要求大会開会とわれわれは戦術転換を行ったが……脱落かどうかの形式的論議は別としても、今後の闘いを進める上に1つの役割を果たしたと判断する」とした。また今次統一行動を通じて表れた組織内の問題点として次の指摘を行っている。

1. 決議機関の決定や指令実施の意志統一において極めて大きな盛り上りを示したが本部指導の不徹底、更に組合員個々の勤評本質の把握不十分によって部分的ではあったが困難な状況う生じたこと。

2. ……学習不足から父母、地域住民、他団体に対する説得、正しい世論形成にその行動力が弱く、子供をまきこむ戦術をとる。という組織に対する自らの行動と、自信と勇気の持てない組合員があったこと。

3. 本部、地区支部の各段階において、共闘は大きく前進したが、地域的に地区労が結成されていないこと、結成されていても、未加入のところがあつた、全労働者の斗争という点に不十分なところがあつたこと。

4. 本部に対する報告活動が依然として悪く、斗争指導上に大きく影響を与えている。今次斗争の結果報告が約60%という低率で全道情勢の把握に支障を来している現状である。

ここでは9・15斗争の成果、欠陥、教訓の総括が全面的には行なわれていないが、戦術転換については、9・13道教委回答を地方斗争における成果として評価し基本的に正しい措置としている。組織的な総括は第36回臨時中央委員会(10月10日)第31回定期大会(12月4日)において行なわれた。

(2) 中央委員会、定期大会における総括

総括は主として、戦術転換をめぐる行なわれたがそ

こでの主要論点は(1)全国斗争と地方斗争の関係、(2)道教委回答の評価、(3)主体的条件の評価(闘い体制)(4)「彼我の力関係の転換」認識、の四点に集約される。

①全国統一斗争と地方斗争の関係

「日教組の統一行動により文部省に圧力をかける点と道教委への働きかけとの斗争目標の二面性をどのような次元で組み合わせていくか(夕張支部)について各支部の見解をみよう。まず「地域性」を強調し独自の地方斗争に力点をおいてこの点から戦術転換に賛成する見解が多く支部から出されている。これは36回中央委員会では組織的に出されなかったので「9・15斗争に関する市町村支部の意見書集録」から引用する。

・幌別支部……今後の斗争に当っては常に和戦両用の構えを持ち安易に妥協せず、しかも統一行動という殺し文句に義理立てして北海道の実態を無視した自殺的斗争に突入する愚を避けるべきである。

・洞爺支部……無言の全国統一行動という圧力は、多分に道教委及び、関係者として、後退せしめる結果になったことは認めるが、全国にわたり勤務様相が地域に立脚した多様性を帯びた今日、何故全国統一行動という名称のもとに本道の勤評段階に組みした斗争方式が当初にも主体的に確立出来なかったのか、……来る28日の斗争方式について新聞報道等で正午打ち切りを中央で決定している模様だが、本道においては未だ、そんな実行行使の段階ではない。

・生田原支部……北海道の場合は全国とその情勢を異にするので、低姿勢でよいと思う。足並みの乱れることが何よりも危険と言わねばなるまい。

・置戸支部……北海道においては斗争の形態を北海道独自の形態を取るべきの考えが強い。

・東島牧支部……今次の全国斗争の結果に鑑み、必ずしも全国統一行動は可能とは考えられない。よって本道は独自の見解を持って立つこと。

・西島牧支部……北海道の特異性と主体性の上に立ち、世論を重視しながら、今後の斗争を展開してもらいたい。

これら地域の特殊性の強調は、全国統一行動という日教組の決定を北海道にどう具体化するかという立場からというよりも、北海道を中心におき、そこから決定を評価するという立場からのもののように考えられる。このような発想は北教組本部一各支部、支部一分会の関係においても転移してあらわれ、58年度の方針書に「本部からの自主性」を明きらかにする支部もあつた。日教組が勤評斗争を通じて克服しつつあつた組織の分散性、地域セクト主義は北海道においてははまだ支配的であつたといえよう。勤評が政府自民党の、集中的組織的指導の下

に、地方教育委員会、校長を媒介に強行されている時、運動の側がその視野を各都道府県に限定し、個別的、分散的斗いに自らをおこみ、攻撃の形態に依拠して、或る時期には決定的な力関係の転換を伴う、全国的統一行動を軽視したなら、やがては運動は一つ一つ絞殺されてずるずると後退せざるをえまい。このように独占資本の要求にもとづく政府自民党の攻撃としてでなく「北海道の勤評」ととらえ斗争の視点も全国的な勤評情勢をどう転換させるかという視点も欠落し北海道に限定される。

「地域の特異性、の強調に対する批判は次のような形で出されている。

・小樽支部の見解……我々は勤評の阻止撤回を闘う為に攻撃をかけなければならない。最大の敵は文部省であるとともに、政府自民党であること、従って各都道府県教育委員会はその文部省の46分の1であることを確認して、9・15の全国統一行動をくんだ……9・15統一行動の段階においては、東京を初めとして、各都道府県が勤評の評定書を提出するという先端に立たされていた事であるし、さらにまた今後12月までの間には評定書の提出をせまられるという、この二つの重大な情勢の中に生まれたわけである。評定書の提出を迫られている各県の闘いが完全に勝利することが出来なかったにしても、統一行動が全国において、堂々と実施されるという事が今後……繰返し、繰返し、何年も、何年も、絶対反対の闘いを進めていく上に全国50万教師の連帯意識をつよめ、限りなく斗いに勇気と希望を与えたであろうということは、否定出来なは事実であります。—このような観点に立って執行部は前回の35回中央委員会において正午打ちりの統一行動を提起したはずであります。……それにもかかわらず、道の教育委員会の回答が大巾に前進した新事態であるという解釈で戦術転換を行ったことは、……(全国統一行動からの)明確に脱落であることは事実である。……執行部は全国統一行動の目標は、勤評撤回・阻止ということであるから、北海道段階においては、これに回答していたのであるから、全国統一行動にプラスしたという判断をしております。けれどもこのことは納得出来ません。執行部は全国統一行動においてどういう意味においてとらえているか疑問があると思う。道教育委員会が有利な回答を行なったということは……我々も認めるにしても、これをもって戦術転換にあり得るとしたならば……日教組の中で統一行動に期待されている北教組は、全国の仲間に応えることが出来ますでしょうか……もし闘いが都道府県別の支部別の闘いに分裂されてしまうならば、政府自民党の思うつぽであり、各個撃破で道が残されてもあえなくつぶされることは火を見るより明

らかであることは、全国の中央委員会で確認した通りであります。執行部の斗争の指導は北海道の問題としてあります。しかし東京や愛媛、和歌山の問題は我々の問題、北海道の問題であります。……我々は全国統一行動の立場において、その成果の批判を行う立場であるはずでないか、あまりにも北海道段階に情勢を強調しすぎてはいないのか?…」(「経過報告に対する討論」「北教組海外資料編」第18号1958.10.22)

・函館支部の見解

…今回の戦術転換に、明らかに全国統一行動からの脱落である。統一行動の脱落によって、あたかも我々の勤評斗争の敵が道教委であるかのような印象を組合員全体に与えてしまった。或いは、父母全体、他労組にも与えてしまった。これは取りかえしのつかないことである。我々が勤評を阻止するというのは、勤評があくまでも、池田、ロバートソン会談からの申し子であって、岸政府の反動文教政策の一貫した対米従属の中での既定方針の中で最後のしめくりであるという分析をしてきたからなのである。にもかかわらず脱落したということはその権力の実態というものをあいまいにぼかしたのである。この両支部の見解は、統一行動という点からの代表的批判であるが、他に胆振支部のは「統一行動を『低きにつく統一行動』と考えているのではないか」という点から批判を行っている。

②道教委回答の評価

執行部見解を函館支部は次のように批判した。

「…(実施の)期間がのびたといっておりますが、果していつまでのびたのか、はつきりしていない。或いは方々で意見を聞くときわめてそれはあいまいなものであって、これは要するに、従来検討してきたが今後も検討をつづける必要があると思う、という意味であって、この道教委回答について、本部が描いた確認とか、分析というものは、いかにも絵に書いたモチにすぎない」他に「勤評の本質理解は組合と同一である」と『いい勤評があれば実施する』ということは矛盾する(釧路、日高)「回答書には『実施しない』という具体的な保障がない」(網走支部)の評価がだされている。6月議会で執拗な自民党の実施要求、7、8月の段階では政府、自民党の集中的な干渉が道教委に対し行なわれたが「9月議会で態度表明」の時点では、試案を可成り修正し、或程度教組にも受入れられる「修正勤評」の可能性も考えられた。北教組が第35回中央委員会で9・15全国統一行動参加を決定し闘う姿勢を示した事は、北海道の世論は大きく「冷却期間設立、換業カット回避」の方向に動かす決定的な契機になり最終的には世論の最大公約数に歩を合わ

せた回答が導きだされたのである。このように北海道において実施を不可能にした力は社会党道政、道教委の自主性という特殊な条件の下で日教組、北教組、高教組の運動を起動力に「勤評絶対阻止」(北教組、高教組、民主的諸組織)→「全国試案、愛媛勤評反対、冷却期間設置」(PTA、市町村教育委員会、市町村議会)→「授業カット回避、冷却期間設置」(マスコミ、父母一般)という多様性をもった世論の形成に成功したことにある。しかしこの回答は反対運動が最も高揚し世論が沸とうしている時期から対決の時期をはずし先にのぼしたという妥協の産物としての性格をも客観的には含んでいた。政府、自民党は9・15斗争を分断し運動を後退させることにより全国的な勤評体制を確立しその後未実施道府県に集中攻撃をかけることと、北海道においては特殊的に明春に知事選挙を控えており、知事一教委の教育統制機構の掌握をめざしその時点でまさつをさけた形で現在の継続として勤評体制の確立のコースを考えていたのではない。北海道の勤評世論は、試案反対、慎重に、あったので、もし9月段階で実施の態度をとるなら世論の集中砲火を浴びる状態にあったが、一定の民主的審議の体裁をとり修正勤評を行ったならば崩れてしまうというもろさを内包していた。

(3) 闘う体制の確立をめぐる

授業カットという強い戦術は、PTA、住民の強い批判、疑問を呼び「文部省のやり方も強行だが北教組の戦術にも絶対反対」という空気が強く、中には強行した場合PTA解散、学校への協力一切拒否という強硬な態度をうちだした地域が少なからずあった。こういう中で校長、教頭を中心に組合員の中に動揺がおこり斗争体制の確立に影響を与えたのは事実であった。斗争体制未確立の状態で突入した場合、多くの脱落と組織の分裂は必ずであり、「本州各府県で勤評反対斗争展開中迄は、父母側より積極的な協力と信頼を得ていたのに、教組がストに類する最後の手段を強行した場合、今迄共に進んできた父母側から全く信頼をなくし浮足だっている現実を見た時、今後共に三省の余地ありと思う」(栗沢支部)というように父母を敵にまわすという結果を招く状態にあったとして、回避を賛意で迎える見解が可成りの支部から表明されている。

ここでは北海道の地域性と組織の現状に応じた足並みのそろった斗争形態と「保守系村民にも理解してもらえる斗争」(秩父別)で父母を結集して市広い運動を展開すべきという運動論、組織論が前提になっている。各支部の報告によると炭鉱地帯、都市を除くと父母、住民の理解を殆んど得ていないというのが現状のようで「父母が離れていくという理由の詮議を度外視しなければならない

現実の事態をもっと熟視して、市広い体制を形作る為、もっと従来の方式を反省して地道な家庭訪問説明等を通し、若し10割休戦斗争等の不幸な事態を招来した時、吾々自体が孤立せぬ為の下作業を今こそ9・15斗争の経験からやるべき時」(洞爺)、「農村である為、表面の動きは無く只見守るという状況であるが低流するものが相当ある模様である」(北竜)、「現場の一人一人が家庭訪問を一戸一戸、父母を、一人一人たねんに話合う努力が未だ充分とは言えない。……時々聴き、時々みるマスコミの影響と先入観が大きく支配して斗争に反対する声も多かった」(浦幌)、「一般父母は勤評の額面より理解できず、要するに勤評は教師の利害であり、児童生徒との関連が明瞭に理解できない。教師自身は、もっともっと強く父母啓蒙に出るべきである」(流上)、「我々がこの土地でみる大部分の父母は勤評に賛成でも反対でもない人が多い。これをどうやって我々教師の側につけてくれるようにするかをよく考えなければならない」(京極)など父母への働きかけの反省が共通して出されている。このような父母との関係と同時に組織内において「最終的に考えてみた場合に、諸般の情勢というものは、そう簡単に、最初考えていた戦術を持ち込むということに対しては、大きな一つの危険性があることを思います」(釧路)という指摘である。

一方、闘う体制の確立、強化という点から、いくつか支部は回避を批判する。

それは第一に、戦術転換は、35中委決定違反であり組合の民主的運営を侵すものであるという点から行なわれている。

35中委は、新事態発生以外は、戦術転換をしない。新事態とは道教委が「実施しない」と回答した時のみである事を確認した。これは後に、9月8日の道PTA連合会の回避要請に対し星野委員長は、「…新事態がおれば中央委員会を招集して協議する。しかしいまの段階では「実施しない」という回答がえられない限り実力行使中止の道は考えない」(道新9月9日)と答え、道新9月11日の「勤評を聞く」で土岐書記長が同趣旨の見解のべこれを再確認している。従って継続検討を内容とする道教委回答は、それ以前の組織の決定に照すと、実力行使回避の結論を導きだす性格のものではなかった。中央委員会決定は、中央斗争委員会決定、代表者会議決定に優先するものでありこれが中央斗争委員会によって変更されたことは組織の民主主義的な運営という点から大きな問題を含むものであった。

釧路地区は先述した様に斗争体制の確立状況から回避に賛成しつつも次のような批判を行っている。

「……中央委員会の決定というものは、大会に準ずる

決定であって、これが決定する機関でない機関において変えられたということに対して、組合員大衆は大きな疑問を感じている。しかもそれが代表者会議を開催した場合、代表者会議によって終始討議され、その中でこのような状態でもって突入するのは、困難である。こういうことになれば、その時は、その時で一応戦術会議に持ち込んで戦術転換をしたのであれば、諒解できるのであるが、この時の会議に於ては、ほとんど討議がなされていなかった。しかも一方的にこれが執行部の見解としてのべられて、斗争回避にもっていった。こういうことでは決議機関を無視した行動であったとこの様に考えています。」

「……各地区、支部に於ては、基本線（35中央の正午授業打ち切り）にそってマスコミの攻撃にあいながらも、また父母の一部分の強い反対にあいながらも、他労組や他団体の支持をえて、激励にささえられ、日夜斗争体制の確立に努力したわけであります。我々も組合員からは、北海道の情勢について戦術転換がありえないのかどうかということについては、支部の決議機関において追求されました。これに対して支部の執行部は北教組の中央委員会の決定によって、北海道の段階はどうあろうとも、道教委が実施しないという場合は別として、それ以外は正午授業打ち切りを執行するのだという自信をもって説明したわけである。そうしてこの結果が、各地区支部の努力によって、北海道に於て、正午授業打ち切りの斗争態勢が100%まではいかににしても確立されたという事は否定できないのもであります」（小樽）、「高校班の中では、従来班会議すらロクにもてなかった困難な班活動の中で、数次にわたって班会議をもち……15日をメドとして、やはり本部指令通り実行するのだという態度を確認している。ところが、あの寝耳に水の戦術転換によって今現在、この学校班は……もう今後、何といったって北教組のいうことは聞けない。北教組脱退だ……」といている。……このように下部におきた不信と動揺に対して執行部がどのような方策を考えているか」（函館）、「不信や動揺は困難な中で決定に従い努力してきた支部が共通の問題点として指摘し、斗争体制、組織の弱화를招いたことを批判している。

「檜山地区最大の保守的地域において、各学校班、組合員と協力し、脱落しがちな学校班を勇気づけて休戦斗争をもちあげ、一時的な犠牲を覚悟して斗ってきたのであるが、その直前に於て本部のとった戦術転換は、背負投をくわされた感じである」（奥尻）

「9・15斗争を中心とした組合員の意識の高まりは今迄の斗争に見られなかった質的な高さであり、活動を通して学び得た体験と父母を通じての結びつきの固まりも着々と成果をあげつつあった。しかし北教組の戦術転換

は、……折角盛上ったこのエネルギーが命中しないままに、不発に終わった様な何か割り切れない印象を抱かした。……組合内では若干の安堵感と不発に終わったエネルギーのくすぶりがあつた」（夕張）「組合員、地域父母を9・15まで盛上げ最後に大穴に落し込」（赤平）、「9月15日を目標に全力をあげて行動してきたので、一時的な虚脱状態」（阿寒）、「せっかく盛上ったものが現在は気が抜けたような状態」（門別）、「実質的には組織内の団結力、斗争力が低下しことは誰もが認めるだろう。……真面目にやっても本当に実行できるかどうかと、それが表面に出ないまでも心のどこかにそんな気持があるのではないだろうか」（江差）

またいくつかの支部は「北教組は過去において非常になまぬるい温室育ちの斗争しかやってきていないと思う。9・15こそ実は我々の最近当面した権力に対する斗争であつたと思う。それをあの様な形で逃げをうったということは、我々北教組は真の斗う合として斗争し得るチャンスをのがした。これが非常に遺憾だ」（函館）「弱い組合の現実をぶつけて実行行使に入るべきであつたと今でも個人的に考えている。抵抗のない所、行動の伴わない所に斗争はありえないし……その為に組織がガタついてそこから立上ってこそ、ほんものが生れると考える」（鶴居村個人報告）「真の労働組合の姿にかえる機会である。充分自己批判して今後の処置について明確にされたい」（静内）等組合の体質的転換という点から批判が行なわれている。

一方このような北教組組織という点からと同時に共斗体制という点から問題がだされている。一つは、共斗支援体制をかためてきた他産業労働者との連帯性に大きなヒビを与え、それが王子斗争に集散的に現われた、という指摘である。王子労働者と固い共斗をくんできた苫小牧支部は、「……15日王子では警官1,800名にまもられて第2組合が構内に入ったということは、我々が統一行動からはずれた為、脱落した為にそういう結果になったという事は明らかである。それについて、本部の執行委員会が、全然自己批判していないということは明らかに口では共斗、共斗といいながらも共斗の何たるかをはっきり把握していないのではないかと……」（36中委）ときびしく批判し、函館支部も「…王子に現われた様に北教組が戦術転換をしなければ、当然あの様な官憲が集中し得る様な事態はおこらなかったといいたい。したがって北教組の戦術転換は王子を見殺しにした……」（同）と指摘している。高校部は更にこれに加えて「…愛媛、和歌山等の斗いの成果に今一段と拍車をかけ、全労働者全国民のものとすべき条件にあつたものを再び組合の枠の中にひきもどしてしまったということ。……それは全労働者の間

題でなくて北海道の先生たちの問題、或いは北教組の組合の中における問題であるというふうにわくをせばめられていった……」(同)と斗争を基本的路線から引きもどしたことを指摘した。

これらの労働者との共闘という点からの見解は、父母の協力、結びつきという点から、授業カット回避に賛成する見解と対照的である。教育運動におけるPTAと労働組合、農民組合、父母と労働者をどのように統一的、構造的に区別と連関においてとらえる組織論が明確にされていない点が、問題であろう。また、回避論は「父母の動向」をいうだけで「職場の体制」については全くふれていない。

(4) 「彼我の力関係の転換

一知事選との関連について

1958年は田中道政11年目で、翌年4月には知事選挙が控えていた。自民党は戦後長期にわたった社会党道政をうちたおすべく東京と並んで本道を重点地区に決定し長期にわたる準備を行なってきた。自民党道連は既に1956年12月の第2回定期大会で知事候補問題をとりあげており57年11月の自民党道選出国会議員会に於て衆議院議員自民党北海道開発特別委員長町村金五氏(北海道1区)を推すことを申し合せた。その後町村氏は辞退を続けていたが、58年7月10日南条徳男代議士(自民党道連会長)の外遊歓送会の席上出馬を受諾した。8月18日に開かれた第4回自民党臨時道連大会には、岸首相以下、赤城官房長官、山口開発長官、藤枝副幹事長らが出席し町村氏を正式に公認し早くも選挙公約の骨子を決定した。また町村氏は自民党北海道開発特別委員長として道内を再三にわたり遊説し、岸首相らは道北、道東を視察、遊説し実質的な選挙運動を着々とすすめていた。これに対し社会党は7月下旬になって候補選考委員会を設け第1候補として現田中知事に焦点があてられたが一般の予想に反し田中知事が健康上の理由で出馬を辞退したため大きく目論見が崩れた。ついで北教組出身の衆議院議員横路節男氏(本道一區)を候補者として決定した。しかし横路氏はこれを強硬に辞退したため再三の説得も不調に終り、8月末には中央の中央執行委員会、選挙対策委員会にもちこまれ9月10日ようやく横路氏が受諾を承認した。この後社会党は大きな立遅れを挽回すべく鈴木委員長、浅沼書記長らの幹部を北海道におくりこみ遊説を行った。こうして9月に既に実質的な知事選が開始されており、動評問題とならんで北海道における最大の政治的対決点としてクローズアップされてきた。知事三期の実績で労組外の多くの浮動票をつかみ圧倒的に強いと考えられていた田中氏の辞退(これが確定的になった後自民党幹部は、これで知事選は勝利したと豪語したと

いわれる)、横路候補決定までのもたつきによるイメージダウンと出足の立遅れでこの頃は一步リードされ、可成りの焦りをもってその退勢の挽回に全力を集中することになる。知事選の勝敗は、農漁民票、都市の浮動票をどれだけつかむかにあるといわれていた。

こういう中で北海道では9・15を迎えようとしていたがその戦術は横路候補が北教組出身であることも加わって微妙な難かしさを含んでいたものと推察される。⁽¹⁰⁾ 文部省のやり方には批判的であるが、マスコミの大々的な誘導も一因した日教組の戦術への批判も強くもつ北海道の世論は、15日が近づくにつれ9・13道教委回答の線に凝集してきた。このような複雑な情勢に当面し「全国統一行動ということも大事なことだが、北海道の現状からして、強力な斗争は道民に離反され明春=知事選が危ぶまれる」(下川)「授業カットについては反対意見が多く、明年知事選についての問題に響く様な事のない様にしたい」(西興部)という知事選との関連で転換を支持するいくつかの支部がある。一方「…世間一般が選挙との結びつきにおいて戦術転換をとらえているという事は否定出来ない。このすりかえによって……我々教師の良心に立って、児童に弊害のないような方法をもって、完全な合法行為として統一行動をやるんだという我々の闘う動機に不純な印象を北教組は結果的に与えてしまっている」(函館)と批判する支部もある。北教組の公式の総括、決定には直接このことにはふれてはいないが、このことを考慮に入れ動評の斗争戦術が検討されるということは一般的には正しいことであり、個々の斗争を全体的な戦線の中に位置づけて方針をだす事は必要なことですらある。この間の事情について「北海タイムス」は「社会党のジレンマ動評へ」と題して次のような論評を掲載している。

「…警戒しなければならないのは、横路候補決定までの経過から党幹部と横路氏が一般道民に与えた悪印象をどう払拭するかの課題と、これからはじまる動評反対斗争が深刻化するにつれて父兄や選挙民の感情にどうハネ返っていくか、などだろう。しかし気乗薄だった知事候補にシブシブなった点では横路氏も町村氏も共通だからそれほど影響せず時間の経過するにつれ忘れ去られるものと党幹部は楽観している。ただ動評斗争については井野道連書記長もその戦術方法の難しさを認め、本道では全国府県なみの画一的形式斗争はできないと観測している。それだけに選挙母体である北教組は横路知事を当選させるか、徹底した動評反対斗争を展開して組織弱体化を防ぐか、のジレンマに当面し苦悩している」(9月10日)

また北教組の9・15回避の解説として「…社党道連も、動評実施を阻止するいっぽう、実施しない、にかわる

北教組がのめる線を道教委からとりつけることによって15日の授業打ち切りをできるだけ回避させたい画策を続けていた」⁽¹⁰²⁾とのべている。北教組は1958年4月の第34回中央委員会で「勤評評定に対する闘いの基本的態度」の第5項で「勤評を阻止する決定的な手段はいうまでもなく政治的な彼我の力関係を逆転させることであろう」と規定したが、彼我の力関係の実体をどう考えるかという事が問題であった。9・13道教委回答は、当面の対決を先に延ばすという役割を果すもので、北海道の勤評闘争はその後の力関係にゆだねられることになったが、知事と道議会勢力の帰すうは政府の勤評実施政策に抵抗しそれを断ち切る力として働くか、その遂行の尖兵として働くかという点では主要なその構成要件であった。しかし「彼我の力関係」とは日教組が第16回臨時大会(1957.12)の選挙＝議会勢力に傾斜した不十分な規定をその後の和歌山、高知を頂点とする斗争の発展の中で修正、補強し明確に規定したように共闘、統一戦線を中心にすえて考えるべきであり、その拡大、強化発展の視点こそ力関係評価の基軸であるし、現在の法体系のもとで教育管理、統制に一定の権限をもつ知事、議会の問題はこの中に位置づけて考えられるべきであろう。

VII 10月道議会と勤評問題

1. 10月道議会における自民党の反撃

10月議会は勤評問題に明けくれたといっても過言でなかった。自民党は林幹事長、松尾副幹事長、川口議員会長の党幹部を質問者になて、道教委の従来の方針を激しく批判し勤評の実施を要求した。特に予算特別委員会では、林氏が53項目の質問要綱にもとづき15日から会期延長につぐ延長で実に12日間にわたって道教委を追求した。自民党の執拗な追求は、実施未決定が京都、大阪、長野、北海道と僅か4道府県になった現在も、民主的教育的に長時間かけて検討するという態度を堅持する道教委を揺さぶり実施を確約させるという目的と同時に、明春の地方選挙の前哨戦の舞台としての意味をもつものであった。⁽¹⁰³⁾社会党知事候補が北教組出身の横路氏であったこと(副次的には道議会社会党議員43名中10名が北教組出身であったこと)は勤評と地方選挙を媒介させていたと考えられる。

社会党は、「教職員の勤務評定の問題に関連して、現在、全国的に教育の場が混乱しているとき、本道においては、道教育委員会並びに道教職員組合の良識ある措置によって、この混乱を一時的にもせよ阻止しえたことは、道民のためにまことに仕合せとするところであります」

と、9・13道教委回答——9・15回避の動きを支持し、回答書の確認を守ることと世論の尊重を要求した。

その態度が注目されていた協同クラブは、二瓶氏が代表して、次のような態度表明を行なった。

「最近のごとくに教育界が混乱したことはあまりないと思うのでありますが、この混乱に対して、教育委員会が教育の中立性を守ることの御苦労に對しましては、私は心から敬意を表する次第であります。私は、委員会が9・15のあの斗争を切り抜けられました御苦労に對しましても、十分多とするところでございます。二大勢力の政治斗争とでも申すべき勤評は、いずれは早期にその結論が出されることと思ひますけれども、十分に与論を求められまして、成案を得られ、結論が出ましたならば、教育委員会の責任と権威によりまして措置されることを期待するものであります。……教育委員会の自主性とその尊厳を守りまして、権力にへつらわず、外部のいろいろな圧力に屈することなく、公正に断呼として所信を実行していただきたいと思ひます。……この結論が1日も早く出ることによって、1日も早く解決への道が開けると信ずるのであります。しかして、平和な、静肅な教育界を再現せしめたい念願で一ぱいなのであります。いかなる最悪の場合においても児童生徒を犠牲に巻きこまれることのないように、道教委の責において善処していただきたい」⁽¹⁰⁴⁾

これは協同クラブ最初の態度表明であったが、勤評の可否には直接触れずその本質を「二大勢力の政治斗争」と認識し、道教委がこれに左右されることなく「教育の中立性」を守って早期に結論をだすべきだとしている。「純粋中立」の立場に立ったこの認識は、道P連声明よりもはるかに後退した水準にあり、協同クラブの基盤である農村の世論を代弁したものであったが、道議会でキャスティングボートをにぎる同クラブの態度は道議会社会党を媒介に北教組の運営に与える影響は小さくなかったと思われる。

社会党、協同クラブが夫々1回の質問で終ったのに對し、自民党は全ての演壇を独占した。林謙二氏の質問要綱は、一教組の活動限界について、二無条件斗争に対する見解、三違法性に対する見解、四勤評そのものに対する見解、五勤評実施の時期について、六通達の解釈について、七休戦斗争の違法性について、八勤評における「監視」の問題、九給与との関係、十内申制度の問題、の10項目にわたるもので、9・15斗争に関するもの(一、三、六、七)と勤評に関するもの(二、四、五、八、九、十)の二つに分類することができる。この質問とこれに對する道教委の回答に夫は々の教育認識があらわれており興味深いものである。

(1) 9・15 斗争に関して

自民党はまず次のような教師論、教職員組合論を開陳する。

「…(教師が) 労働者であるという考え方にたてば、教育ストというものは平気で行えます。しかし、私どもが見ております先生というものは、立場を一段上に見ております。学校の先生と宗教家とお医者さんとは、これはどちらかという労働者というふうに私どもは考えておらない。一段上の人を救う立場にいると思う。人を導びく立場にいるというふうに考えている。……たとえば、王子斗争なんかのばあいは、社会の人が決してこれについて半年続こうと1年続こうとなんとも思わないという点が、ところが教育ストというものは、わずか1時間のストでもこれは父兄の立場からいうと一つの恐怖であり恐喝であるというふうにみておる」⁽¹⁰⁵⁾ (山本議員)

「教職員組合のあるべき姿はどういう姿かと申しますと、教職員の待遇上の問題、身分上の問題等について、不利益な状態、好ましくない状態の現われないようにお互いが団結をして努力することであると思う。もう一つの目的は、教育のやりやすいように、教育の内容が充実するように研鑽をとげていくということが、これが教職員組合の正常なあり方であると思うであります。もちろん福利厚生ということもふくまれるであります…」⁽¹⁰⁶⁾ (林議員)

したがって教職員の組合活動は自ずから限界があり争議行為を行ったり他の労働組合と同じ行動をとることはできない、という経済主義的、職能的労働組合論を前提に、道教委の9・15に対する。方針を批判する。先述したように9・15 休暇斗争に対する文部省通達と道教委通達は明らかに矛盾を含むものであった。この点をとらえ林議員は、文員省通達は「休暇を承認し、あるいは臨時休校の措置をとることなどは、誠に戒しめられたい」とし「一斉休暇そのものが悪いと、こういうことであります。一斉休暇によって、そしてその結果、お子さんの勉強の上に影響が起きる、ということではないであります。少しぐらい休んでも、子供の勉強の上にあるいは影響がないかも知れない。一斉休暇の指令によって行うこと自体が正常な学校運営を阻害することである」⁽¹⁰⁷⁾ 「(しかるに、道教委通達は) それらのこと(休暇をとること)は所定の措置をへた後なされるべきである」と「上手な方法で斗争行動を実施すべきであるという脱法行為の指導のように受けとれる文書」⁽¹⁰⁸⁾ であると執拗に喚び下り、文部省通達によって道教委通達を激しく批判した。そして「日教組指令による勤評絶対反対粉砕のための無条件斗争、いわゆる一斉職場放棄を公務員として適法な方法と

お考えになっているかどうか。……そしてそのような一斉休暇斗争のための教職員が校長に承認を求めればよいという考え方は許されるか許されないか。それに対して校長が承認を与えたならばよいというような措置はこのばあい適当であるかないか。しかも承認を与えた校長は間違いなく地公法に抵触すると考えております。教育長は絶対に抵触しないと考えられるかどうか」⁽¹⁰⁹⁾ と違法性を問題に答弁を求めた。

安延教育委員長は、道教委通達を一貫する意志を「第一に、この斗争に対処する学校長の基本態度、すなわち、学校はあくまで教育的見地に立って、正常に運営しなければならないことを強調したものであること……次は、このような組織と規模をもって行う大会であるので全く組合員が参加しないということは保障されない。……この場合は、さきの基本的態度にもとづいて、それぞれの地方の実情を、学校の実態に即応して判断し、措置すべきものとしてそのことを学校長を信頼してゆだねたものでございます」⁽¹¹⁰⁾ と説明し、文部省通達は学校の運営を阻害するという前提で違法性を指摘しているもので道教委通達と矛盾するものでない、とし違法性については次のように答えた。まず休暇の正当性を、(1) 有給休暇は校長が学校運営に支障ないと認め、時季の変更を求めない限り承認すべきである。(2) 勤務時間1週44時間授業の短縮、振替は1週間の勤務時間の総和を変更しない範囲でやしくりする権限を学校管理規則により校長に与えている。(3) 職務に専念する勤務の免除特例によって、職員は勤動時間中でも承認を受ければ組合の業務に参加できる、の三点をあげた。そして9・15の授業カットについて「承認を得ないで故意に職場を放棄することは、違法と考えられますが、権限のある者から承認を受けて休暇をとった場合は、違法でないと考えております」⁽¹¹¹⁾

「……これは学校管理規則によりまして、そのことは校長に委任されておる権限でありますから、その権限をもった校長が承認いたしますれば、委員会といたしましては、それをとやかく言うことはできないと思います」「これは従来から一貫した考え方ですが、たとえ勤評反対の目的をもって一斉指令による大会に参加するためでありましても、権限ある校長の承認があるばあいには違法ではない」⁽¹¹²⁾ 「勤評反対のための組合指令による斗争の動機と申しますか、目的と申しますか、それだけで違法である、こういうふうなお考えのようでありますが、そうなりますと、私は、それだけでは違法ではないと思っております。正常なる運営をさまたげるということが加わらなければ違法にならない」⁽¹¹³⁾ 「学校の正常な運営の阻害ということの幅でございますが、これはで

すね、学校の正常運営というものは時間をきりまして、その小さい幅だけで考えるものでなくて、総合的に考えまして、相当の幅をもって考えまして、そして、その相当の幅の時間に到達すべき教育効果をあげれば、それは正常な運営を害しないものと、こういうふうにわれわれはいつも取り扱っておりますし、そういうふうに考えております」⁽¹¹⁴⁾「一斉休暇を承認いたしました校長につきましては、その学校の実態から差しつかえなかったばあいには、私どもといたしましては、問題がないと考えております。ただ、事実上阻害するにもかかわらず、あえて阻害しないとしてこれを承認することは、校長として妥当な措置ではありません。このばあいには校長としての責任問題も起ることとなると思われます」⁽¹¹⁵⁾と答えた。

「両通達とは基本的に矛盾しない」とする道教委の答弁は、道教委通達を基準に文部省通達を解釈したもので多分に「読みこみ」があり、林議員が正しく指摘したように詭弁的、弁解的であった。「違法性」「正常なる運営」をめぐる自民党と道教委の応酬は、それらを法律に忠実に教育という立場から発想する道教委通達と治安対策を基準として発想する文部省通達の矛盾を反映したものであった。

(2) 勤評そのものをめぐって

自民党のねらいは、実施を前提として検討すること、実施決定の期限を明確にすることの二点の確約をとり、教組の運動を条件斗争へ移行させること、にあった。その論理は6月議会と同じく、法規定論、人事管理の科学化、合理化論を現状の部分的欠陥の肥大化や法の歪曲によって補足したものであった。例えば彼らは「……本制度(勤評)が実施された場合、組合による人事介入等を行わんとする立場からは、まことに都合の悪い面もあることは十分納得できるのであります。しかしながら、教育は国民全体のためのものでありまして…事の本来を転倒せる日教組の組合至上主義こそは、教育の尊厳性の前にこうべをたれて反省すべきであると思うのであります」⁽¹¹⁶⁾と言うことをはばからないし、「教育の自由」「教育の中立性を」次のようにも論ずるのである。

「……教育の自由とは、教える者と教えられる者との相互関係が自由であることを言うのであります。……しかるに教組は教える者の自由をもって、直ちに教育の自由なりと主張し、教育の場を利用して、特定の政治目的を果さんとしているがごとく見受けられるのであります。……しかしながら、その背後には、教えられる者の自由が、彼らだけの自由のために犠牲をしいられている事実を知らねばならないのであります。…組合活動の自

由が大切であるのと同様に、教えられる者、すなわち児童、生徒およびその父兄、地域住民のそれをも尊ばなければならぬのであります。……教師は一市民としては自由でありますことはもちろんであります、教育の場合に立つ教育者としては、おのずから、その自由には限界があることは、世のすべての人々も同様であり、また常識であります」⁽¹¹⁷⁾

「私は、国民のすべてがいかなる思想をもつかは自由であると考えます。…しかしながら……この思想の自由と教育の自由とはおのづから異なるものと私は考えるのであります」

「……教育の自由とはいかなるものであるか。教師が、その職責において、勝手に自分のやりたい事は何でもやる、教えたい事はどんなことでも教えるというような、そういうものが教育の自由なのか。それとも、一つの基準に基いて、あくまでも教育の中立的を守って、教師の良心に立って、一定の基準で教育することがこれが教育の自由であるのか。……教育の中立性とはいかなることであるか。…教育を外部の圧力から防がなければならないというその不当な圧力とは……これはよく聞いていただきたい……法律を無視して、争議行為を行うようなことが教育に対する不当な圧力であると思うのであります」⁽¹¹⁸⁾

こうして勤評は現状の教育の自由と中立性の無視を改め、真にそれを保障するために必要不可欠とされるのである。

自民党の執拗な追求に対し、従来勤評の評価そのものについて発言を控えてきた道教委がはじめて体系的な評価を示したことが注目された。

「第一に、教職員を相対評価に従って段階的に格づけするところのいわゆる全国試案のものは避けなければならないということでもあります。なぜならば、そのような勤評は、昇給昇格に利用される危険が多分があるからであります。……勤評を昇格昇給に利用いたしますれば、教職員の生活設計は脅かされまして、ひいては、思想の自由が規制され、その結果、教育上の中立性が失なわれる一本のレールが敷かれることになりかねないことは、これは戦前の例を考えるまでもございせん。教育基本法の第十条第一項に、『教育は、不当な支に服することなく』と書いているのは、まさにそのことであると思ひます。……この点につきまして、勤評は監視ではなく、指導助言ではないかということが言われますが、この問題を発生させました最初の状況から考えまして、不幸にして指導を監視と受けとらざるを得ないような契機をはらんでおることをまことに残念に思ひるのであります。

……教師の仕事が監視下にあるというような意識のもとでは、真の教育はあり得ないと思うのであります。生活給的な思想は甘い、優秀な者も、平凡な者も同一とは悪平等ではないかというような疑問は無然予想されるのでありますけれども、そうして、確かにそういう義憤を感じずる場面に遭遇することはあるのであります。そこで考えなければならないことは、われわれは、局所的な現象で大局を誤ってはならないと思うのであります。……『北教組の言う通りでありますと言えばわかる』と呼ぶ者あり）第二には、評定技術上のことを申し上げます。……生産事業や事務においては、割り当てられた仕事の量について評定が行なわれるものでありますから、評定は比較的容易であります。教育の仕事は心理的であり、内面的であり、その効果がにわかに見定めがたいものでありますから、すなわち、言いかえますと、きわめて人間的な仕事でありますから、従って、その仕事を評定することは、すなわち、人間を評価することになります。これは良心的に考えれば考えるほどむづかしいという感を深くするのであります。……諸外国の教職員の勤評を調べてみても、私たちの問題としているところを解決しているものは見当りません。外国の評定も、評定の教育プロパーの領域には切り込み得ないで、その周辺をうろついている状態でございます。それから、第三に申し上げることは、しかしながら、行政担当者たる道教委としては、本道の教育を一そう向上させるために、適正配置、研修指導などのためにどうしても教職員の実態を把握しなければなりません。……そのためには、従来、各地区ごとにばらばらに存在した身上調査書をいかに統一整備するか、また、それらの記録の要素とならんで、適正配置や研修指導の資料として当然必要であるところの評価的な要素をどういうにしたらよいかなどの問題は、依然として残るのであります。これを検討いたしております。それから第4に……本道の特殊事情は、評定結果の運用について実に大きな問題を提供しております」⁽¹¹⁹⁾

ここでは自民党の「教育の自由」「教育の中立性」認識批判の上にたって⁽¹²⁰⁾（＝教育基本法に近い立場）、勤評に対しては否定的で従来の身上調査等の改善を示唆する見解をみる事ができる。また、「今や、すでに、全国都道府県のうち6道府県だけが残っておったのであります。過般、こういうような官庁の通達があるわけであります。『大阪府、勤評年度内に実施』『兵庫県教委、勤評試案を発表』……今や、全国でもわずかに4道府県を残すのみであります。……46番目に実施しようとされておるかどうか」⁽¹²¹⁾という実施時期の質問に答えて次のような見解を明らかにした。

「……最後の46番目になるかという御質問でありますが、これは、そうならないかもしれませんが、あるいはなるかもしれません。わかりません」⁽¹²²⁾

「時日のめどをあくせくと特にあせるべきでないと思っているにすぎないのでございます。そのわけを申し上げますと、第一に前から申し上げておる通り、この問題は、教育に及ぼす影響がまことに甚大でありまして、十分考えを尽くしたあとでなければ、軽々に決定すべきでないと思っております。……この点は、最近の世論の動向、識者の意見等のおのずから一致するところがあるのは御承知の通りでございます。第二に、地方公務員の勤評を定めているところの地方公務員法が昭和25年の12月に制定されてから、やがて8ヶ年もの間、教職員については実施されていないのは、他にいろいろの事情もあらうと思いますが、教職という特殊な職種の本質につながる困難があるためであることは否定できないと思います。……教職員以外の他の職種についても、まだ実施されないものもありますのに、最も困難な職種について、時間を争って早急に拙速をいわずにきめる必要はないと思っております。第三には、従って法律には、時期については何らの制約を設けておりません。……申すまでもなく、各種の委員会制度というものは、民主政治を守る防壁でありまして……あくまで委員会の自主性は尊重されるものと信じております。……第四には、無理に急いで混乱を起したくはございません。学校の混乱というもの、どんなに長い間学校の教育を阻害するかということは、これは想像の他でございます。……時日をかけても、納得の上で、平和のうちに決定しなくてはならないと思っております。この問題については、促進論者の方も、反対論者の方も、どうか一つ寛容の心をもって道教委を御支援いただきたいと思うのでございます」⁽¹²³⁾

このように教育基本法に忠実であらうとする姿勢は、自民党には「北海道の教育行政を暗黒に導くのは北海道の教育委員会でないかという義憤を感じるんであります」と言わしめた。自民党は答弁者を安延教育委員長に代り稲垣教育長を選んだ。原則的で明快な安延氏の答弁に比し、稲垣氏のそれは多分にあいまいで弁解的なものであった。林議員の長時間にわたる執拗な追求の前に稲垣氏はじりじりと後退を続け、遂に二点の確認をとられるに至った。

〈実施を前提にすること〉

林…北教道教育委員会が法にもとづいてその実施の研究をする際に、よい案ができたなら実施するということは少し変則だと、実施するために良い案をつくるにきま

っている。よい案を求め実施するために検討中と、
こういう確認をしてもよろしいですか、実施が前提
になっているんですよ。

教育長…良い案をつくるために努力しております。よい
案ができれば実施する、こういうことでございます
か。違いますか。

林…あの、良い案をつくって実施するために研究中と、
こういうことです。よい案をつくって、法の規定す
るような良い案をつくって実施するために検討中
と、このとおりかどうかということなんです。

教育長…よろしゅうございました。ちょっとあまり長く
なりましたので失礼いたしました。

林…ありがとうございました。

議長…どうですか、このへんで休憩しますか。

林…いいんです。大へん気に入ったもので続けます。⁽¹²⁴⁾
〈実施時期について〉

林…施行期日というものは、法律にきめられたその日か
ら施行することが建前である。しかし特殊の事情によ
って即日施行できない場合は……少なくとも、施行
期日より最も近い時期に、その法律の規定を実施
に移すべきである。こういうようにお考えになって
いると、こういうようは承知してよろしいかどうか……

教育長…法の建前はできるだけ早く実施することを期待
していると思います。……

林…施行期日は、これは施行期日から最も近い期日に、
都道府県教育委員会においてはその計画をつくるこ
とを、市町村教育委員会においてはその計画にもと
づいて実施することを義務づけていると考えるが、
この点はどうかと、こういう質問であります。……

教育長…施行期日のことでございますが、さきほどから
申し上げておりますように、できるだけ早く実施す
るといことが建前になろうかと思っています。

林…委員長、もう少しまじめに教育長さんにできませんか。
私の質問は、期待しているのか義務づけているのか
と聞いているのであります。答弁のやりなおし。…
…義務か期待かはつきりおっしゃい。……

教育長…施行期日につきましては、施行期日につきまし
て重ねておたずねでございましたが、私、できるだ
け早く実施するのが建前だとういうふうに申し上げ
ましたが、ずばり申し上げますと、林先生のいわ
れるようにやはり義務という言葉で表現してもいい
と思っています。……⁽¹²⁵⁾

こうして自民党はほぼ所期の目的を達した。さらに道
教委会議録の不備、教育長答弁の弱点を利用し「北海道

教育行政の綱紀粛正に関する調査特別委員会」設置を提
案しこれに追い打ちをかけた。協同クラブは「教育の中
立性は、あくまでも厳然として保持されるべきものであ
りまして……政党による不当介入はもちろんのこと

……教職員組合による不当介入もまた断じて許され
ないと思料するものであります。……従いまして……道
教育委員会が、その法の見解を誤ってはならない。また、
ことさらに、法の見解を曲解して指導することは許され
ない」⁽¹²⁶⁾とこれに賛成を表明した。自民党 西野議員は
「私は、協同クラブ並びに自由民主党を代表しまして…
…動議に賛成する趣旨を申し上げます」と胸をはった。
動議は可決された。勤評問題で自民党は協同クラブをま
きこむことにより多数を制し、慣例を大巾にこえる質問
時間、質問方法の便宜を獲得しそれを効果的に利用した。
議会外の運動、世論（その成果の一定の反映である 9・13
道教委回答書に議会から反撃を加え固められていた陣地
を一つ奪った。そしてそれは、翌年 4 月の選挙斗争でも
あった。12 日間にわたる勤評論議が終了した 22 日、予
算案は一日で一部修正の後、万場一致で可決された。

VIII 管理職手当問題

1957 年の 12 月国会では会期の都合上廃案になった「市
町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（い
わゆる「管理職手当支給法案）」を、政府自民党は 7 月特
別国会では最重要法案として位置づけ、7 月 4 日「晩の
国会」で採決を強行した。校長の組合離脱と権力の政策
遂行の末端としての管理職化は、新教委法以来彼らが追
求してきたもので、これを立法措置による行政指導に
よるかについては自民党内にもいくつかの意見があった
が、結局この段階では管理職手当支給と行政指導が選択
された。

日教組は、1958 年 1 月の第 45 回中央委員会において
管理職手当の新設については校長をふくめた職場討議を
充分行ない、文部省の手当新設の意図するものを的確に
把握し、全員が一致して『すしづめ学級の解消、教職員
全体の賃金水準の引上げにこそ充當すべきである』との
明確な意志を陳情、決議の形にまとめ、3 月 10 日までに
出身代議士、日教組本部に送付する。さらに、高知の校
長会がすでに反対決議をあげ、関係方面に手交している
如く、各級機関は校長会との話合いを積極的にすすめ、
前記同様の措置をとる」という方針をだしたが勤評斗争
におわれ充分具体化しなかった。法案成立後第 18 回臨
時大会で「文部省、自治省の行政指導による、9 月県議
会での管理職手当支給のための県条例改悪は必至であ

り、勤評と結合して阻止する体制を固めなければならない」とし勤評につぐ斗争課題とされた。

北教組は35中委決定にもとづき「昭和33年度補正予算に関する要求書」(8月30日提出)を提出しその中で次のような理由をあげ管理職手当新設に反対を表明した。

「六、管理手当については、条例改正をしないよう措置されたい。給与条例改正に反対する主な理由。(1)勤評強行と関連した極めて悪質な政策的な手当であり、教育を混乱におとす危険なものである。(2)全職員の給与水準の引上げ、定員の大巾増員を含む教育条件の整備こそ緊急解決を図るべきである。(3)校長が管理職であるという法性根拠が何もない。(4)管理職手当は、本来行政職の管理者に超勤手当に見合うものとして支給されたものであり、教職員には、超勤手当が支給されていないことから、昨年の給与体系の改訂(職階制の強化)と関係して不合理である。(5)手当に見合う分が不足であるということなら、教職員の給与体系を改善すべきである」

一方、知事、道教委は勤評に対しては批判的態度を示しつつも、管理職手当に対しては基本的に賛成の意向を表明した。

9月5日、北教組との団交で道教委は「①法できまっているしてくれるものならもう。②校長は管理職である。だからといって非組合員だということでは違う。結びつくものではない。③国が財源をくれる。道負担がかかる。④遠慮したからといって他のものが有利になるとは考えていない。⑤日宿直手当復元もこの機に同調して議会にだす」という回答を行ったが、話し合いの結果再検討することになった。検討の中で、本道の小学校の約60%、中学校の約40%を占める単複校の校長が宿日直手当との併給が出来ないという疑義が生じ、この場合現給を下廻ることになるため10月議会には提案しなかった。しかし、文部省に照会の結果、併給が可能であるという通達が出されたため、道教委は管理職手当を含む予算要求を12月議会に行くことになった。北教組は「管理職手当撤回に関する要求書」を出し12月7日、8日と続けて団交をもったが道教委は、(1)勤評とは関係がないこと、(2)予算要求は自主的判断にもとづくものである、(3)校長の責任に対して優遇するものである、との態度を譲らず話し合い打ち切りを表明した。9日知事交渉を行ったが、知事も、(1)管理職手当は34年1月から7%積算して計上する。(2)これは義務費であり行政上削減する理由がない。(3)再考できない。道教委要求を削減する理由が行政的に発見できない。(4)同志諸君とも相談したことであり撤回できない。(傍点引用者)の理由をもって予算計上の方針を変えなかった。この後の道教委交渉において道

教委は一方的に打ち切りを言明しゆづらなかつた。団交決裂後、北教組と高教組は「道教委は……われわれの強い反対を無視して、管理職手当の予算計上するにいたった。このことは道教委が自らの責任と主体性を失い政府自民党の圧力に屈したものと解さざるを得ない」という共同声明書を発表しこれに抗議を示した。

12月13日道議会本会議において、知事は34年1月から支給する管理職手当として2,861万円を計上した予算案と「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を提案した。社会党の北教組出身議員が若干の質問をした後、12月25日の本会議において同法案は可決され、⁽¹²⁷⁾小中学校校長2,952人、高校、盲、聾、養護学校校長223人に本俸の7%の管理職手当が支給されることになった。

北教組は12月15日の執行委員会で「管理職手当を共同管理とし学校の教材費にまわす」という方針を決定し、高教組も14日の執行委員会で高校長との話し合いを通じて手当返上、父母負担軽減の方針を決定し、20日からの第19回代表者会議で、管理職手当が勤評の第一歩であり、道教委が慣例を破って話し合いを一方的に拒否したことは本道の民主教育を危機においやるものだとし非常事態宣言を発し、同時に管理職手当に対する社会党の態度を不満として同党道連に抗議文を手交することを決定した。

支給対象とされた当の校長は複雑な反応を示していた。12月18日に開かれた全道小学校校長会理事会、全道中学校校長評議員会では各地区の意見が十分に集約されていなかったためにどちらも話し合いにとどまり結論を1月にもちこした。

革新道政下の教育行政という特殊的条件において、北海道の勤評問題は以上のような経過をたどって推移した。「実施未決定」は教育行政内部の一つの矛盾を示すものであったが、その要因は「北教組の斗争力」(『教育評論』池端北教組書記長論文)や「全道的な共闘の力」(北海道歴教協「はたらくものの北海道百年史」)に単純化できないものであることを示してきた。また、北海道における勤評斗争は、従来の教組の体質をある程度ゆさぶる組織内部での対立を部分的に生みだしはしたが、基本的には一般的にいわれるように運動の転換点やその直接の契機にはなりえなかつた。革新道政という条件は教組運動の展開及び民主的諸組織との共闘、父母との提携の進展にブレーキ要因として作用したことはいえない。

1957—58年の斗争において、文部省、道教委、市町村教委、北教組、校長会、PTAにおける諸関係及び教組

北海道における勤評闘争—教育行政・運動の矛盾の展開

の運動の特徴はほぼ従来の継続をした。1959年以降の教育政策、自民道党道政への転換、安保斗争等の中でこれらの諸関係がどのような変容をたどり、教組運動はどのような展開をみるか、これを次の検討課題としたい。

〈註〉

- (1) 堀江正規「教育斗争」「教師の友社」1963年 p. 52—57
- (2) 教育認識、思想についてはその中核をなす教育権認識の変容を重要な視点としてとらえなければならない。教育権を宗像氏の指摘する「教育に対する政府（国家権力）、国民、親、教師、そして子どもの権利関係…すなわち、いかなる教育がいかに行われるべきかの決定に際して、右の諸主体の発言権ないしは参与権の関係」（民研「国民と教師の教育権」明治図書 p. 18）とするなら、戦前日本におけるそれは「政府（国家権力）→教師→父母・子ども」というシエマにおいて特徴づけることができる。戦後においてはこの「矢印の逆転」が公然と宣せられ（憲法、教育基本法）民主教育運動は戦前の残滓や、権力による戦前方向への新たな形態による継続、強化との抵抗の中で逆転の努力を続けそれを担ってきた。国民教育運動の広がり、教科書裁判斗争を支える認識、思想の中にわれわれは逆転確立の一里程標をみることができる。矢印の流れの方向、その強さと量は、1945年8月と25年後の現在では明白にその相違を指摘することができる。この逆転が、どの時期に、何が要因で、どれだけの深さ、広さ、速さで展開または停滞・後退したのか、完結の展望はどうか、等の究明が戦後教育運動史を研究する場合に考慮されなければならない。
- しかしながら、こうした認識・思想の変化が運動の中で表現をみ、運動は組織によって担われるのであるから、岡本氏が正しく指摘されたように教育（権）認識を組織においてとらえることが必要であり、「組織主体の発展の一つの重要な標識であり、その反映」（岡本洋三「戦前教育労働運動史究研の問題点」（『労働運動史研究』52号所収 1970年）p. 14—15）ととらえることが必要であろう。
- (3) 岡本洋三氏は次のようにいつている。「教育運動史において教員運動史は基本的な位置をもつし、またこれを軸として運動全体をとらえることによって、教育運動史の基本課題に迫まる一つの運動に固有な方法を確立できるのではないか」（『教育行政講義案—教育労働運動史研究 1969年）
- (4) 日教組第16回臨時大会（1957年12月）「勤務評定阻止斗争に関する件」
- (5) 毎日新聞社会部編「アラシの中の教育」（『現代教育全集』第16巻所収）p. 328
- (6) 「①差別昇給が理由なしに発令され、ある女教師は室にとじこもり3日間親や同僚の慰撫にかかわらず泣きあかした。②—女教師は給与事務担当であつたためその学校で自分一人落ちている昇給調書を泣き泣き作つて、淋しく新たな職場へ転任していつた。③昇給からもれたものは、もれた同士でこれに話さない。職員会でもほとんど発言しなくなった。④同僚を信じられなくなった、彼が今発言しているのはどんな意図で校長に取り入ろうとしているのか、一々そのように疑つて聞く状態にあることは情ない。⑤8時から4時半まで休憩時間も職場会がもたれない学校がかなりある。⑥勤務の形式的面を競争するに至つた。みな校長のきげんばかりを気にしている。⑦土曜日も午後は地教委の計画による教科研究に引き出され、出席が評定にひびくのでいやでもみなこれに出席する。……」（『愛媛県教組「みんなで闘つた64日」、1958年3月 p. 10—11）
- (7) 「教師の序列をつけ職場を暗くする」という勤評の本質認識、校長を先頭にたてた闘い、等は批判的に総括され克服されていく。「愛媛の教訓にわれわれが学んでいなかつたら、高知県の今日の斗いはなかつた。…愛媛のおの血みどろの闘いの中で出てきた勤評の本質について確認して絶対阻止という方針を決めました」（日教組中央部講習会における高知県教組の発言、日教組「闘いの前進のために」1960年度版）
- (8) 朝日新聞、1957年10月29日
- (9) 五十嵐顕「今日の教育を支配するもの」（日教組「国民教育」合同新書、1958年 p. 140）
- (10) 1955年5月、日教組第12回大会で「全教職員の統一と団結を訴え

る」アピール発表

1957年7月、日教組和歌山大会（6月）の決定に基づき日教組に統一準備会の設置を申入れ

1957年7月、「組織統一懇談会発足」

1957年11月、日教組「組織統一に関する大衆討議原案」発表

(11) 1953年、「給与三本建」の陣情を保守党に行ない、道議会では知事提案を否決し三本建が可決された。

(12) 1953年10月道教委が「29年度道立高校入学者選抜要領」において「一、選抜は中学校校長からの報告書と学力検査の結果により総合判定する。二、学力検査は道教委が作成した問題につき各高校が全道一斉に行う」と発表した事に端を発し、北教組、中学校校長会は「六・三制を破壊する逆コース」として強く反対したが高校校長協会と共に高教組は「不用意な全員入学論は排除する」「選択権は高校にする」としてこれに賛成した。道高教組は1955年の第9回定期大会において「④中央において文部省交渉により、通達（公立高等学校の入学者選抜についての通達）1954年7月30日）になんらかの拘束力をもたす動きの強力な推進。⑤名実ともに、高校における選抜権者たる校長の集合体である校長協会と密着して校長個（ママ）有の業務として、この選抜権を安易に放棄せざるよう強力な裏づけと支援を行う」としている。こうした動きに対し北教組は「自ら労組としての性格と任務を放棄した自殺行為である教育を権力に追随させるものである」（1956年度運動方針）と批判している。

(13) 北海道の公立学校教職員数（専任者）は次のとおりである。（文部省「学校基本調査」より作成）

	小学校	中学校	高校	盲聾学校	計
教員	20,800	11,540	6,418	241	38,999
（その内校長）	(2,107)	(748)	(223)	(10)	(3,088)
職員	2,417	1,160	1,895	147	5,519
計	23,217	12,700	8,313	388	44,518

(14) 北教組「速報」No. 100、1958年5月22日

(15) (14)に同じ

(16) 1954年の4月昇給ストップは16県にのぼっている。

(17) 1956年発足した任命制教委の構成は次のとおりである（道教委「教育月報」1957年3月号による）

(1) 教育委員

①年齢 30歳未満 1%、30歳—39歳 18%、40歳—49歳 35%
50歳—59歳 32%、60歳以上 14%（全国平均では50歳以上が64%をしめている）

②政党所属 政党所属 2.1%、無所属 97.9%（全国平均、所属 2%、無所属 98%）

党派別比率 自民党 48%、社会党 43%、無派 9%（全国平均、自民党 77%、社会党 19%、無派 4%）

③職業 農林漁業 28%、管理的職業 24%、専門的技術的職業 15%、販売サービス業 12%、前教育公務員 6%、事務その他公務員、無職、各 4%、生産業 3%

④前教育委員との関係 継続 42%（うち前教育長 10%）、新規 58%

(2) 教育長

①年齢 30歳未満 1%、30歳—39歳 15%、40歳—49歳 41%、50歳—59歳 31%、60歳以上 12%（全国平均では50歳以上が74%をしめている）

②兼務教育長 43%

③兼務内容 助役 27%、教育委員長 3%、その他 70%

(18) 北教組「北海道教育関係職員録」（1952年—1958年）より作成、前歴を記入していないのは不明である。

(19) 石狩は11市町村中学校長出身は2名である。

(20) 1958年第3回定例道議会本会議録 p. 214—215

(21) 「北海道教職員組合（略称北教組）は道内の教育行政に大きな支配力をもっている。…北教組執行部の改選期ともなれば、全道各地の中学校教員はそれぞれ札、函、旭の三旧師範学校に組んでなんとか自分達の出身校系の代議員をたくさん送りこもうとする。オルグが派遣されてこの対立に油をそそぐ。『まったく迷惑至極です』とこぼす校長もいる。『…札師間の力は大きいから旭師、函師が単独で執行部を押えるのはむずかしい。札師とどこが組むかで中心勢力が決まるのが実情』ということらしい。……このような師範の学閥意識は教壇の上にもひびいてくる。石狩管内に入った旭師出身は札師出身に押され、また札師出身は上川地方では旭師に圧迫されて転出した実例は多い」と道新は報じている。（『北海道 ⑩ 学閥』1958年1月15日）

教育学部紀要 第18号

- (22) 「速報」No. 411, 1954年9月22日
- (23) 伊ヶ崎曉生「教育制度および教育政策」(勝田守一編「教育学」所収, 青木書店 1958年) p. 185
- (24) 宗像誠也「教育政策と教育運動」(「現代教育学3」所収, 岩波書店, 1961年) p. 230
- (25) 金子竜吉「地域の『都市化』と学校」(民研「地域の生活と学校」所収, 明治図書, 1968年) p. 279
- (26) 鈴木朝英・斎藤秋男・船山謙次「北海道の教育と政治」(「中央公論」1959年2月号) p. 142
- (27) 同書, p. 151
- (28) これは日教組第16回臨時大会の春季斗争の項からの転用である。
- (29) 北教組は機関紙として「北教」(月2回発行), 斗争の経過, 結果を中心とする「速報」(臨機に発行), 法令の解説, 討議資料を中心とする「情報」(月1回発行)を発行していた。
- (30) 「速報」No. 61, 1958年2月13日
- (31) 北教組調べによると全道130ヶ所で北教組組合員の参加は14,313人他団体参加数1,802人となっている。なお根室は0となっている。
- (32) 「北教」1958年4月1日
- (33) 芽室支部33年度運動方針
- (34) 動評反対職場決議数(全職場数2,855)

	2月6日	3月8日	4月2日	5月27日
石南中北上後樽渡胆日十根網釧宗留	11 19 54 16 31 14 5 0 79 45 67 1 31 2 14 15	20 27 82 34 51 39 16 0 85 111 86 4 58 8 24 20	25 34 88 46 55 45 22 1 88 118 119 9 75 13 24 20	48 37 106 55 84 91 43 48 99 124 143 11 104 16 39 31
札小函室釧帯北夕岩網留吉稚紋名美旭	39 25 29 0 23 19 1 0 0 0 6 0 0 0 17 4 1	42 25 28 0 24 28 23 0 0 8 0 0 0 18 4 25	42 25 32 0 24 28 23 1 0 9 7 8 19 4 25	43 28 36 0 24 28 24 4 30 10 8 8 20 20 13 25
計	564	901	1,062	14,301

- (35) 註(26)に同じ。p. 149
- (36) 永井道雄「北海道の人と教育—勤務評定と選挙—」(「北海道教育評論」1958年7月号) p. 626—627
- (37) 1958年党派別市町村議会議員数
- | | 市議 | 町村議 |
|-------|------|--------|
| 自 民 党 | 125人 | 64人 |
| 社 会 党 | 171人 | 132人 |
| 共 産 党 | 9人 | 22人 |
| 諸 派 | 0人 | 5人 |
| 無 所 属 | 475人 | 3,086人 |
- (38) 全国的には, 話し合い解散による争点なき選挙といわれ, 結果は革新勢力の予想外の伸びやみ, 保守の絶対多数継続となつて終つた。この選挙後成立した第2次岸内閣は絶対多数継続をバツクに短期断行の高姿勢を明らかにし, 灘尾文相は動評絶対実施の態度を重ねて強調した。社会党は全国的には僅か8名しか増えなかつたが, 北海道では8人から11人に増やしそのうち3名をしめ, 議席数も自民党と同じにこぎつけた。戦後衆議院選挙における党派別得票率の推移は以下のとおりである。(上段が全国得票率, 下段は北海道得票率)

衆議院	自由党 吉田 鳩山	改進黨 田山	社 会 党 右 左	労働	共産	協同	諸・無
21. 4	24.3 22.1	18.4 3.3 2.3 18.3	17.8 15.5	— —	3.8 16.6	—	32.2 35.2
22. 4	26.9 24.2	25.0 7.0 12.6 9.2	26.2 29.2	— —	3.7 3.7	—	11.2 21.3
24. 1	43.8 36.3	15.7 3.4 11.1 —	13.5 12.5	2.0 7.1	9.8 5.1	—	11.8 28.0
27. 11	48.0 36.8	18.2 20.4	11.4 9.7 9.1 22.7	0.7 6.6	2.5 2.6	1.0 —	8.4 4.3
28. 4	38.9 8.8 31.4 7.3	17.9 18.6	13.5 13.1 —	1.0 —	1.9 —	—	4.9 1.9
30. 2	26.6	36.6	15.3 13.9 —	1.0 —	2.0 2.63	—	4.6 4.83
33. 5	57.8 49.51	—	32.9 46.88	—	2.6 2.43	—	6.7 1.18
35. 11	57.6 46.2	—	27.5 42.1	—	2.9 1.9	— 0.2	3.2 3.9
38. 11	54.7 44.2	—	29.0 41.3	—	4.0 2.4	—	4.9 7.6
42. 1	48.8 41.7	—	27.9 43.8	—	4.8 4.1	公明 3.3	5.7 3.5
44. 12	47.6 40.7	—	21.5 34.5	—	6.8 6.1	10.9 9.4	5.5 3.4

- (39) 北教組編「北海道教育関係職員録」(1958年)より作成。以下, 地区協, 支部に役職別の人数をのせる。

地区協 区会		校長	教主	教諭	25 以上	24 20	19 15	14 10	9 以下	高校
石狩	支 副 書 書	長 部								

北海道における勤評闘争—教育行政・運動の矛盾の展開

協議区	校	教	教	25	24	19	14	9	高
協議区	長	主	諭	以上	20	15	10	以下	校
根室	支 部 長	5	2	0	0	0	0	0	0
	副支部長	3	2	4	0	0	0	0	0
	書記長	1	4	2	0	0	0	1	0
	書記次長	0	2	4	0	0	0	1	0
	計	9	10	9	0	0	1	2	0
網走	支 部 長	17	2	4	0	0	3	1	0
	副支部長	16	8	3	1	0	1	0	0
	書記長	0	14	10	0	0	3	5	2
	書記次長	0	0	16	0	0	0	5	11
	計	33	24	33	1	0	7	12	13
上川	支 部 長	5	13	9	1	4	2	2	0
	副支部長	3	14	12	0	3	4	3	2
	書記長	0	1	26	0	4	2	12	5
	書記次長	0	0	21	0	2	2	7	9
	計	8	28	68	1	13	10	24	16
宗谷	支 部 長	10	1	1	0	0	0	1	0
	副支部長	6	6	0	0	0	0	0	0
	書記長	0	4	8	0	0	0	4	0
	書記次長	0	1	7	0	0	0	7	0
	計	16	12	16	0	0	0	12	4
留萌	支 部 長	7	1	2	0	0	0	1	1
	副支部長	2	3	5	0	1	0	3	1
	書記長	0	6	3	0	0	0	1	2
	書記次長	0	1	7	0	0	0	3	3
	計	9	11	17	0	1	0	8	8
市支部	支 部 長	4	5	8	3	4	1	0	0
	副支部長	2	6	22	3	12	3	1	1
	書記長	0	1	16	1	2	6	7	0
	書記次長	0	0	21	0	0	7	8	6
	計	6	12	57	7	18	17	16	7

(40) 1958年には党員数約3,500人といわれ、党支部数は107(道南13、後志10、石狩8、上川15、胆振7、日高2、十勝8、釧路4、根室3、網走14、宗谷3、留萌2、空知18)とされていた。(全北海道農民連盟「戦後北海道農民運動史」1968年、p. 400—401による)

社会党の場合党費を役員がたてかえている名目党員が約4%存在し積極分子は全体の1割から2割程度といわれているが、この基準を北海道において見た場合、社会党の各級議員の約2倍にしかならないから北海道社会党も典型的な逆ピラミッド型の党であつたといえよう。僅か数千の党員と総得票者の48%、86万票のギャップをうめっているのは31万の労働者を組織する全道労協、全労と北海道の農民の約1/3、10余万を傘下にもつといわれた農民同盟であつた。

1958年7月の第5回大会で次の役員が選出された。(委員長)渡辺惣三、(副委員長)斎藤正志、(書記長)井野正輝、(財務委員長)時田政次郎、(政策審議会長)塚田庄平、(選対委員長)荒哲夫、(選対事務局)長平野晃、(道議会委員長)中野定敏、(統制委員長)吉田忠三郎

この大会は翌年地方選挙対策が中心となり、人事では、衆院選で落選した渡辺(左派)を委員長にし、副委員長には農村出身右派の斎藤を入れバランスをとり、選対事務局に右派の平野をすえたことが注目された。労組関係はほぼ固定した鍵を握る農村に自民、社会の選挙対策が向けられていた。自民党は北海道開発庁を中心とする官僚機構、農協、農民同盟内右派を足場に農村への浸透をはかっていたが、これは対抗し農民同盟を足場に農民掌握のための農村選挙人事であつた。

選挙得票率より判断すると、左派、労働系が全国より圧倒的に高く右派のそれは低い。右派の基盤は農民同盟—農村である。

(41) 全道労協は、北労会議の「極左的偏向」に不満をもつてこれを脱退した北教組、全連、国鉄、金属、炭労のイニシアティブで1950年11月に結成された。それは座別から総評の結成という中央の動きと対応するものであつたといえよう。結成大会宣言に「吾等は頑迷不遜な彼等(吉田政府、資本案)と極左分子の意図する暴力等命を阻止するために起つ」とうたい「北海道労働運動にかがやかしき一頁を画する」として成立した全道労協は、8ヶ月後の第3回大会(1952年7月)、「再軍備すべきだ」という発言で大混乱を起し「両条約反対、民族の完全独立を闘い、再軍備反対、平和憲法を守れ」のローガンに賛同する勢力が多数を占め、翌53年7月の第4回大会では「軍事基地化反対」を加え、54年の第5回大会で平和四原則を確認するという変化をたどっている。

53年以降問題化した軍事基地反対闘争を連続的に闘い、54年には「憲法擁護国民連合本部」の結成に農民同盟と共に中心的役割を果たし、56年には在来の平和諸団体を統合した北海道の平和運動のセンターとしての「北海道平和運動協議会」の結成に参加し、各種平和運動をすすめてきた。これらの運動の中で全道労協は「第三勢力論」から「平和勢力論」が主導する組織へと変化していくがそれは1956年以降と考えられる。

次に全道労協組織についての若干の統計をあげる。これは三好好一「官庁統計からみた北海道の労働運動」(「道政研」1969年10月号)によるものである。

第1表 全道労働者の組織・人員の推移

	北労会議	全道労協	全労(同盟)会	
昭和23年	269,303		15,329	旧総同盟日
24	184,404		19,163	労系の全道
25	56,204		16,664	段階中央組
26		176,422	5,664	織
27		243,024		
28		231,770		
29		234,486	8,585	
30		259,567	10,543	
31		255,984	12,422	
32		284,242	10,120	
33		296,741	14,178	
34		311,813		
35		313,583	21,299	
36		319,637	14,655	(海員を含ま)
37		—		
38		316,189	22,653	〃
39		—		
40		317,133	28,743	(海員含まず)

第2表 全国単産のうち北海道の占める割合(%)

	昭和24年	26年	30年	40年
全電	6.7	8.9	5.0	5.6
通運	10.4	10.1	7.4	8.9
労働	4.2	11.2	10.5	11.8
組合	6.1	16.3	8.7	14.0
農林	8.0	3.8	6.1	6.3
労働	21.9	22.7	18.6	14.6
組合	23.8	33.1	36.4	60.5
労働	1.6			3.3
組合	0.9			4.3
労働	21.1	14.4	18.8	12.6
組合	6.2	6.2	8.9	7.7
労働	10.7	10.7	11.1	10.3

第3表 労働争議のうごきと全国からみた比率(%)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	組織労働者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率	労働争議参加者のうち労働争議参加者の比率
昭和20年	75.1	—	—	—	—	—	—	—	—
21	69.3	44.2	6.0	7.8	5.5	88.1	69.2	5.9	—
22	135.8	69.1	38.1	7.2	16.8	3.0	5.7	—	—
23	57.5	67.5	76.7	8.2	11.9	67.4	6.1	5.7	—
24	70.5	45.3	32.1	7.2	16.8	77.1	6.3	—	—
25	67.0	51.0	30.3	10.3	22.7	74.5	6.3	6.4	—
26	81.4	51.4	32.7	9.8	15.1	77.6	6.0	—	—
27	134.4	129.5	53.0	13.4	29.3	40.1	6.1	6.3	—
28	66.3	57.8	20.8	7.1	15.6	71.6	6.2	—	—
29	54.4	26.4	19.9	7.3	10.6	23.1	5.9	—	—
30	77.9	24.5	27.4	7.5	8.6	42.3	5.8	6.1	—
31	50.1	17.9	17.1	5.5	11.3	42.5	5.8	—	—
32	135.7	66.0	46.0	6.1	16.3	7.3	53.5	5.8	—
33	113.0	46.6	38.3	7.1	16.2	2.8	66.4	5.9	5.8
34	88.9	57.5	35.7	8.0	20.0	31.6	69.3	6.0	—
35	71.3	26.3	30.0	5.6	12.3	0.9	72.2	5.7	5.6
36	75.8	44.0	15.2	3.7	11.6	2.6	60.1	5.4	—
37	85.9	72.2	28.8	5.5	21.9	85.3	—	—	—
38	32.0	14.6	10.7	1.7	4.8	6.4	50.6	5.0	—
39	28.4	11.5	9.6	1.7	5.3	9.4	32.6	4.9	—
40	35.6	17.4	12.3	1.9	—	—	47.5	—	5.3

第4表 北海道の労働組合組織の総括

	A	B	C	D	E	F	G	H
	労働者数	組合員数	組合員率	地区労働者数	傘下人員	全道労働協	民間労働組	官公労
年	人	人	%	人	人	人	人	人
23	407,069	701,330	60.3	49,149	711			
24	418,142	727,440	59.8	46,175	517			
25	340,683	758,443	49.9	40,138	158	176,422	219,975	122,713
30	362,367	988,707	40.4	80,254	270	259,567	203,319	159,048
35	429,836	1,289,000	33.3	189,284	364	313,583	236,178	213,658
40	492,422	1,376,000	35.7	211,352	080	317,133	269,771	222,651

三好氏の分析の中心は50年代後半における北海道労働運動の客観的条件の急激な変化に北海道経済の伝統的骨格体系(農業、炭鉱)の崩壊とこれに主体的に対応できない労働運動の動揺、北海道労働運動の背景の分散におかれているように思うがそれ以前の時期については次のように指摘されている。

「北海道労働者階級の戦闘性はどんなものか…争議参加人員からみて…すさまじい戦闘性、つまり全国レベルの三〜四倍の実力斗争をやったことがあきらかである。もちろんこれは炭鉱労働者あつてのこと(争議人員の6〜7割は炭労)であろうが、地下産業のそれをのぞいた他の労働者の戦闘性も、若干の変動はあるが馬鹿にならない」と評価しその頂点が1957年にある事を指摘したあと、50年代後半の客観的条件の変化に対応できない主体的条件について「戦後、北海道労働運動は、朝鮮戦争のさなかに…再出発した。だが、その性質にはアナザーゼとしての協調主義と議会主義がまともわりついていたし、しかもそれは政治支配と職場管理において他府県よりも早く開始された『民主主義に照応する純ブルジョア的方法』および地方自治体権力の一時的把握による労働官僚・貴族グループの形成に深くからみ合っていたといえよう」とその問題点をあげられている。

北海道の労働組合運動は、1953年三鉱連の「英雄なき113日の闘い」、1954年日鋼室蘭斗争、1958年王子斗争、炭労ストと全国的組合運動における大斗争をになつてきた。全道労協の中心になつたのは、組織人員、斗争力からいって第一に炭労であり、国労、北教組があげられる。(全道労協の「個三家」)

政党との関係においては「労農党や右派社会党の良心派との統一に努力しなければならぬ」(53年)、「左社を中心とする右社、労農の階級政党を強化し…」(54年)、「階級政党の統一を促進せよ」(55年)、「革新政党との提携を強化…」(57年)と左社→社会党支持を一貫している。共産党に対しては、52年の大会では「自由党と共産党どちらに対象重点をおくか」(炭労)という質問が出る状態であつた。また54年大会では「平和勢力の規定について」の質問に対して「共産党は含めない」とし平和斗争については「全道労協の綱領の上になつて行動しているので共産党とは一緒に行動できない。しかし個々の運動については行っている」という態度を堅持していた。(北海道労政部「資料北海道労働運動史」による)

- (42) 北海道農民同盟は、戦前の農業会の中堅職員、産育連の有力者、大日本翼賛壮年団幹部を中心に農業会を足がかりにして全道的に網羅された「北海道農村建設連盟」、「上川農民同盟」、「空知農民団体協議会」、「北見農民団体協議会」を中心に1947年6月に結成された。この組織の特徴は、(1)反共を前提にし、(2)組織対象の中心を中農層とした全村網羅組織であり、(3)運動の主導権は中富農がにぎり改良的、日和見の性質と動揺性をもち、(4)農民セクト主義が強い、という弱点をもつていた。富農層を代表する農業会、農協、農建連につらなる右派(協同党、改進黨支持)と左派(農民党、社会党支持)の混在で指導部を構成するこの組織は、47.8年までは内部対立を含みつつ農政運動を前面にたてた運動を共同してすすめてきた。しかし、農村の階級分化の進行、新たな農業政策の展開という客観的变化を反映して組織内の対立、分解が次第に鮮明化する。この対立は中央レベルでは1952.3年には左派主導権の確立をもつて一応収拾をみる。それは52年以降、日農主体性派の方針を採用し、52年には「農民の生活を守るのは社会主義政策である」として「農民政治力の結果の拠点を社会主義勢力におく」と規定したことにおらわれている。このように階級的立場を明確にするにつれ、従来の農業という職域から超階級的に農村政治力結果を考える農民党方式を脱皮し労農提携による民主戦線の強化という構想が前面にでてくる。1953年の基地斗争では、「全道労協とはまた提携の段階でないので農業委員、農協、町村長会と提携する」という方針をだしていたが、1954年には「憲法擁護国民連合道支部」結成に全道労協と共に世話人となり、世界平和大会準備会に参加、教育二法反対斗争支持表明、55年日鋼室蘭斗争に対し農民の一握りカンパで支援、松原産業の賃金未払に対し全林野労組との共闘と労農提携を明確にしていく。このように農民同盟は、農協党、社会党、そしてその左派へと主導権が移行していくのであるがその主体的バネとなつたのは農民同盟青年部であり53年、54年、56年と続く凶作と大衆的な規模でもたれた凶作危機突破大会(農民同盟、日農、開拓者連盟共催)に求めることができるし、サンフランシスコ体制下における左社の躍進がこれを支えていた。

しかしながら農民同盟の左翼化は「運動の反省から階級的自覚の成長その実践という一連の過程が実は農民大衆との実践的結びつき

からの所産ではなく、幹部や一部自覚分子が大衆をおき去りにして行われた」(北海道農民同盟「北海道農民同盟10年史」p.343)という重大な弱点を内包するものであつた。請負的、ひきまわし的指導は全村網羅のルーズな組織においてはその矛盾を二乗化するものであつた。この矛盾は選挙の度毎に表面化しその都度組織問題をひきおこしている。(55年以降は、衆議員は全員社会党、道議員は社会党、協同クラブを推薦)特に1956年の参院選において、全国区候補として社会党森氏を執行部は推薦したが、下部の地区町村で右派が岡村文四郎氏を擁立対立し、農民同盟を脱退し第2組織結成の動きを示すという組織的危機に至つた。57年にはこのような危機感を反映してか「一人の百歩前進より百人の一步前進」を総会スローガンとし運動目標から政治的スローガンをおろし身近な経済的なものを中心としている。ここでは農民の要求にもとづき農民自らが参加する運動、部落を基盤にした運動が強調され、労働組合運動でいわれた「幹部斗争から大衆斗争へ」が数テンポ遅れて課題とされているのを見ることができている。しかし組織の矛盾の顕在化に対応した新しい組織方針を模索の段階で過去の欠陥を清算できいまま農民同盟は58年から59年にかけての地方選挙斗争に突入せざるを得なかつたのである。

- (43) 1957年2月、沿岸中小漁民の生活を守るため大資本漁業偏向の水産行政を是正することを目的に結成。農民同盟の経験から「特定政党に偏しない」このことを強調しているが三役は三好委員長が自民党で本間書記長は社会党、執行委員8人のうち6人が社会党系である。また三役はいずれも各地の漁業協同組合長である。1958年3月現在、単位同盟132、会員32,000人。

- (44) 「速報」1958年5月6日
(45) 同 2月13日
(46) 同 5月22日
(47) (46)に同じ
(48) 同 2月7日
(49) 同 4月25日
(50) (49)に同じ
(51) 北海道新聞、4月24日
(52) 地教委、地方議会名は北教組発表による。
(53) 6月6日網走市教委は北教組に対して「動評は法に定められていることであるからこれを否定することはできない」という回答を行つた。これに対し網走市支部は市労協、社会党との共闘で数度の交渉をもち6月11日に公開質問状を発した。臨時教育委員会が翌12日もたれ、前記回答を協同した。「速報」6月20日

- (54) 道議会勢力は、社会42、自民39、協同クラブ9議席。
協同クラブは、「農村政治力結集」という職域主義をスローガンとした農村議員の議会内団体である。かつての協同党、農民党の流れに社会党右派、民主党にまたがつたもので、かつての「農民党方式」がいきづまり社会党、民主党に分解した残りによつて引きつがれたものである。「農村政治力結集」から「労農提携、社会主義」の立場に移行しつつあつた農民同盟指導部は協同クラブに対して批判的で政治的立場を明確にすることを選挙推薦の条件として要求した。しかし下部にいく程強いといわれる農民同盟内右派を基盤として55年の道議選では推薦をとりつ10名を当選させている。議会内では農業予算の獲得、寒冷地農業の確立、有害対策などの問題で結束し二大政党間では是非々々主義をとっている。少数勢力ではあるが、自社の議席数が伯仲しているため同クラブ向背が自民、社会の勝敗を分かつキヤスティングボードの位置にあつたため自民社会からの切崩しがあり動揺的な性格をもつていた。しかし57年に自動車取得税に賛成して以来、準与党的色彩が強くなつたといわれている。55年以降において社会党の議会対策は同クラブに大きな力が注がれるが、それは同時に同クラブを媒介に遅れた農民の影を社会党がひきずっていくという危険性も存在していた。

- (55) 1958年3月現在、81支部、党員約4万人といわれている。
(56) 第2回定例道議会議事録 p.135—136
(57) 同 p.136—137
(58) 同 p.137
(59) 同 p.132—135
(60) 同 p.135
(61) 第2回定例道議会予算委員会議事録 p.211
(62) 第2回定例道議会本会議議事録 p.132
(63) 第2回定例道議会予算委員会議事録 p.147
(64) (63)に同じ
(65) 同 p.155

北海道における勤評闘争—教育行政・運動の矛盾の展開

(66) 第2回定例道議会本会議議事録 p. 138

(67) 同 p. 139

(68) 第2回定例議会予算委員会議事録 p. 150—151

(69) 同 p. 194

(70) 同 p. 199

(71) 同 p. 155

(72) 同 p. 199

(73) 同 p. 200

(74) 同 p. 151

(75) 第9回定例道議会本会議議事録 p. 154

(76) 同 p. 149

(77) 第3回定例道議会(10月)予算委員会議事録

(78) 第2回定例道議会予算委員会議事録 p. 155

(79) 「速報」1958年4月30日 No. 93

(80) 「小学校、中学校における道徳教育について」(通達)

一、基本方針

1. 道徳教育は教育活動の全体を通じて行がその充実強化をはかるために計画的でまとまった道徳指導ができるようにすること。
2. 児童生徒の道徳性の自覚を深め道徳実践力を一層高めるようにつとめる。
3. 指導の実際にあつては、児童生徒の自主性を尊重し、かつての修身科の復活にならぬよう配慮すること。

二、指導計画の樹立について

1. 地域社会との関連 父兄や地域の人々の意見をよくきき地域の実態を調査し、生活に即した指導計画をたてること。2. 児童生徒の発達との関係 道徳性の発達段階を明確にし、系統的発展的指導ができるようにすること。3. 生活指導との関係従来行ってきた生活指導の体系をくずすことなく、その積み重ねの上にたつて道徳指導を行うこと。4. まとまった道徳指導について 各教科の指導時間数に変更を及ぼすことなく、教科における道徳指導を効果的に行うとともに、学級会やホームルーム等の教科以外の活動(特別教育活動)において計画的な指導を行うようにすること。

三、指導上の留意点(略)

(81) 勤評斗争の方針、役員選挙をめぐる、いわゆる「平垣派」、「宮之原派」の対立が表面化していた。「宮之原派」の一大拠点であつた北教組が役員選挙において「一括投票」を行つていたことが福島、山形等から問題にされ、選挙が有効か無効かをめぐって混乱し、ついに流会となつた。

なお北教組中央執行委員会は次のような統一見解を発表した。

「役員選挙問題に関する統一見解

……中央執行委員会は……真に組合員から信頼され、反動勢力と対決し斗争の役員について慎重な議論を行つた結果、委員長、副委員長については信任、書記長、書記次長については平垣書記長、大鹿次長の独善性が強く組織内外から極めて強い批判がでていることから書記長宮之原貞光(鹿児島)書記次長権枝元文(岡山)山村ふさし(三重)に投票することを決定した。更に投票に当つては23名の代議員が完全に組織の代表として投票が行われる具体的な方法に協議した結果、代表者が一括記入し、代議員が夫々点検の上、個人毎に投票する方法を決定した。このことについて、日教組規約第32条(第26条及至第31条の各条の選挙はすべて代議員の直接無記名投票によるものとし、選挙規定は別に之を定める)に抵触するかどうかの議論を行つたが一投票でないことや、かつて総評大会において日教組が実施していたこと北教組としてもしばしば用いていたことから問題がないことを確認した。……われわれは『労働組合の内部が混乱すればする程、喜ぶ者は誰か』ということをも再認識の上、一日も早く定期大会の終了をみる最大限の努力をするものである」

(82) 朝日新聞(7月10日)

(83) 前掲、1857年臨時増刊 No. 145

(84) 朝日新聞7月12日

(85) 北海道新聞8月3日

(86) 速報8月19日 No. 23

(87) 資料労働運動史(労働省)

(88) 同

(89) 同

(90) 北海タイムス9月12日

(91) これは次のように総括されている。

「この戦術(登校拒否)は、勤評斗争を全労働者の課題にする上で一定の積極的な役割はあつたが、一面かなり問題をもつ戦術であることが、当時中央委員会幹部会でも検討されていた。党としては、当時総評の全体の斗争方向を支持し、この戦術にともなう危険な面—

消極的な面を公然と指摘することはしなかつた。……ただあの戦術は、組合員の生徒が多数をしめない条件のもとでは、子供の統一行動という点でかなり強引な戦術であつた。今後の一般的教訓として、党は労働組合の決定した戦術でもきわめて明確な危険がある場合には、多少の誤解がなくても必要な注意をしなければならない。」(第3回中央委員会総会)

(92) 「9・15斗争組織実態調査」より。以下同じ。

(93) 北海道新聞8月30日

(94) 朝日新聞9月11日

(95) 同9月10日

(96) 第8次全道教研習小牧レポートにはこれが生々とまとめられている。

石川孝雄「王子争議を通して父母と教師はどのように結ばれていつたか」

中村真「王子斗争の行動を通してわれわれの生活と職場がどのように高められたか」

(97) 速報9月15日 No. 47

(98) 北海道新聞9月15日

(99) 日教組全国委員長、書記長会議(9月22日)において次のように報告されている。

青森—2割突入、他は傾斜。秋田—72地教委のうち53地教委が実施延期を決定したので授業カット行わず。岩手—98.5%突入。山形—85%、7,000人の中5,960人参加。宮城—小・中・高2時—3時行動開始、高校3時行動開始。福島—1,002校中221校1日休校突入(臨時のところもあり)正午打ち切り317校、3時以降299、脱落2支部。栃木—午後3時行動開始。茨城—午後3時行動開始、4支部脱落。群馬—16支部中8支部正午打ち切り。埼玉—小・中・高、午後3時行動開始、高校7割正午打ち切り。千葉—知事あせんと受諾し、15日6時17分中止。東京—小・中78%、高校80%。神奈川—午後3時集会。山梨—午後2時打ち切り、1支部脱落。長野—午後3時打ち切り。静岡—中止。新潟—2割5分。富山—放課後実施、職場集会。石川—中止。福井—実質的脱落。愛知—3時半、全県集合。岐阜—34支部中、2時2支部、3時半22支部。三重—殆んど傾斜。滋賀—3時半、18支部中5支部5時以降、2支部脱落。京都—60.24%。奈良—放課後職場集会。和歌山—正午打ち切り3割、過半数突入2支部部分的4支部、脱落2支部。岐阜—正午打ち切り11,100名参加。時間ずらして5,601名、8,990名不参加。兵庫—32支部中8支部参加。鳥取—2割。岡山—午後3時。島根—午後3時半。広島—3割5分、他は傾斜、高校3時。山口—1割休校実施。香川—午後3時。徳島—正午打ち切り、14支部中1支部、他は3時半。愛媛—正後打ち切り周桑郡支部のみ。高知—小・中97%、高校100%突入。福岡—3時半。佐賀—職場大会。長崎—知事調停案受諾、3時から集会。大分—3時集会、5支部職場集会。熊本—3時。宮崎—3時打ち切り、75%。鹿児島—小・中、地教委に対する勧告、高校職場集会。

(100) 日教組20年史資料編(労働旬報社、1970年)p. 754

(101) 「折も折、来春の知事選に北教組出身の横路氏が社会党候補として出ることを10日決定した。無益な実力行使は、せつなく立候補を受諾した同氏の立場を不利にするだけだろう。現に相手の自民党連連の林幹事長は『横路氏は立場からいつたつて勤評斗争の先頭に立たざるを得ないんだ。そして知事選のカギを握る農漁村の人たちは、こうした斗争主義を本能的にきらつている』と、勤評斗争が激しくなるほど保守派が有利になることを暗にほめかしている。そしてこの辺の察しをつけた井野社会党道連書記長も『15日の授業カットは、北教組が『英知』をもつて避けてくれるだろう』と期待している」(朝日新聞、9月12日)

(102) 北海タイムス9月15日

(103) 社会党の津川武一議員が「……知事は、よく道民の先頭に立ち、あるいは道民とともに、民主主義の教育、あるいは地方自治を守らんと、身命を投じて、日夜を分たず努力され、民主行政を確立し、今や、産業、経済、教育、文化は将来大発展の基礎を確立するに至らしたことは、道民の深く感謝にたえないところでありまし。…田中知事のこの偉大なる功績はさながらとして本道の空に輝き(笑声おこる)策きし施策の上に、文化は芽ばえ、雄大無辺の民主北海道は育ち、その名は道政上に唳然として残されるのであります。(この時発言する者あり)(笑声おこる)……がなれば田中知事と激励いたしまして、私の質問を終わります」とやれば、自民党は知事の「公約不履行」を攻撃し、これに応え、中山信一郎議員は「(全道労働会)わが党が知事候補として予定している人の個人攻撃材料までそろえ、その材料として、その人は警視總監として弾圧の張本人であり、戦犯

教育学部紀要 第18号

相当官であるとか、あるいはきわめて北海道には縁が薄く自民党のかいらいであるとかいうような個人的な面を強く打ちだしたのであります。……町村金五氏は、終戦内閣当時の鈴木貫太郎氏が……あの終戦の混乱を收拾し……東京都の治安を維持するためには、町村氏以外になしと判断して……当時新潟県知事在任中の町村氏を起用して、東京都の治安を維持したのであるが、その在任期間わずか3ヶ月余にしかすぎないのであつて、その間において、弾圧等はなすべき余地もなくまた事実もなかつた……また同氏の出生地が札幌であり、北海道に縁の深いことは、これまた周知の事実であつて、各位もすでに御承知の通りであります。(冗談でないぞ)(黙つてきけ)(黙つて聞けない)」と直接町村氏の宣伝を行うというありさまであつた。

- (104) 第3回定例道議会(以下同じ)本会議議事録 p. 235—236
- (105) 本会議議事録 p. 189—190
- (106) 予算特別委員会議事録 p. 259
- (107) 同 p. 487
- (108) 本会議議事録 p. 334
- (109) 予算特別委部会議事録 p. 480
- (110) 同 p. 471
- (111) 本会議議事録 p. 211
- (112) 同 p. 213—214
- (113) 予算特別委員会 p. 487
- (114) 同 p. 483
- (115) 同 p. 478
- (116) 本会議議事録 p. 191—192

- (117) 同
- (118) 同 p. 309
- (119) 同 pp. 211—212
- (120) 無論批判に限界があるのは事実である。例えば安延氏は「……教育の自由というものは、やはり相手の年齢層により、法の限界というものもありますし、また、教育者としての良識としての限界もあるのでありまして、教育は野放図に自由なものとは決して考えておりません。……ただ、思想の自由は、これは絶対に必要である。教育の自由というものは、これは自由なものでない」(本会議議事録 pp. 338—339)
- (121) 本会議議事録 p. 209
- (122) 同 p. 122
- (123) 同 pp. 316—317
- (124) 予算特別委員会 p. 411
- (125) 同 p. 427
- (126) 本会議議事録 p. 551
- (127) 社会党議員は反対の態度を貫かなかつた。田中知事は「同志諸君とも相談した」と言明している事はこのことを物語っている。北教組37中委(1959年2月)は「12月12日には、出身議員会を開き、これまでの経過を説明、出身議員の努力を強く要請した結果、『北教組の方針に従い議員総会で努力する』ことを確認した。更に社会党対策も精力的に進めてきたが、遂に打開すべき道を見出すに至らず、事知は12月13日開会第4回定例道議会において、管理職手当を含む追加更生予算を提案するに至つた」と経過報告を行つている。